

議案第 31 号

取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和 39 年条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地方税法等の改正を踏まえ、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設等の措置を講ずるほか、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止などした主催者に対しての払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例の創設や、住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化等に関し所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市税条例の一部を改正する条例

第1条 取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額、ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項及び第11項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項及び第12項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号</p>

の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から9まで (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7

の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から9まで (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 から 10 まで (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 から 10 まで (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パー

7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にそ

セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にそ

の申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2から26まで (略)

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35

の申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2から26まで (略)

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35

条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2及び3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の

条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2及び3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 取手市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当</p>

又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは,その延長された納期限とする。以下第1号,第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ,年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ,第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し,又は納入書によって納入しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。),第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項,第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条,第43条第2項,第48条第5項,第50条第2項,第52条第1項,第53条の12第2項,第72条第2項,第98条第5項,第101条第2項,第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき,これらの規定に定

該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは,その延長された納期限とする。以下第1号,第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ,第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し,又は納入書によって納入しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。),第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項,第2項,第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条,第43条第2項,第48条第5項,第50条第2項,第52条第1項及び第4項,第53条の12第2項,第72条第2項,第98条第5項,第101条第2項,第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき,こ

める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 アからエまで (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、	(略)

これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 アからエまで (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、	(略)

市内に有する事務所，事業所又は寮等の従業者（俸給，給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
(2)から(9)まで (略)	(略)

3 前項に定める均等割の額は，当該均等割の額に，法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所，事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は，暦に従って計算し，1月に満たないときは1月とし，1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は，法第321条の8第1項，第2項，第31項，第34項及び第35項の規定による申告書(第9項，第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を，同条第1項，第2項，第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに，同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し，及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

市内に有する事務所，事業所又は寮等の従業者（俸給，給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
(2)から(9)まで (略)	(略)

3 前項に定める均等割の額は，当該均等割の額に，法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間，同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所，事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は，暦に従って計算し，1月に満たないときは1月とし，1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は，法第321条の8第1項，第2項，第4項，第19項，第22項及び第23項の規定による申告書(第10項，第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を，同条第1項，第2項，第4項，第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに，同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し，及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 37 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を

い。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当

加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係

する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告

る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

9 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 4 項において同じ。))に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 4 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 4 項において同じ。)に限り、当該連

結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 (略)

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の

法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 (略)

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31

内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 (略)

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又

項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額

は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額

を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第 321 条の 8 第 1 項, 第 2 項又は第 31 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており, かつ, 当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に, 当該増額更正があったときに限る。)は, 当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については, 前項の規定にかかわらず, 次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては, 第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 及び(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 52 条 (略)

2 及び 3 (略)

を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第 321 条の 8 第 1 項, 第 2 項, 第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており, かつ, 当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に, 当該増額更正があったときに限る。)は, 当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については, 前項の規定にかかわらず, 次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては, 第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 及び(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 52 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。))は, 当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべ

き均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 (略)

3 から 10 まで (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3 から 10 まで (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中取手市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中取手市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定、同条例付則第3条の2、第4条第1項、第10条及び第10条の2第27項の改正規定並びに同条例付則第24条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中取手市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び付則第6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中取手市税条例付則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の取手市税条例(以下「新条例」という。)付則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。),第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の取手市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつ

た葉巻たばこに係る市たばこ税については，なお従前の例による。

第6条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については，なお従前の例による。

議案第 32 号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 から 15 まで（略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 16 及び 17（略） 18 法附則第 15 条第 1 項，第 13 項，第 18 項から第 22 項まで，第 24 項，第 25 項，第 29 項，第 33 項，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項から第 44 項まで，第 47 項若しくは第 48 項，第 15 条の 2 第 2 項，第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。 19（略）	付 則 1 から 15 まで（略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 16 及び 17（略） 18 法附則第 15 条第 1 項，第 13 項，第 18 項から第 22 項まで，第 24 項，第 25 項，第 29 項，第 33 項，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項から第 44 項まで，第 47 項若しくは第 48 項，第 15 条の 2 第 2 項，第 15 条の 3 又は第 61 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 61 条」とする。 19（略）

付 則

この条例は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する国民健康保険税の減免についての特例措置を講ずるとともに、地方税法の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項，<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4</p>

並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「法第 31 条第 1 項」とあるのは「法第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

6 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

- 15 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に国民健康保険法第 9 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 2 5 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイ

項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「法第 31 条第 1 項」とあるのは「法第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

6 から 14 まで (略)

ルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合にあっては、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

16 前項第2号の規定にかかわらず、第21条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、同号の規定は適用しない。ただし、市長が特に適当であると認めるときは、この限りでない。

17 付則第15項の場合における第25条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市

長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
- 2 改正後の付則第15項から第17項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第34号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例）</u></p> <p><u>第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下</u></p>	

「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第14条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第11条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第35号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正により、地域型保育事業所を卒園した後においても引き続き教育又は保育が受けられる場合には連携施設の確保が不要とされたことを踏まえ、本市においても当該府令基準に基づいて同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>

(1)及び(2) (略)
6 から 9 まで (略)

(1)及び(2) (略)
6 から 9 まで (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正により、地域型保育事業所を卒園した後においても引き続き教育又は保育が受けられる場合には連携施設の確保が不要とされるとともに、保護者の疾病等の理由により家庭での養育が困難な乳幼児に居宅訪問型保育を提供できることが明確化されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 <u>前項(第2号に該当する場合に限る。)</u>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

(居宅訪問型保育事業)

第 37 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(居宅訪問型保育事業)

第 37 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成 9 年条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

公営住宅法が改正され、入居者が認知症等である場合の収入申告の義務が緩和されたことを踏まえ、収入申告をすることが困難な入居者について、所得情報の閲覧等により市が収入状況を把握して入居者の収入実態に応じた家賃とすることができるようにするとともに、民法の改正を踏まえた保証契約の極度額の設定、明渡請求の際の適用利率の改正その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 <u>前項の連帯保証人は、規則で定める極度を限度として、その履行をする責任を負う。</u></p> <p>3 入居者は、連帯保証人について、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、遅滞なく市長の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) <u>第1項各号の規定に該当しなくなったとき。</u></p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 入居者は、連帯保証人について、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、遅滞なく市長の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) <u>前項各号の規定に該当しなくなったとき。</u></p>

(2)から(5)まで (略)

4 (略)

5 入居者は、第3項の規定による場合のほか、既に立てた連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

6 (略)

(家賃の決定)

第15条 (略)

2及び3 (略)

4 市長は、市営住宅の入居者(法第16条第4項に規定する入居者に限る。)が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、第37条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入(次条第3項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第29条及び第32条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算定した額とすることができる。

5 (略)

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 市長は、前項の規定による収入の申告又は第37条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 (略)

(敷金)

第19条 第11条第1項第2号に規定する敷金の額は、第15条第5項の規定により算出した家賃の3月分に相当する金額と

(2)から(5)まで (略)

3 (略)

4 入居者は、第2項の規定による場合のほか、既に立てた連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

5 (略)

(家賃の決定)

第15条 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 (略)

(敷金)

第19条 第11条第1項第2号に規定する敷金の額は、第15条第4項の規定により算出した家賃の3月分に相当する金額と

する。

2 から 4 まで (略)

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 収入超過者が市営住宅に引き続き入居している場合には、第 29 条第 1 項の規定による認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第 15 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該収入超過者に対して認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項又は第 3 項に規定する方法により算定した額とする。

2 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第 34 条 高額所得者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該市営住宅の毎月の家賃は、第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 から 4 まで (略)

(収入状況の報告の請求等)

第 37 条 市長は、第 15 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 34 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 17 条(第 31 条第 2 項又は第 34 条第 3 項若しくは第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 33 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 35 条の規定によるあっせん等又は第 39 条の規定による市営住宅への入居の手続に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 及び 3 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

する。

2 から 4 まで (略)

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 収入超過者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、当該収入超過者に対して認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項に規定する方法により算定した額とする。

2 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第 34 条 高額所得者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該市営住宅の毎月の家賃は、第 15 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 から 4 まで (略)

(収入状況の報告の請求等)

第 37 条 市長は、第 15 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 34 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 17 条(第 31 条第 2 項又は第 34 条第 3 項若しくは第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 33 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 35 条の規定によるあっせん等又は第 39 条の規定による市営住宅への入居の手続に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 及び 3 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出をした者を市営住宅に入居させる場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡しの請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4から6まで (略)

第40条 市長は、前条の申出をした者を市営住宅に入居させる場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡しの請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4から6まで (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第42条第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に入居者として決定を受けた者に係る連帯保証人については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第38号

取手市建築審査会条例の一部を改正する条例について

取手市建築審査会条例(昭和61年条例第32号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、急を要する場合であって、災害の発生、感染症のまん延等の理由により会議を開くことが困難であると特に認められるときには、特例措置として書面による審議を行うことができるようにし、建築行政の円滑な執行を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築審査会条例の一部を改正する条例

取手市建築審査会条例（昭和61年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第5条 (略) 2及び3 (略) 4 <u>前2項の規定にかかわらず、急を要する 場合であり、かつ、災害の発生、感染症の まん延等、特にやむを得ない理由により会 議を開くことが困難であると会長が認め るときは、書面により審査会の議事を審議 することができる。この場合において、当 該書面による審議が行われた議事につい ては、会議を開いたものとみなす。</u></p>	<p>(会議) 第5条 (略) 2及び3 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正され、これまで都道府県知事及び政令指定都市の長が行っていた放課後児童支援員の認定資格研修を中核市の長も実施することができるようになったことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで (略) 4及び5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで (略) 4及び5 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点（番地先）			最小(m)
1-1336号線	野々井292	40.00		3.26
	野々井294			2.70

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

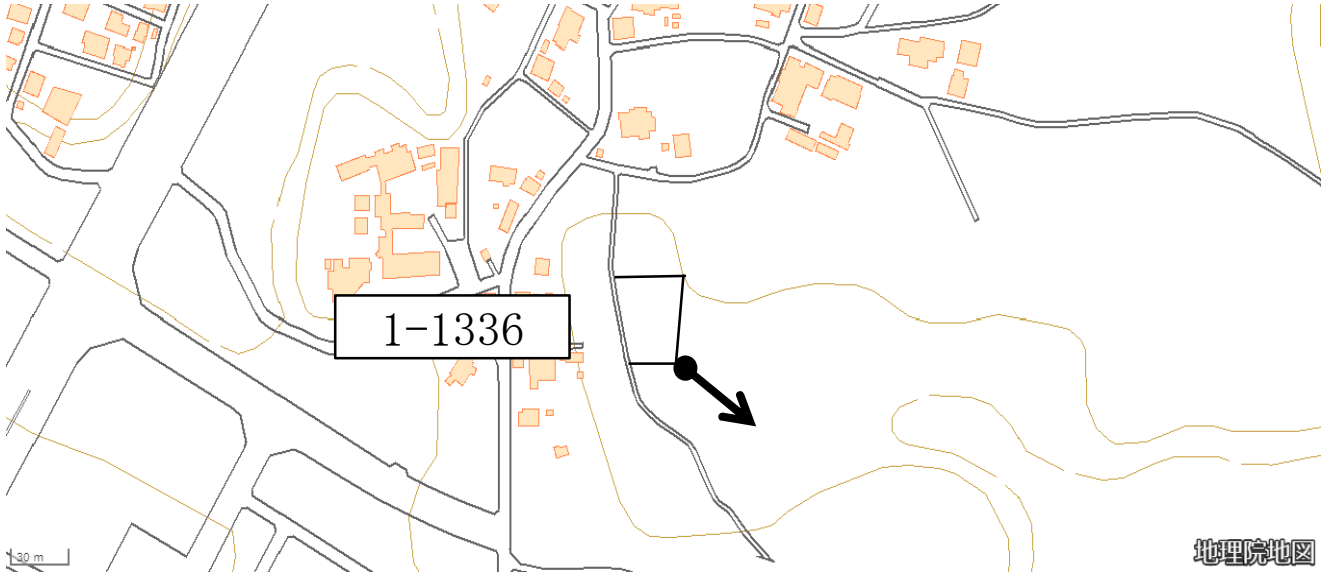
開発行為により道路としての形態を有しなくなった市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 32
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

廃止図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 32
本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1336	40.00m	2.70m～3.26m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第41号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点(番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点(番地先)			最小(m)
1-1367号線	野々井292-8	72.88		12.26
	野々井286			6.00

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

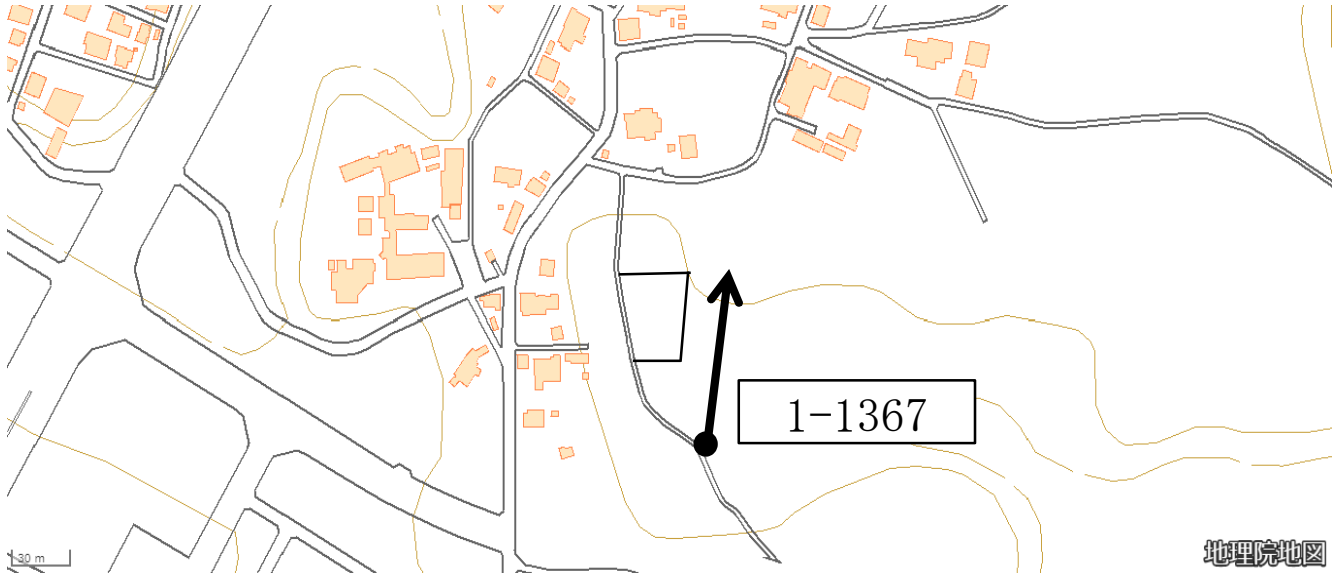
開発行為により市に帰属した道路について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 32
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 32
本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1367	72.88m	6.00m～12.26m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第42号

1 社総交公区第1-9号A街区造成工事その3請負契約の締結について

1 社総交公区第1-9号A街区造成工事その3につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の対象 | 1 社総交公区第1-9号A街区造成工事その3 |
| 2 契約金額 | 金263,780,000円 |
| 3 契約の相手方 | 大竹・和友特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県取手市小文間5584番地
大竹建設株式会社
代表取締役 大竹 光

構成員 茨城県取手市青柳707番地1
和友工業株式会社
代表取締役 武田 浩明 |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

契約についての説明資料

- 1 工事名称 1 社総交公区第1－9号A街区造成工事その3
- 2 工事場所 取手市新町二丁目地内
- 3 工事概要 取手駅北土地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、A街区を一時的に暫定交通広場として利用し、あわせて将来の土地利用を図っていくため、地中に存置された既製杭を撤去するものです。

(1) 構造物撤去工事

既製杭撤去	φ 350	杭長 9.0m	本数 201 本
	φ 350	杭長 13.0m	本数 55 本
	φ 400	杭長 8.0m	本数 98 本

※ φ（ファイ）：杭の外径（単位：mm）

(2) 仮設工事

敷鉄板設置・撤去	2,458 m ²
基礎碎石敷設	740 m ³

(3) 附帯工事

仮囲い撤去	89m
-------	-----

- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和3年2月26日

5 入札参加業者（2業者）

大竹・和友特定建設工事共同企業体
赤塚・常盤特定建設工事共同企業体

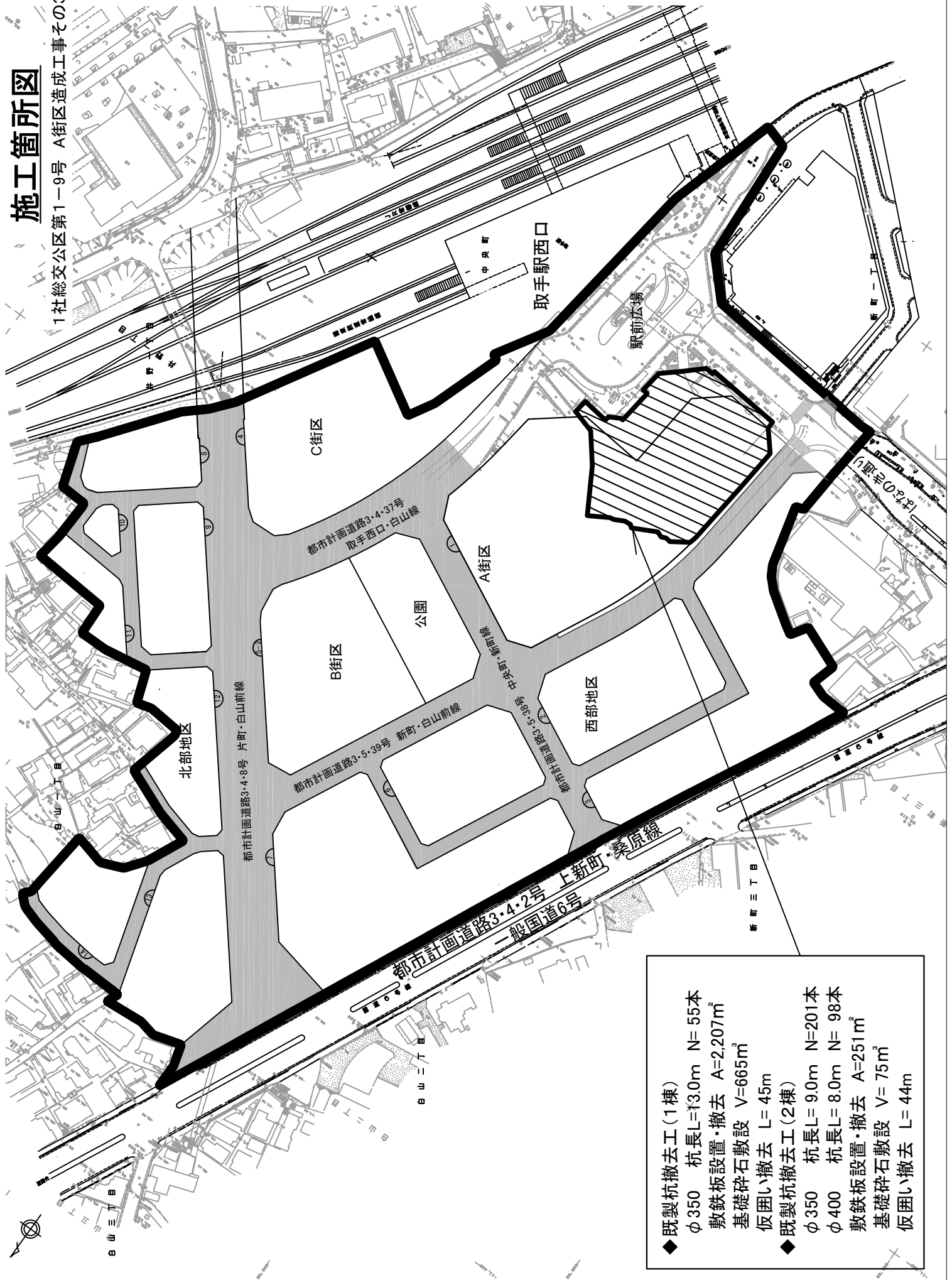
入札調書

(単位：円)

件名	1 社総交公区第 1 - 9 号A街区造成工事その 3		
履行場所	取手市新町二丁目地内	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政課協会議室	入札日時	令和 2 年 5 月 2 6 日 午前 9 時 2 0 分
予定価格	¥266, 827, 000	入札書比較価格	¥242, 570, 000
最低制限価格	¥223, 003, 000	最低制限価格 入札書比較価格	¥202, 730, 000
入札者		入札第 1 回	
大竹・和友特定建設工事共同企業体		¥239, 800, 000	落札
赤塚・常盤特定建設工事共同企業体		¥241, 500, 000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額である。			
契約金額	¥263, 780, 000 円	請負者 氏名	大竹・和友特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和 2 年 5 月 2 7 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 3 年 2 月 2 6 日

施工箇所図

1社総交公区第1-9号 A街区造成工事その3



- ◆ 既製杭撤去工 (1棟)
 - φ 350 杭長L=13.0m N=55本
 - 敷鉄板設置・撤去 A=2,207㎡
 - 基礎砕石敷設 V=665㎡
 - 仮囲い撤去 L=45m
- ◆ 既製杭撤去工 (2棟)
 - φ 350 杭長L=9.0m N=201本
 - φ 400 杭長L=8.0m N=98本
 - 敷鉄板設置・撤去 A=251㎡
 - 基礎砕石敷設 V=75㎡
 - 仮囲い撤去 L=44m

取手駅北土地区画整理事業

議案第43号

2 社総交公区第1-1号A街区造成工事請負契約の締結について

2 社総交公区第1-1号A街区造成工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 契約の対象 | 2 社総交公区第1-1号A街区造成工事 |
| 2 契約金額 | 金378,070,000円 |
| 3 契約の相手方 | 赤塚・常盤特定建設工事共同企業体 |

代表構成員 茨城県取手市白山六丁目12番14号
赤塚工業株式会社
代表取締役 赤塚 康伸

構成員 茨城県取手市駒場四丁目6番5号
常盤造園建設株式会社
代表取締役 飯田 俊美

- | | |
|--------|--------|
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |
|--------|--------|

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

- 1 工事名称 2社総交公区第1-1号A街区造成工事
- 2 工事場所 取手市新町二丁目地内
- 3 工事概要 取手駅北土地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、A街区を一時的に暫定交通広場として利用し、あわせて将来の土地利用を図っていくため、地下2階までの構造物及び地中に存置されている既製杭を撤去するものです。
 - (1) 土工事
 - 床掘 4,500 m³
 - 埋戻し 5,900 m³
 - 購入土 2,300 m³
 - (2) 構造物撤去工事
 - 既製杭撤去 φ300～φ350 杭長15.0m 本数26本
 - φ800～φ1350 杭長13.0m 本数24本
 - 地下構造物撤去 617.7 m³
 - (3) 仮設工事
 - 山留工事 一式
 - (4) 附帯工事
 - 舗装撤去 519 m²
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和3年3月26日
- 5 入札参加業者(2業者)
 - 赤塚・常盤特定建設工事共同企業体
 - 大竹・和友特定建設工事共同企業体

※ φ(ファイ)：杭の外径(単位：mm)

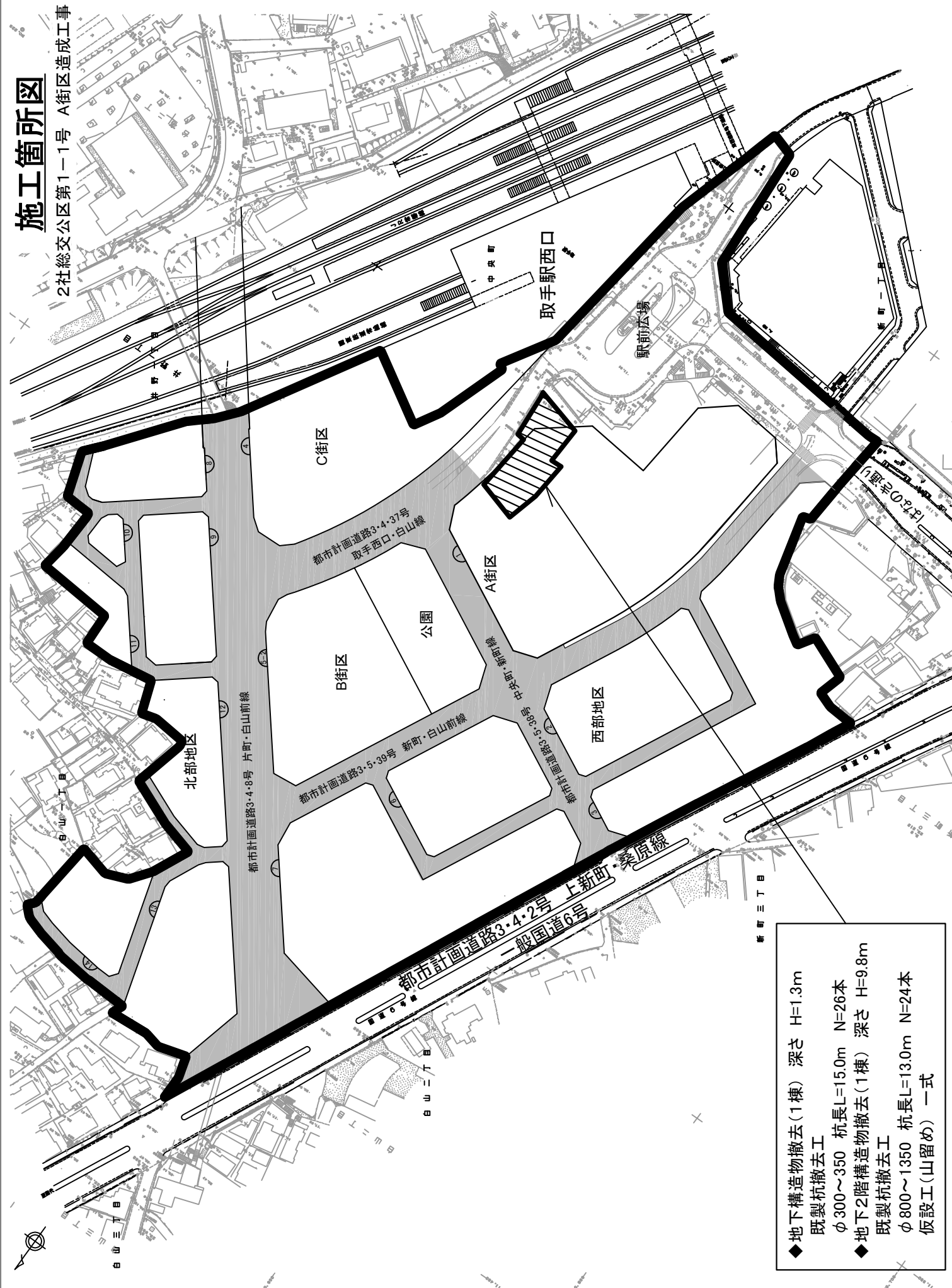
入札調書

(単位：円)

件名	2社総交公区第1-1号A街区造成工事		
履行場所	取手市新町二丁目地内	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政課協会議室	入札日時	令和2年5月26日 午前9時
予定価格	¥381,997,000	入札書比較価格	¥347,270,000
最低制限価格	¥321,057,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥291,870,000
入札者		入札第1回	
赤塚・常盤特定建設工事共同企業体		¥343,700,000	落札
大竹・和友特定建設工事共同企業体		¥345,000,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥378,070,000円	請負者 氏名	赤塚・常盤特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和2年5月27日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和3年3月26日

施工箇所図

2社総交公区第1-1号 A街区造成工事



- ◆地下構造物撤去(1棟) 深さ H=1.3m
既製杭撤去工
φ300~350 杭長L=15.0m N=26本
- ◆地下2階構造物撤去(1棟) 深さ H=9.8m
既製杭撤去工
φ800~1350 杭長L=13.0m N=24本
仮設工(山留め) 一式

取手駅北土地区画整理事業

議案第44号

取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について

取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の対象 | 取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事 |
| 2 契約金額 | 金724,900,000円 |
| 3 契約の相手方 | 常総・大竹特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県神栖市賀2108番地8
常総開発工業株式会社
代表取締役 石津 正美

構成員 茨城県取手市小文間5584番地
大竹建設株式会社
代表取締役 大竹 光 |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

1 工事名称 取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事

2 工事場所 取手市藤代南三丁目1番地1

3 工事概要 宮和田小学校の校舎及び体育館は、建築後約40年程度が経過し老朽化が著しく、維持管理費も年々増大しています。また、一部非構造部材の耐震対策が必要なことから、大規模改造工事に加え、非構造部材の耐震化を行い、安全かつ快適な教育環境の整備を行うものです。

(1) 校舎改造 校舎 R C造 3階 5, 221 m² S55年度, S57年度建築
プロパン庫 C B造 1階 8 m² S55年度建築

- ・外部改修：屋上防水改修，煙突閉塞，外壁補修及び塗装改修，スロープ設置，電気設備改修，給排水衛生設備改修，プロパン庫撤去等
- ・内部改修：トイレ全面改修，多目的トイレ設置，共用部改修，教室改修，照明器具改修，電気設備改修，給排水衛生設備改修，建具改修，スロープ設置等
- ・非構造部材耐震改修：折れ曲がり天井改修等
- ・その他附帯工事

(2) 体育館改造 体育館 S造 1階 926 m² S56年度建築

- ・外部改修：屋上防水改修，外壁補修及び塗装改修，渡り廊下改修，スロープ設置等
- ・内部改修：床・壁天井改修，建具改修，バスケットゴール交換，トイレ全面改修，照明器具改修，電気設備改修等
- ・非構造部材耐震改修：強化ガラス交換，バスケットゴール交換等
- ・その他附帯工事

(3) その他改造 体育倉庫 S造 1階 40 m² S57年度建築
自転車置場 S造 1階 10 m²程度
飼育小屋 S造 1階 10 m²程度
その他 浄化槽, 門扉, フェンス, 遊具, 外構

- ・外部改修：体育倉庫解体撤去・新設45 m²程度,
自転車置場撤去・新設10 m²程度,
飼育小屋撤去, 公共下水接続, 浄化槽一部解体, 門扉改修,
フェンス改修, 遊具改修, 敷地通路改修等

- ・その他附帯工事

4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和3年2月26日

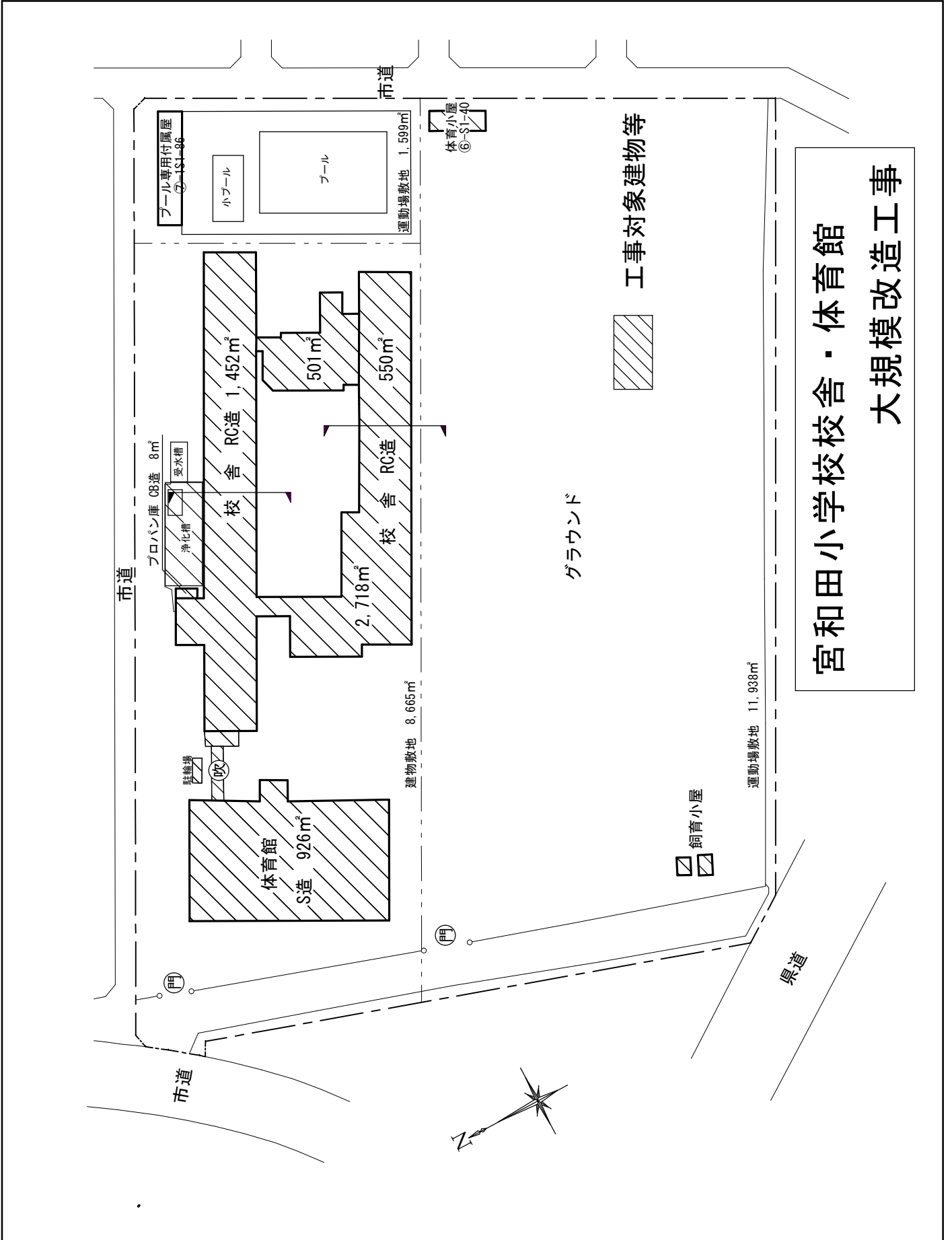
5 入札参加業者 (4業者)

常総・大竹特定建設工事共同企業体
赤塚・常陽特定建設工事共同企業体
岡部・コウキ特定建設工事共同企業体
成島・中央特定建設工事共同企業体

入札調書

(単位：円)

件名	取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事		
履行場所	取手市藤代南三丁目11番地1	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政課協会議室	入札日時	令和2年5月26日 午前9時40分
予定価格	¥743,424,000	入札書比較価格	¥675,840,000
最低制限価格	¥659,373,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥599,430,000
入札者		入札第1回	
常総・大竹特定建設工事共同企業体	¥659,000,000	落札	
赤塚・常陽特定建設工事共同企業体	¥662,000,000		
岡部・コウキ特定建設工事共同企業体	¥664,500,000		
成島・中央特定建設工事共同企業体	¥668,000,000		
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥724,900,000円	請負者 氏名	常総・大竹特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和2年5月27日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和3年2月26日



宮和田小学校校舎・体育館
大規模改造工事

議案第45号

柵木消防署大規模改造工事請負契約の締結について

柵木消防署大規模改造工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の対象 | 柵木消防署大規模改造工事 |
| 2 契約金額 | 金181,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県取手市藤代357番地8
常陽建設株式会社
代表取締役 飯田 憲一 |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

契約についての説明資料

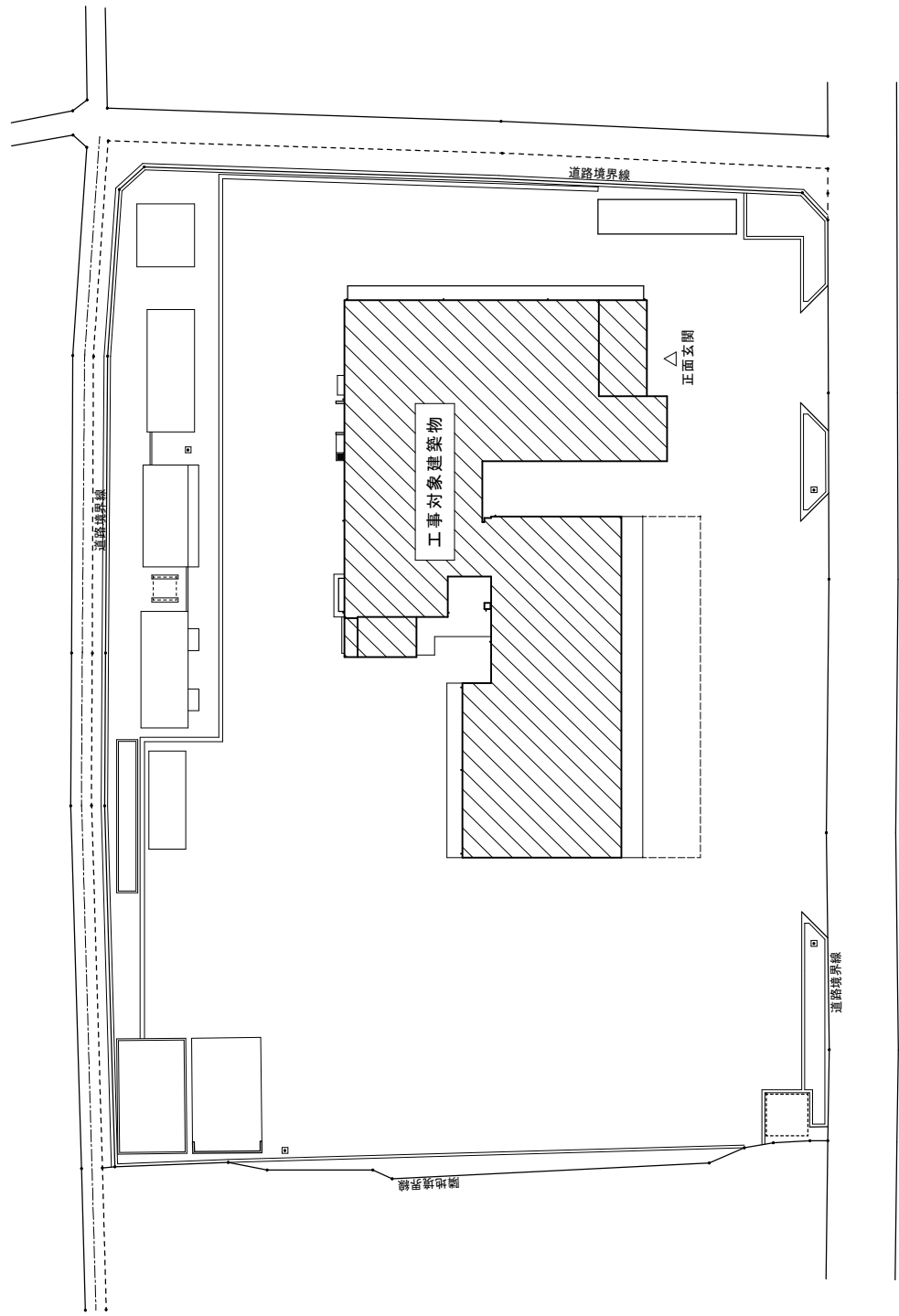
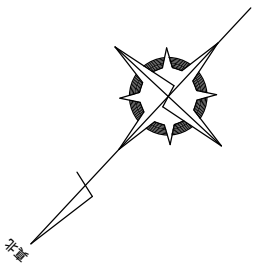
- 1 工事名称 梶木消防署大規模改造工事
- 2 工事場所 取手市梶木950番地1
- 3 工事概要 梶木消防署庁舎は、建築後36年が経過し、老朽化により屋根、外壁、空調設備等に不備が生じていることを踏まえ、大規模改造工事を行い、災害時の活動拠点としての防災施設体制の強化を図るものです。
 - (1) 工事建物
RC造 一部
SRC造 2階 1,300.64㎡
昭和58年建築
 - (2) 工事内容
 - ・外部改修 (屋上防水工事, 外壁 (バルコニー・手すり含む) の改修)
 - ・内部改修 (床・天井改修, トイレ全面改修, 建具改修, 女性用仮眠室・更衣室の設置, 防火衣ランドリーシステムの設置)
 - ・電気設備 (受変電設備改修, 照明器具改修, 通信設備改修, 屋上自家用発電機撤去)
 - ・機械設備 (給排水設備改修, 空調設備改修, 換気設備改修, 高架水槽撤去, 受水槽の撤去新設)
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和3年2月26日
- 5 入札参加業者 (5業者)
常陽建設株式会社
株式会社コウキ建設
赤塚工業株式会社
大昭建設株式会社
大竹建設株式会社

入札調書

(単位：円)

件名	櫛木消防署大規模改造工事		
履行場所	取手市櫛木950番地1	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政課協会議室	入札日時	令和2年5月26日 午前10時
予定価格	¥182,930,000	入札書比較価格	¥166,300,000
最低制限価格	¥161,689,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥146,990,000
入札者		入札第1回	
常陽建設株式会社		¥165,000,000	落札
株式会社コウキ建設		¥165,500,000	
赤塚工業株式会社		¥166,000,000	
大昭建設株式会社		¥166,000,000	
大竹建設株式会社		¥166,150,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥181,500,000円	請負者 氏名	常陽建設株式会社
仮契約 年月日	令和2年5月27日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和3年2月26日

梶木消防署大規模改造工事



議案第46号

災害対応特殊消防自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 災害対応特殊消防自動車 |
| 2 取得金額 | 金29,555,530円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

1 品 名 災害対応特殊消防自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野1264番地1

3 取得理由

取手消防署に配置されている消防ポンプ自動車は、市内全域における火災をはじめとする各種災害に対して第一線を担う消防車両として運用されてきましたが、運用開始から23年が経過し、経年劣化が見られる状況となっています。

大規模化・多様化する災害や事故への対応に加え、地震等による広域災害への対応も求められている状況において、更なる装備の充実を図り、緊急時における迅速確実な消防活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

消防車専用シャシをベースに、四輪駆動により機動性に優れ、車両全体の重量が均等に配分されたことで安定した走行が可能となるとともに、長期使用にも耐えられる構造となっています。また、スペースの有効活用により多くの資機材の積載も可能で、車内座席は空気呼吸器内蔵型座席となっています。

さらに、吸水放水能力に優れたポンプを搭載するとともに、最新の電動ホースカーを車両最後部の動力昇降装置上に積載することで、職員の負担が軽減されると同時に職員の安全も確保され、より迅速確実な消防活動に対応できる車両となっています。

※ 特殊な^{ぎそう}艤装等 ・ 電動ホースカー ・ 空気呼吸器内蔵型座席

5 納入期限 令和2年12月21日

6 入札参加業者（5業者）

株式会社モリタ

有限会社鈴機

株式会社土浦消防センター

小池株式会社

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	災害対応特殊消防自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所301会議室	入札日時	令和2年4月28日 午前10時30分
予定価格	¥29,671,900	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社モリタ	¥29,555,530	落札	
有限会社鈴機	¥29,907,530		
株式会社土浦消防センター	¥30,160,530		
小池株式会社	¥30,875,530		
株式会社篠崎ポンプ機械製作所	¥31,205,530		
契約金額	¥29,555,530 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和2年4月28日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和2年12月21日

議案第47号

市有財産の処分について

次のとおり市有財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 財産の内容 次に掲げる土地及び残存建物等

(1) 土地

土地の所在	地目	地積	備考
戸頭八丁目1番1	宅地	10,869.60 m ²	現状有姿

(2) 残存建物等 別紙財産目録のとおり

2 処分価格(総額) 金408,888,887円

3 契約の相手方 茨城県石岡市杉並一丁目7番16号
アオキ株式会社
代表取締役 青木 正紀

4 処分の方法 一般競争入札による売却

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

旧戸頭終末処理場跡地の土地，残存建物等市有財産を売却することについて，地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により，議会の議決を求めるものです。

別紙財産目録

建物及び土木構造物

	建物及び施設の名称	区 分	構 造	延床面積 又は面積
1	本館	建物	R C造 (杭基礎) 杭径 0.35m 長さ 7m 本数 27 本	1 F 201.50 m ² 2 F 201.50 m ²
2	汚泥処理工場	建物	R C造 (杭基礎) 杭径 0.35m 長さ 7m 本数 26 本	1 F 203.32 m ² B 1 F 135.25 m ²
3	脱水機室	建物	S造	1 F 39.33 m ² 2 F 19.95 m ²
4	塩素滅菌室	建物	R C造	11.96 m ²
5	エアレーション沈砂池	建物	S造	225.81 m ²
		土木構造物	R C造	157.08 m ²
6	汚水ポンプ室	建物	R C造	26.00 m ²
		土木構造物	R C造	76.47 m ²
7	最初沈殿池	土木構造物	R C造	226.55 m ²
8	最初沈殿池 エアレーションタンク 分水槽	建物	S造	1445.09 m ²
9	エアレーションタンク	土木構造物	R C造	868.75 m ²
10	最終沈殿池	土木構造物	R C造	301.40 m ²
11	薬品混和池	土木構造物	R C造	51.30 m ²
12	濃縮タンク	土木構造物	R C造	30.18 m ²
13	貯水槽	建物	C B造	4.84 m ²
		土木構造物	R C造	55.04 m ²
14	汚水ポンプ室	建物	C B造	2.88 m ²
		土木構造物	R C造	65.69 m ²

	建物及び施設の名称	区 分	構 造	延床面積 又は面積
15	分水槽	土木構造物	RC造	26.52 m ²
16	流入水路	土木構造物	RC造	59.53 m ²
17	公舎1号棟	建物	木造	62.11 m ²
18	公舎2号棟	建物	木造	62.11 m ²
19	物置	建物	軽量鉄骨造	51.04 m ²
20	その他敷地内に存する建物・土 木構造物・工作物及び機械設備			

工作物

	名 称	区 分	数 量	備 考
1	焼却炉	工作物	1基	
2	鋼製門扉	工作物	1式	
3	間知ブロック積擁壁 (高さ1.8m)	工作物	長さ79m	地上部分のみ
4	コンクリートブロック塀 (高さ1.6m)	工作物	長さ203.5m	地上部分のみ
5	コンクリートブロック塀 (高さ1.8m)	工作物	長さ43m	地上部分のみ
6	ネットフェンス (高さ1.8m)	工作物	長さ178m	地上部分のみ
7	コンクリート擁壁 (高さ1.0m)	工作物	長さ23m	地上部分のみ
8	コンクリート擁壁 (高さ1.1m)	工作物	長さ43.5m	地上部分のみ

樹木 一式

議案第48号

令和2年度取手市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度取手市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,708,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		16,153,080	309,093	16,462,173
	2 国庫補助金	11,363,916	309,093	11,673,009
16 県支出金		2,535,925	312	2,536,237
	3 県委託金	232,495	312	232,807
17 財産収入		58,108	408,889	466,997
	2 財産売却収入	5,002	408,889	413,891
19 繰入金		1,386,100	474	1,386,574
	2 基金繰入金	1,381,000	474	1,381,474
21 諸収入		801,343	10,153	811,496
	6 雑収入	647,890	10,153	658,043
22 市債		2,395,600	△37,200	2,358,400
	1 市債	2,395,600	△37,200	2,358,400
歳入合計		48,017,037	691,721	48,708,758

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		277,343	△2,900	274,443
	1 議 会 費	277,343	△2,900	274,443
2 総 務 費		15,839,601	446,568	16,286,169
	1 総 務 管 理 費	15,029,005	446,568	15,475,573
3 民 生 費		15,218,045	149,864	15,367,909
	1 社 会 福 祉 費	6,917,162	599	6,917,761
	2 児 童 福 祉 費	6,228,624	149,265	6,377,889
4 衛 生 費		1,691,751	14,706	1,706,457
	1 保 健 衛 生 費	911,739	5,167	916,906
	2 清 掃 費	778,846	9,539	788,385
5 農 林 水 産 業 費		242,915	△20	242,895
	1 農 業 費	242,915	△20	242,895
6 商 工 費		471,260	121,423	592,683
	1 商 工 費	471,260	121,423	592,683
7 土 木 費		4,432,552	10,176	4,442,728
	1 土 木 管 理 費	143,396	10,527	153,923
	3 都 市 計 画 費	3,454,750	△351	3,454,399
8 消 防 費		1,915,155	△1,003	1,914,152
	1 消 防 費	1,915,155	△1,003	1,914,152
9 教 育 費		3,765,725	△47,093	3,718,632
	1 教 育 総 務 費	759,709	△9,477	750,232
	2 小 学 校 費	834,258	7,661	841,919

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	430,533	5,088	435,621
	5 社 会 教 育 費	1,095,254	7,974	1,103,228
	6 保 健 体 育 費	601,420	△58,339	543,081
歳 出 合 計		48,017,037	691,721	48,708,758

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
サーバ機器等使用料	令和2年度から令和7年度まで	268,360

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 道 整 備 事 業	115,900	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	123,700	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(廃 止)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
給 食 セ ン タ ー 整 備 事 業	45,000	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	16,153,080	309,093	16,462,173
16 県支出金	2,535,925	312	2,536,237
17 財産収入	58,108	408,889	466,997
19 繰入金	1,386,100	474	1,386,574
21 諸収入	801,343	10,153	811,496
22 市債	2,395,600	△37,200	2,358,400
歳入合計	48,017,037	691,721	48,708,758

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	277,343	△2,900	274,443				△2,900
2 総 務 費	15,839,601	446,568	16,286,169	11,851			434,717
3 民 生 費	15,218,045	149,864	15,367,909	125,913		1,599	22,352
4 衛 生 費	1,691,751	14,706	1,706,457	5,397			9,309
5 農 林 水 産 業 費	242,915	△20	242,895				△20
6 商 工 費	471,260	121,423	592,683	126,049		3	△4,629
7 土 木 費	4,432,552	10,176	4,442,728		7,800		2,376
8 消 防 費	1,915,155	△1,003	1,914,152	5,820			△6,823
9 教 育 費	3,765,725	△47,093	3,718,632	32,054	△45,000	△6,663	△27,484
歳 出 合 計	48,017,037	691,721	48,708,758	307,084	△37,200	△5,061	426,898

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	10,886,142	295,262	11,181,404	5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	295,262	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 295,262 増
2 民生費国庫補助金	179,137	8,542	187,679	2 児童福祉費補助金	8,542	・保育対策総合支援事業費補助金 8,542
6 教育費国庫補助金	84,319	4,181	88,500	5 社会教育費補助金	4,181	・文化芸術振興費補助金 4,181
7 商工費国庫補助金	0	1,108	1,108	1 商工振興費補助金	1,108	・プレミアム付商品券事務費補助金(過年度) 1,108
計	11,363,916	309,093	11,673,009			

(款) 16 県支出金 (項) 3 県委託金

5 教育費県委託金	1,396	312	1,708	1 教育研究指導費委託金	312	・スクールライフサポーター配置事業委託金 312
計	232,495	312	232,807			

(款) 17 財産収入 (項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	5,001	408,889	413,890	1 土地売払収入	408,889	・普通財産売払収入 408,889 増
計	5,002	408,889	413,891			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	760,138	15,474	775,612	1 財政調整基金繰入金	15,474	・財政調整基金繰入金 15,474 増
5 学校施設整備基金繰入金	33,728	△15,000	18,728	1 学校施設整備基金繰入金	△15,000	・学校施設整備基金繰入金 15,000 減
計	1,381,000	474	1,381,474			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	223,096	10,153	233,249	5 民生費雑入	1,599	・長寿社会づくりソフト事業費交付金 1,599
				8 商工費雑入	3	・雇用保険料本人負担分 3 増
				11 教育費雑入	8,551	・地域の芸術環境づくり助成金 5,000 ・学校臨時休業対策費補助金 3,337 ・学校臨時休業対策費補助金(過年度) 214
計	647,890	10,153	658,043			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 土木債	178,300	7,800	186,100	1 市道整備事業債	7,800	・市道整備事業債 7,800 増
5 教育債	112,700	△45,000	67,700	2 保健体育施設整備事業債	△45,000	・給食センター整備事業債 45,000 減
計	2,395,600	△37,200	2,358,400			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	△2,900 (277,343) (274,443)				△2,900				
					△2,900	8 旅 費	△500	20 議会調査運営に要する経費	2,900 減
						1 費用弁償	△500	旅費	(500 減)
						18 負担金, 補助及び交付金	△2,400	費用弁償 負担金, 補助及び交付金 ・ 政務活動費交付金	(500 減) (2,400 減) 2,400 減
項 計	△2,900 (277,343) (274,443)				△2,900				
款 計	△2,900 (277,343) (274,443)				△2,900				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	△400 (1,567,648) (1,567,248)				△400				
					△400	9 交 際 費	△400	6 秘書事務に要する経費	400 減
								交際費	(400 減)
								・ 市長交際費	400 減
3 友好交流費	△1,885 (2,745) (860)				△1,885				
					△1,885	7 報 償 費	△288	20 都市間交流に要する経費	1,885 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 友好 交流費						8 旅 費	△879	報償費 (288 減)
						3 特別旅 費	△879	・ホストファミリー謝礼 210 減
						10 需用費	△93	・講師謝礼 8 減
						1 消耗品 費	△73	・特別友好都市・姉妹都市交流協力謝礼 70 減
						3 食糧費	△20	旅費 (879 減)
						11 役務費	△65	特別旅費 879 減
						1 通信運 搬 費	△65	需用費 (93 減)
						13 使用料及び 賃 借 料	△20	消耗品費 73 減
6 財 産 管 理 費	408,970 (447,192) (856,162)	276 国庫支出金			408,694	18 負担金, 補助及び 交 付 金	△540	食糧費 20 減
						10 需用費	81	役務費 (65 減)
						1 消耗品 費	81	通信運搬費 65 減
						24 積立金	408,889	使用料及び賃借料 (20 減)
								・駐車場使用料 8 減
								・有料道路使用料 12 減
								負担金, 補助及び交付金 (540 減)
								・ユーバ市派遣に伴う学生派遣者補助金 540 減
		276		△195	10 需用費	81	20 庁舎の管理に要する経費 81 増	
		276		△195	1 消耗品 費	81	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 81 増	
				408,889			需用費 (81)	
							消耗品費 81	
							25 公共施設整備基金積立金 408,889 増	
							積立金 (408,889 増)	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
6 財産管理費							・ 公共施設整備基金積立金 408,889 増	
10 地方振興費	732 (51,012) (51,744)				732	18 負担金, 補助及び交付金	23 地区集会所整備に要する経費 732 増	
							負担金, 補助及び交付金 (732 増) ・ 地区集会所建設等事業費補助金 732 増	
11 災害対策費	13,878 (59,112) (72,990)	11,575 国庫支出金			2,303			
		11,575			2,303	10 需用費	22 災害対策に要する経費 13,878 増	
		11,575			2,303	1 消耗品費	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 13,878	
							需用費 (13,878) 消耗品費 13,878	
15 諸費	25,273 (11,953,242) (11,978,515)				25,273			
					25,273	3 職員手当等	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 25,273 増	
						10 需用費		
						1 消耗品費	償還金, 利子及び割引料 (25,273 増) ・ 過年度国庫支出金等過誤納返還金 25,273 増	
						11 役務費		
						4 手数料	36 特別定額給付金給付事業に要する経費	
						12 委託料		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
15 諸費							職員手当等 (20,000 増) 時間外勤務手当 18,866 増 管理職員特別勤務手当 1,134 増 需用費 (3,000 減) 消耗品費 3,000 減 役務費 (8,000 減) 手数料 8,000 減 委託料 (7,000 減) ・特別定額給付金事業システムサポート委託料 3,000 減 ・特別定額給付金事業従事者派遣委託料 4,000 減 使用料及び賃借料 (2,000 減) ・事務機器使用料 2,000 減	
					13 使用料及び賃借料	△2,000		
					22 償還金, 利子及び割引料	25,273		
項計	446,568 (15,029,005) (15,475,573)	11,851			434,717			
款計	446,568 (15,839,601) (16,286,169)	11,851			434,717			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	599 (1,436,598) (1,437,197)			1,599 諸収入	△1,000			
				1,599	△1,000	7 報償費	303	34 健康づくり推進事業に要する経費 599 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費				1,599		10 需用費	997	(1) 健康づくり推進事業に関する経費	1,599 増
						1 消耗品費	485	報償費	(303 増)
						4 印刷製本費	512	・講師謝礼	303 増
						11 役務費	52	需用費	(997 増)
						8 賠償保険料	52	消耗品費	485 増
						12 委託料	△1,000	印刷製本費	512 増
						13 使用料及び賃借料	89	役務費	(52 増)
						17 備品購入費	158	賠償保険料	52
					△1,000			(2) チャレンジデー事業に関する経費	1,000 減
								委託料	(1,000 減)
								・チャレンジデー実行委員会委託料	1,000 減
項 計	599 (6,917,162) (6,917,761)			1,599	△1,000				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	140,723 (701,376) (842,099)	117,371			23,352				
		国庫支出金							
		117,371			23,352	10 需用費	245	41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費	140,723 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 児童福祉 総務費		102,102			20,314	1 消耗品費	245	(2) 子育て世帯応援臨時給付金給付事業に関する経費	122,416
						11 役務費	2,222	需用費	(218)
						1 通信運搬費	1,323	消耗品費	218
						4 手数料	899	役務費	(1,990)
						12 委託料	396	通信運搬費	1,185
						18 負担金, 補助及び交付金	137,860	手数料	805
		15,269			3,038			委託料	(198)
								・児童手当システムデータ抽出業務委託料	198
								負担金, 補助及び交付金	(120,010)
								・子育て世帯応援臨時給付金	120,010
								(3) ひとり親世帯応援臨時給付金給付事業に関する経費	18,307
								需用費	(27)
								消耗品費	27
								役務費	(232)
								通信運搬費	138
								手数料	94
								委託料	(198)
								・児童扶養手当システムデータ抽出業務委託料	198
								負担金, 補助及び交付金	(17,850)
								・ひとり親世帯応援臨時給付金	17,850
3 児童 入所費	7,042 (2,404,017) (2,411,059)	7,042 国庫支出金						22 民間保育園運営に要する経費	7,042 増
		7,042							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費		7,042				18 負担金, 補助及び 交付金	7,042	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 7,042 増 負担金, 補助及び交付金 (7,042) ・民間保育園等安全対策事業補助金 7,042
4 保育所費	1,500	1,500						
	(1,255,398)	国庫支出金						
	(1,256,898)	1,500				10 需用費	1,500	20 保育所の管理運営に要する経費 1,500 増
		1,500				1 消耗品 費	1,500	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,500 増 需用費 (1,500 増) 消耗品費 1,500 増
項 計	149,265 (6,228,624) (6,377,889)	125,913			23,352			
款 計	149,864 (15,218,045) (15,367,909)	125,913		1,599	22,352			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	2,596	3,253			△657			
	(261,467)	国庫支出金						
	(264,063)	3,253			△657	10 需用費	1,276	23 感染症予防に要する経費 2,596 増
		3,253			△657	1 消耗品 費	581	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,596 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 予防費						9 医薬材料費 695	需用費 (1,276 増)	
						12 委託料 1,320	消耗品費 581 増 医薬材料費 695 増 委託料 (1,320) ・消毒委託料 1,320	
3 母子衛生費	2,107 (106,950) (109,057)	1,757 国庫支出金			350			
		1,757			350	10 需用費 2,027	5 母子衛生事務に要する経費 2,107 増	
		1,757			350	1 消耗品費 1,995	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,107	
						9 医薬材料費 32	需用費 (2,027)	
						17 備品購入費 80	消耗品費 1,995 医薬材料費 32 備品購入費 (80) ・教室用ビデオ・三脚 80	
4 生活習慣病対策費	248 (42,943) (43,191)	207 国庫支出金			41			
		207			41	10 需用費 248	5 生活習慣病対策事務に要する経費 248 増	
		207			41	1 消耗品費 136	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 248	
						9 医薬材料費 112	需用費 (248)	
							消耗品費 136 医薬材料費 112	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
5 保健センター費	216 (6,680) (6,896)	180 国庫支出金 180			36			
		180			36	10 需用費	140	20 保健センター管理運営に要する経費 216 増
		180			36	1 消耗品費	103	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 216
						9 医薬材料費	37	需用費 (140) 消耗品費 103 医薬材料費 37 備品購入費 (76) ・殺菌線消毒器 76
						17 備品購入費	76	
項計	5,167 (911,739) (916,906)	5,397			△230			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2 じん芥処理費	9,539 (346,742) (356,281)				9,539			
					9,539	12 委託料	9,539	20 じん芥収集に要する経費 9,539 増
					563			(1) じん芥収集に要する経費 563 増
								委託料 (563 増) ・じん芥収集運搬委託料 563 増
					8,976			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 8,976

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 じん芥 処理費							委託料 (8,976) ・じん芥収集運搬委託料 8,976	
項 計	9,539 (778,846) (788,385)				9,539			
款 計	14,706 (1,691,751) (1,706,457)	5,397			9,309			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農 業 委員会費	△20 (53,912) (53,892)				△20			
					△20	9 交 際 費	△20	10 農業委員の報酬等に要する経費 20 減
								交際費 (20 減) ・会長交際費 20 減
項 計	△20 (242,915) (242,895)				△20			
款 計	△20 (242,915) (242,895)				△20			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商 工 振興費	147,243 (242,853) (390,096)	126,049 国庫支出金		3 諸収入	21,191			
--------------	---------------------------------------	------------------	--	----------	--------	--	--	--

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国県支出金	地方債	その他						
2 商工振興費		122,810		3	24,430	1 報酬	765	20 商工業振興助成に要する経費	147,243 増	
						4 共済費	132			
		122,810		3	24,430	8 旅費	50	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費	147,243 増	
						1 費用弁償	50	報酬 (765 増) ・会計年度任用職員報酬 765 増 共済費 (132 増) 雇用保険料 8 増 厚生年金保険料 74 増 子ども・子育て拠出金 3 増 健康保険料負担金 47 増 旅費 (50 増) 費用弁償 50 増 需用費 (1,108 増) 消耗品費 715 増 燃料費 8 印刷製本費 385 増 役務費 (188 増) 通信運搬費 188 増 負担金、補助及び交付金 (145,000 増) ・事業継続応援給付金 145,000		
						10 需用費	1,108			
						1 消耗品費	715			
						2 燃料費	8			
						4 印刷製本費	385			
						11 役務費	188			
						1 通信運搬費	188			
						18 負担金、補助及び交付金	145,000			
		3,239			△3,239				27 中小企業育成事業に要する経費	
		3,239			△3,239				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
									財源充当の変更	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
6 観光費	△25,820 (45,037) (19,217)				△25,820	18 負担金, 補助及び 交付金	△25,820	20 観光事業に要する経費	25,820 減
				△25,820				(1) 観光事業に関する経費	25,820 減
								負担金, 補助及び交付金 ・市観光協会補助金	(25,820 減) 25,820 減
項 計	121,423 (471,260) (592,683)	126,049		3	△4,629				
款 計	121,423 (471,260) (592,683)	126,049		3	△4,629				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木 総務費	10,527 (143,396) (153,923)		7,800		2,727				
			7,800		2,727	12 委託料	10,527	25 道路管理に要する経費	10,527 増
								委託料 ・市道工事に伴う測量設計委託料	(10,527 増) 10,527
項 計	10,527 (143,396) (153,923)		7,800		2,727				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
8 公園 緑地費	△351 (239,474) (239,123)				△351			
					△200	10 需用費	△200 33 水辺利用推進に要する経費 200 減	
						2 燃料費	△2	
						12 委託料	△149	
						18 負担金, 補助及び 交付金	△200	
					△151		37 フラワーカナル事業に要する経費 151 減	
							需用費 (2 減) 燃料費 2 減 委託料 (149 減) ・フラワーカナル花祭り音響委託料 149 減	
項 計	△351 (3,454,750) (3,454,399)				△351			
款 計	10,176 (4,432,552) (4,442,728)		7,800		2,376			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 救急 業務費	2,632 (17,041) (19,673)	5,820 国庫支出金			△3,188		
		5,820			△3,188	17 備品購入費	2,632 5 救急業務に要する経費 2,632 増
		5,820			△3,188		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,632 増

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 救急業務費							備品購入費 (2,632) ・救急用備品 2,632	
3 非常備消防費	△3,635 (108,153) (104,518)				△3,635			
					△3,635	7 報償費 △150	21 消防団の運営に要する経費 3,635 減	
						8 旅費 △2,303		
						1 費用弁償 △2,303	報償費 (150 減) ・操法大会関係表彰 150 減	
						10 需用費 △192	旅費 (2,303 減)	
						3 食糧費 △192	費用弁償 2,303 減	
						14 工事請負費 △710	需用費 (192 減)	
						18 負担金, 補助及び交付金 △280	食糧費 192 減 工事請負費 (710 減) ・夜間照明仮設工事 710 減	
							負担金, 補助及び交付金 (280 減) ・県消防ポンプ操法県南南部地区大会負担金 100 減 ・消防団ポンプ操法県大会出場分団補助金 180 減	
項計	△1,003 (1,915,155) (1,914,152)	5,820			△6,823			
款計	△1,003 (1,915,155) (1,914,152)	5,820			△6,823			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 事務局費	△28 (544,600) (544,572)				△28				
					△28	9 交際費	△28	5 総務事務に要する経費 28 減 交際費 (28 減) ・教育長交際費 28 減	
4 教育研究 指導費	△9,449 (196,461) (187,012)	12,533			△22,294				
		国庫支出金							
		312							
		県支出金							
		12,533				2,494	7 報償費	306	5 教育振興に要する経費 15,027 増
							10 需用費	5	
		12,533				2,494	1 消耗品費	5	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 15,027
							11 役務費	1	負担金, 補助及び交付金 (15,027) ・修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金 15,027
				8 賠償保険料	1				
		312				12 委託料	△14,021	23 教育総合支援センターに要する経費 312 増	
						13 使用料及び賃借料	△10,767	報償費 (306 増) ・スクールライフサポーター謝礼 306	
						18 負担金, 補助及び交付金	15,027	需用費 (5 増) 消耗品費 5 増 役務費 (1 増) 賠償保険料 1	
				△2,332				39 移動学習バス委託事業に要する経費 2,332 減	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 教育研究 指導費							委託料 (2,332 減) ・移動学習バス委託料 2,332 減	
				△22,456			50 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 22,456 減	
							委託料 (11,689 減) ・水泳学習業務委託料 11,689 減 使用料及び賃借料 (10,767 減) ・バス借上料 10,767 減	
項 計	△9,477 (759,709) (750,232)	12,845			△22,322			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	△2,037 (339,025) (336,988)	206 国庫支出金			△2,243			
		206			△206	10 需用費	△1,278	20 小学校管理に要する経費
		206			△206	1 消耗品 費	△1,278	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
						11 役 務 費	△239	財源充当の変更
						4 手 数 料	△239	
						12 委 託 料	△520	
					△2,037			22 小学校保健衛生に要する経費 2,037 減
								需用費 (1,278 減) 消耗品費 1,278 減 役務費 (239 減) 手数料 239 減

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明					
		特定財源			一般財源	区分		金額				
		国庫支出金	地方債	その他								
1 学校管理費							委託料 (520 減) ・体力テスト集計業務委託料 520 減					
2 教育振興費 (127,937) (135,741)	7,804 国庫支出金 559	7,351			453	11 役務費	△40	20 小学校教育振興に要する経費 340 減				
								8 賠償保険料	△40	役務費 (40 減) 賠償保険料 40 減		
								18 負担金, 補助及び交付金	7,844	負担金, 補助及び交付金 (300 減) ・夏季PTAプール水泳指導員補助金 300 減		
										(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		
									559		△559	財源充当の変更
									6,792		1,352	23 要保護・準要保護児童就学奨励費 8,144 増
	6,792		1,352	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 8,144								
				負担金, 補助及び交付金 (8,144) ・要保護及び準要保護児童昼食費補助金 8,144								
4 学校給食費 (339,347) (341,241)	1,894 国庫支出金 200	200		1,420 諸収入	274	18 負担金, 補助及び交付金	1,894	20 給食運営に要する経費 1,894 増				
								(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,894 増				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学校給食費							負担金, 補助及び交付金 (1,894) ・学校等臨時休業対策費給食事業補助金 1,894	
項計	7,661 (834,258) (841,919)	7,757		1,420	△1,516			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	△483 (143,824) (143,341)	48			△531				
			国庫支出金						
		48				△48	10 需用費	△188	20 中学校管理に要する経費
		48				△48	1 消耗品費	△188	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
							11 役務費	△30	財源充当の変更
							4 手数料	△30	
					△483	12 委託料	△265	22 中学校保健衛生に要する経費 483 減	
								需用費 (188 減) 消耗品費 188 減 役務費 (30 減) 手数料 30 減 委託料 (265 減) ・体カテスト集計業務委託料 265 減	
2 教育振興費	4,675 (100,093) (104,768)	4,147			528				
			国庫支出金						
		248			△248			20 中学校教育振興に要する経費	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
2 教育振興費		248			△248	18 負担金, 補助及び交付金	4,675	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
								財源充当の変更	
		3,899			776			23 要保護・準要保護生徒就学奨励費	4,675 増
		3,899			776			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	4,675
							負担金, 補助及び交付金 (4,675)		
							・要保護及び準要保護生徒昼食費補助金 4,675		
4 学校給食費	896 (174,251) (175,147)	157		672	67	18 負担金, 補助及び交付金	896	20 給食運営に要する経費	896 増
		157		672	67			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	896 増
		157		672	67			負担金, 補助及び交付金 (896)	
								・学校等臨時休業対策費給食事業補助金 896	
項計	5,088 (430,533) (435,621)	4,352		672	64				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	7,974 (765,515) (773,489)	7,100 国庫支出金		5,000 諸収入	△4,126			
				△300	△357			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費						13 使用料及び 賃借料	△357	委託料 (300 減) ・とりでスクール・アート・フェスティバル
						18 負担金, 補助及び 交付金	9,181	委託料 300 減 使用料及び賃借料 (357 減) ・取手美術作家展ギャラリーツアーバス借上料 357 減
				△957	△3,093			30 東京芸術大学との交流に要する経費 4,050 減
								委託料 (4,050 減) ・東京芸術大学との文化交流事業委託料 4,050 減
		7,100		5,757	△176			33 アートのあるまちづくり推進に要する経費 12,681 増
		4,181		5,757	△757			(1) アートのあるまちづくり推進に要する経費 9,181 増
								負担金, 補助及び交付金 (9,181 増) ・地域の芸術環境づくり助成金 5,000 ・文化芸術振興費補助金 4,181
		2,919				581		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,500
							委託料 (3,500) ・創作活動拠点オンライン公開事業委託料 3,500	
			500	△500			37 アートギャラリーの管理運営に要する経費	
							財源充当の変更	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	7,974 (1,095,254) (1,103,228)	7,100		5,000	△4,126			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 学校給食センター費	△58,339 (351,267) (292,928)		△45,000	△15,000	416					
				繰入金						
					1,245					
					1,245	416	14 工事請負費	△60,000	20 給食センター運営に要する経費	1,661 増
				1,245	416	18 負担金, 補助及び交付金	1,661	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,661	
								負担金, 補助及び交付金 (1,661)		
								・学校等臨時休業対策費給食事業補助金	1,661	
			△45,000	△15,000				21 給食センター施設整備に要する経費	60,000 減	
								工事請負費 (60,000 減)		
								・調理場空調機改修工事	60,000 減	
項計	△58,339 (601,420) (543,081)		△45,000	△13,755	416					
款計	△47,093 (3,765,725) (3,718,632)	32,054	△45,000	△6,663	△27,484					
歳出合計	691,721 (48,017,037) (48,708,758)	307,084	△37,200	△5,061	426,898					

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(871) 737	921,448	2,883,348	2,698,014	6,502,810	1,098,288	7,601,098	
補 正 後	(872) 737	922,213	2,883,348	2,718,014	6,523,575	1,098,420	7,621,995	
比 較	(1)	765		20,000	20,765	132	20,897	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	167,893	38,000
	補 正 後	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	186,759	38,000
	比 較						18,866	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	748,041	521,940	572,200	305,844	40,673	11,847	216
	補 正 後	748,041	521,940	572,200	305,844	40,673	11,847	1,350
	比 較							1,134

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(785)	921,448		23,044	944,492	82,846	1,027,338	
補 正 後	(786)	922,213		23,044	945,257	82,978	1,028,235	
比 較	(1)	765			765	132	897	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	23,044						
	補 正 後	23,044						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	20,000	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	20,000	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円 18,866 1,134

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和2年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
サーバ機器等使用料	268,360			2-7	268,360				268,360

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	17,143,940	19,330,263	2,266,000	1,778,241	19,818,022
(1) 議会債	840				
(2) 総務債	170,532	161,594		14,438	147,156
(3) 民生債	277,422	262,400	28,000	20,574	269,826
(4) 衛生債	10,160	8,890		1,270	7,620
(5) 農林水産業債	245,683	221,801	17,200	35,360	203,641
(6) 商工債	45,764	42,054		3,782	38,272
(7) 土木債	2,238,612	2,028,252	274,000	323,138	1,979,114
(8) 消防債	501,000	514,328	51,300	57,672	507,956
(9) 教育債	1,576,985	2,529,806	67,700	184,727	2,412,779
(10) 地域再生事業債	49,580	25,070		17,130	7,940
(11) 合併特例債	11,277,937	12,360,465	1,232,900	997,711	12,595,654
(12) 行政改革等推進債(地域再生分)	36,824	29,758		7,066	22,692
(13) 災害復旧債	17,460	27,820		2,685	25,135
(14) 緊急防災・減災事業債	496,267	931,866	205,700	96,649	1,040,917
(15) 全国防災事業債	92,274	88,099		4,179	83,920
(16) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債			389,200		389,200
(17) 公共施設等除却債	106,600	98,060		11,860	86,200
2. 減税補てん債	621,143	485,313		121,537	363,776
3. 臨時財政対策債	22,642,383	22,522,831	1,340,000	1,598,397	22,264,434
4. 減収補てん債	1,911,420	2,124,367	26,300	312,934	1,837,733
5. 調整債		127,700			127,700
6. 退職手当債	203,660	169,720		33,940	135,780
7. 災害援護資金貸付債	19,926	17,303		3,048	14,255
合計	42,542,472	44,777,497	3,632,300	3,848,097	44,561,700

承認第6号

令和2年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

令和2年度取手市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第10号

専決処分書

令和2年度取手市一般会計補正予算（第2号）について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月22日

取手市長 藤井信吾

令和２年度取手市一般会計補正予算（第２号）

令和２年度取手市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７０，２５８千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８，０１７，０３７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 既定の債務負担行為の追加は，「第２表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金		16,097,173	55,907	16,153,080
		2 国庫補助金	11,308,009	55,907	11,363,916
19	繰入金		1,371,752	14,348	1,386,100
		2 基金繰入金	1,366,652	14,348	1,381,000
21	諸収入		801,340	3	801,343
		6 雑収入	647,887	3	647,890
	歳入	合計	47,946,779	70,258	48,017,037

(単位 千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,839,436	165	15,839,601
1 総務管理費		15,028,840	165	15,029,005
3 民生費		15,213,500	4,545	15,218,045
1 社会福祉社費		6,915,648	1,514	6,917,162
2 児童福祉社費		6,225,593	3,031	6,228,624
4 衛生費		1,684,902	6,849	1,691,751
1 保健衛生費		904,890	6,849	911,739
6 商工費		433,921	37,339	471,260
1 商工費		433,921	37,339	471,260
9 教育費		3,744,365	21,360	3,765,725
2 小学校費		826,541	7,717	834,258
3 中学校費		428,043	2,490	430,533
5 社会教育費		1,084,101	11,153	1,095,254
歳 出 合 計		47,946,779	70,258	48,017,037

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
オンライン会議ソフトウェアライセンス使用料	令和 2 年度から令和 3 年度まで		0

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	(単位 千円)	
			計	計
15 国庫支出金	16,097,173	55,907	16,153,080	
19 繰入金	1,371,752	14,348	1,386,100	
21 諸収入	801,340	3	801,343	
歳入合計	47,946,779	70,258	48,017,037	

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	15,839,436	165	15,839,601	138			27
3 民生費	15,213,500	4,545	15,218,045	3,791			754
4 衛生費	1,684,902	6,849	1,691,751	3,210		3,000	639
6 商工費	433,921	37,339	471,260	31,140			3
9 教育費	3,744,365	21,360	3,765,725	17,628			3,732
歳出合計	47,946,779	70,258	48,017,037	55,907		3,003	11,348

2 歳入
(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
1 総務費国庫補助金	10,834,856	51,286	10,886,142	5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	51,286	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
6 教育費国庫補助金	79,698	4,621	84,319	2 小学校費補助金	804	・ 学校保健特別対策事業費補助金
				3 中学校費補助金	340	・ 学校保健特別対策事業費補助金
				5 社会教育費補助金	3,477	・ 子ども・子育て支援交付金(感染症対応分)
計	11,308,009	55,907	11,363,916			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	748,790	11,348	760,138	1 財政調整基金繰入金	11,348	・ 財政調整基金繰入金
6 ふるさと取手応援基金繰入金	71,185	3,000	74,185	1 ふるさと取手応援基金繰入金	3,000	・ ふるさと取手応援基金繰入金
計	1,366,652	14,348	1,381,000			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑入	223,093	3	223,096	8 商工費雑入	3	・ 雇用保険料本人負担分
計	647,887	3	647,890			

						3 増
--	--	--	--	--	--	-----

3 歳出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				一般財源	区分	金額	説明
		特定財源		その他					
		国庫支出金	地方債	その他					
8 電算組織 管理費	165 (359,982) (360,147)	138 国庫支出金			27		165	電算・OA化等に要する経費	
		138			27	13 使用料及び 賃借料	165	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
								使用料及び賃借料 ・オンライン会議ソフトウェアライセンス使用料	
項計	165 (15,028,840)	138			27				
款計	165 (15,839,436) (15,839,601)	138			27				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	72 (1,436,526) (1,436,598)	60 国庫支出金			12			
		60			12	10 需用費	72	72 増
		60			12	1 消耗品 費	72	72
								(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費
								(72) 72

(単位 千円)

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

目	補正額		補正額の財源内訳				区分	金額	説明
	(補正前の額)	(計)	特定	財源		一般財源			
				国庫支出金	地方債				
3 老人福祉費	1,442	(3,045,704)	1,203			239			
		(3,047,146)	514			102	102	102	22 高齢者生活支援に要する経費
			514			102	102	102	(9) 新型コロナウイルス感染症対策経費
									需用費 消耗品費
			677			135			28 福祉施設の管理運営に要する経費
			677			135			(5) 新型コロナウイルス感染症対策経費
									需用費 消耗品費
			12			2			35 介護予防拠点施設管理に要する経費
			12			2			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
									需用費 消耗品費
項計	1,514	(6,915,648)	1,263			251			
		(6,917,162)							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額		補正額の財源内訳			節		説明
	(補正前の額)	(計)	特定	財源		区分	金額	
				地方債	その他			
3 児童入所費	2,436 (2,401,581) (2,404,017)		2,032 2,032 2,032		404 404 404	10 需用費 1 消耗品費	2,436 2,436	民間保育園運営に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費
4 保育所費	595 (1,254,803) (1,255,398)		496 487 487		99 97 97	10 需用費 1 消耗品費	595 595	保育所の管理運営に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費
項計	3,031 (6,225,593) (6,228,624)		2,528		503			子育て支援に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費

(単位 千円)

(款) 3 民生費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	区	節	金額	説明
		特定財源							
		国庫支出金	地方債	その他					
款計	4,545 (15,213,500) (15,218,045)	3,791			754				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	6,849 (254,618) (261,467)	3,210 国庫支出金	3,000 繰入金	639					
		3,210	3,000	639	10 需用費		5,752	23 感染症予防に要する経費	6,849 増
		3,210	3,000	639	1 消耗品費		1,202	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	6,849 増
					4 印刷製本費		50	需用費	(5,752 増)
					9 医薬材料費		4,500	消耗品費	1,202 増
					11 役務費		329	印刷製本費	50
					1 通信運搬費		329	医薬材料費	4,500 増
					17 備品購入費		768	役務費	(329)
								通信運搬費	329
								備品購入費	(768)
								・除菌電解水給水器	768
項計	6,849 (904,890) (911,739)	3,210	3,000	639					
款計	6,849 (1,684,902) (1,691,751)	3,210	3,000	639					

(単位 千円)

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

目	補正額		補正額の財源内訳				節		説明
	(補正前の額)	(計)	特定	財源		一般	区分	金額	
				地方債	その他				
2 商工振興費	(37,339)	(205,514)	31,140	3	3	6,196			
	(242,853)		国庫支出金	諸収入					
			31,140	3	3	6,196	1 報酬	765	20 商工業振興助成に要する経費 37,339増
			31,140	3	3	6,196	4 共済費	132	
							8 旅費	50	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 37,339
							1 費用弁償	50	
							10 需用費	369	報酬 (765)
							1 消耗品費	220	・会計年度任用職員報酬 (765)
							4 印刷製本費	149	共済費 (132)
							11 役務費	23	雇用保険料 8
							1 通信運搬費	23	厚生年金保険料 74
							18 負担金、補助及び交付金	36,000	子ども・子育て拠出金 3
									健康保険料負担金 47
									旅費 (50)
									費用弁償 (50)
									需用費 (369)
									消耗品費 220
									印刷製本費 149
									役務費 (23)
									通信運搬費 23
									負担金、補助及び交付金 (36,000)
									・出前・テイクアウト商品応援補助金 36,000
項計	(37,339)	(433,921)	31,140	3	3	6,196			
款計	(471,260)	(471,260)	31,140	3	3	6,196			

(単位 千円)

(項) 2 小学校費

(款) 9 教育費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				区 分	節 金額	説 明
		特定財源		一般 財源	他 財源			
		国庫支出金	地方債その他					
1 学 校 管 理 費	7,717 (331,308) (339,025)	5,899 国庫支出金		1,818		10 需用費 1 消耗品 費	4,945 4,945	小学校保健衛生に要する経費 7,717 増
		5,899		1,818		17 備品購入費	2,772	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費 備品購入費 ・ 学校保健用備品 (4,945 増) 4,945 増 (2,772) 2,772
項 計	7,717 (826,541) (834,258)	5,899		1,818				

(項) 3 中学校費

(款) 9 教育費

1 学 校 管 理 費	2,490 (141,334) (143,824)	1,850 国庫支出金		640		10 需用費 1 消耗品 費	1,302 1,302	中学校保健衛生に要する経費 2,490 増
		1,850		640		17 備品購入費	1,188	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費 備品購入費 ・ 学校保健用備品 (1,302 増) 1,302 増 (1,188) 1,188

(単位 千円)

(項) 3 中学校費

(款) 9 教育費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
		特定財源	一般財源					
			国県支出金	地方債				
項計	2,490 (428,043) (430,533)	1,850		640				

(項) 5 社会教育費

(款) 9 教育費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
		特定財源	一般財源					
			国県支出金	地方債				
1 社会教育 総務費	5,966 (759,549) (765,515)	5,553 国庫支出金		413				
		5,553		413	10	需用費	675	38 放課後児童対策事業に要する経費
		5,553		413	17	備品購入費	5,291	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 需用費 消耗品費 備品購入費 ・放課後子どもクラブ用備品
3 図書館費	5,187 (158,741) (163,928)	4,326 国庫支出金		861				
		4,326		861	17	備品購入費	5,187	21 図書館活動に要する経費
		4,326		861				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 備品購入費 ・図書消毒機
項計	11,153 (1,084,101) (1,095,254)	9,879		1,274				

(単位 千円)

(款) 9 教育費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				説	明
		特定財源		一般財源	節		
		国県支出金	地方債その他				
款計	21,360 (3,744,365) (3,765,725)	17,628		3,732			
歳出合計	70,258 (47,946,779) (48,017,037)	55,907	3,003	11,348			

給 与 費 明 細 書

一 般 職 員 給 与 費 明 細 書
 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 前	(870) 737	920,683	2,883,348	2,698,014	6,502,045	1,098,156	7,600,201	
補 正 後	(871) 737	921,448	2,883,348	2,698,014	6,502,810	1,098,288	7,601,098	
比 較	(1)	765			765	132	897	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 前	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	167,893	38,000
	補 正 後	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	167,893	38,000
	比 較							
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当 負 担 金	地 域 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 前	748,041	521,940	572,200	305,844	40,673	11,847	216
	補 正 後	748,041	521,940	572,200	305,844	40,673	11,847	216
	比 較							

了 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 料 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 前	(86) 737		2,883,348	2,674,970	5,558,318	1,015,442	6,573,760
補 正 後	(86) 737		2,883,348	2,674,970	5,558,318	1,015,442	6,573,760
比 較							

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 前	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	167,893	38,000
	補 正 後	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	167,893	38,000
	比 較							
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当 負 担 金	地 域 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 前	(千円) 724,997	(千円) 521,940	(千円) 572,200	(千円) 305,844	(千円) 40,673	(千円) 11,847	(千円) 216
	補 正 後	(千円) 724,997	(千円) 521,940	(千円) 572,200	(千円) 305,844	(千円) 40,673	(千円) 11,847	(千円) 216
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	共済費 (千円)		
補正前	(784)	920,683		23,044	82,714	1,026,441	
補正後	(785)	921,448		23,044	82,846	1,027,338	
比較	(1)	765			132	897	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

区分	職員手当の内訳	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前						
補正後								
比較								
区分		期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
補正前		23,044						
補正後		23,044						
比較								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降		左 の 財 源 内 訳			
		支出 (見込) 額		の 支 出 予 定 額		特 定 財 源		一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
オンライン会議ソフトウェアライセンス 使用料	0			2-3					

(令和2年度追加分)

(単位 千円)

報告第1号

令和元年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について

令和元年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

令和元年度取手市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		非常用発電設備改修事業	180,400,000	18,040,000	18,040,000		18,040,000	18,040,000	40,000			18,000,000	
9	教育費	5 社会教育費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		取手図書館空調設備改修事業	56,519,000	45,215,000	45,215,000		45,215,000	45,215,000	15,000			45,200,000	

報告第2号

令和元年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和元年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

令和元年度取手市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	とがしら公園耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕	3,949,000	3,949,000	3,949,000					
		被災住宅復旧緊急支援事業補助金	15,100,000	15,100,000		12,080,000				3,020,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業	1,557,000	1,557,000						1,557,000
5 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金	3,734,000	3,734,000		3,260,000				474,000
		福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金	4,131,000	4,131,000			4,100,000			31,000
6 商工費	1 商工費	空き店舗活用事業補助金	1,000,000	1,000,000						1,000,000
7 土木費	1 土木管理費	北浦川谷中第5号橋(仮称)相橋架替事業負担金	30,000,000	17,509,000				17,500,000		9,000
	2 道路橋りょう費	桑原地内樹木伐採事業	1,016,000							
		西一・二丁目(市道2548号線他)道路維持事業	25,233,000							
		井野団地外周道路(市道0115号線他)道路改良事業	15,000,000	15,000,000				15,000,000		
		市之代(市道1032号線他)道路改良事業	63,535,000	63,535,000				63,500,000		35,000
		井野台(市道3453号線他)道路改良事業	5,688,000	5,688,000				5,600,000		88,000
		米ノ井弁才天(市道0203号線)道路改良事業	9,515,000	9,515,000				9,500,000		15,000
		山王(市道4262号線他)道路改良事業	41,020,000	41,020,000			22,056,000	18,900,000		64,000
		野々井(市道2759号線他)道路改良事業	14,434,000	14,434,000			7,938,000	6,400,000		96,000
		東四丁目(市道4166号線他)道路改良事業	3,520,000	3,520,000						3,520,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	3 都市計画費	桑原地区整備推進事業	36,154,000	36,154,000					36,154,000
		地籍調査事業	17,408,000	17,408,000		10,875,000			6,533,000
		都市計画道路3・4・7号 (台宿工区)整備事業	345,547,000	345,547,000		190,050,000	155,200,000		297,000
		都市計画道路3・5・23号 北敷・沼附線整備事業	7,740,000	7,740,000		4,257,000	3,400,000		83,000
		藤代地区雨水排水整備事業	11,449,000	11,449,000			11,400,000		49,000
		藤代横町雨水排水整備事業	34,969,000	34,969,000			34,900,000		69,000
		野々井大門地区雨水排水整備事業	28,960,000	28,960,000			28,900,000		60,000
		都市公園施設長寿命化対策事業	32,125,000	32,125,000		15,063,000	15,000,000		2,062,000
9 教育費	2 小学校費	寺原小学校エレベーター改修事業	4,950,000	4,950,000		1,650,000	3,300,000		
		宮和田小学校校舎・体育館 大規模改造事業	766,000,000	766,000,000		243,292,000	522,500,000		208,000
	3 中学校費	中学校空調設備設置事業	360,000,000	360,000,000		64,322,000	295,600,000		78,000
計			1,883,734,000	1,844,994,000	3,949,000	574,843,000	1,210,700,000		55,502,000

報告第3号

令和元年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和元年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

令和元年度取手市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症 対策事業 【民間保育園 等補助金】	円 10,435,000	円	円 10,435,000	円	円 10,435,000	円 5,353,000	円 国庫 5,082,000	円	納品遅延により、補助 対象事業者の年度内 事業完了が困難となっ たため
計			10,435,000		10,435,000		10,435,000	5,353,000	国庫 5,082,000		

報告第4号

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業	1,150,718,000	1,150,718,000	10,638,000	625,680,000	514,400,000		
計			1,150,718,000	1,150,718,000	10,638,000	625,680,000	514,400,000		

報告第5号

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地 区画整理事業	円 1,316,525,000	円 1,087,725,000	円 228,800,000	円	円 228,800,000	円 60,000	円 国庫 125,840,000 市債 102,900,000 計 228,740,000	円	解体工事遅延のため
計			1,316,525,000	1,087,725,000	228,800,000	228,800,000	60,000	国庫 125,840,000 市債 102,900,000 計 228,740,000			

報告第6号

令和元年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに
令和2年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和2年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

令和元年度

事業報告書
決算書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

令和元年度公益財団法人取手市文化事業団事業報告書

【概要報告】

令和元年度は、指定管理者第4期目の2年目が終了し、財団の主たる目的をより具体的に実現するため、公益目的事業として自主文化事業を積極的に推進し、様々な文化公演の企画・公開による文化芸術への参加や鑑賞機会の提供、市民サークル等への文化芸術活動の育成・促進に努めました。

初の試みとして、市民会館ロビーを利用した事業を企画し、日頃より練習を重ねる演奏者・団体に活動の場を提供し、市民の方々が気軽に良質な音楽、生演奏を楽しめる場を創出しましたが、反面、昨年度後半から流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降3本の自主公演の中止又は延期を余儀なくされています。

取手市立福祉会館は、大規模改修工事を実施し、空調設備の更新、段差解消機やスロープを設置し、市民の文化活動の拠点施設として、誰もが使いやすい安全安心で快適な施設の提供ができるようになりました。

また、公益目的事業が効率的に推進されるよう、公益目的とした事業以外に施設貸与する事業や自動販売機の設置、パンダカフェの運営等収益事業を行い、利用者の利便性の向上に寄与しました。

(公益目的事業)

地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

指定管理者として管理している施設を中心に、それぞれの施設の特質や地域性、市内文化施設との連携など周辺環境をいかした事業を企画実施しました。

取手市民会館では、丘みどり、梅沢富美男、HYといった人気アーティストの公演や松竹大歌舞伎巡業公演の招致に努め、市民に質の高い芸術文化に触れる機会を提供しました。

また、より質の高い優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、バスツアー事業を企画開催し、市民文化の交流と促進を図ることができました。

ア 芸術文化鑑賞機会の提供

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
1	4月1日(月) 13:30	市民会館	取手市民会館リニューアル記念 松竹大歌舞伎 二代目松本白鸚襲名披露 十代目松本幸四郎襲名披露	全席指定 ①一般S席 7,000円 ②友の会S席 6,500円 ③一般A席 6,000円 ④友の会A席 5,500円	995名 定員995名
2	4月27日(土) 14:00	福祉会館 小ホール	第4回おさんぼコンサート 取手市及び近郊在住者による声楽 コンサート 出演：坂本忠弘 若井由里亜	全席自由 500円 ※ワンドリンク付き	96名 定員100名
3	5月25日(土) 14:00	市民会館	丘みどりコンサート2019 ～演魅～ 演歌コンサート	全席指定 ①一般S席 5,500円 ②友の会S席 5,000円 ③一般A席 4,500円 ④友の会A席 4,000円	868名 定員962名
4	6月19日(水) 14:00	市民会館	取手市民会館ロビーコンサート リコーダー四重奏 出演：ル・ヴェン・ファントム	全席自由 無料	80名 定員100名

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
5	6月29日(土) ①11:00 ②15:00	取手 ウェルネス プラザ	映画「日日は好日」 茶道教室に通った約25年について記した森下典子のエッセイを映画化 出演：樹木希林、多部未華子、黒木華 他	前売 全席自由 ①一般800円 ②友の会700円 ③高校生以下一般500円 ④高校生以下友の会400円 ※当日は200円増 ※3歳未満は無料 ※障がい者は無料	①342名 ②342名 合計684名 各定員342名
6	7月13日(土) 14:00	福祉会館 小ホール	第5回おさんぽコンサート 取手市内及び近郊に住むプロの演奏家によるピアノのコンサート 出演：田村愛 河上薫	全席自由500円 ※ワンドリンク付き	93名 定員100名
7	7月14日(日) 13:00	市民会館 ロビー	取手市民会館ロビーコンサート 主に取手市内で活躍している音楽団体のコンサート 出演：おとつむぎ Lucky Birds	全席自由 無料	80名 定員100名
8	7月27日(土) ①11:00 ②15:00	市民会館	映画「ボヘミアンラプソディ」 イギリスのロックバンド・クイーンのボーカル、フレディ・マーキュリーに焦点を当てた伝記映画 出演：ラミ・マレック 他	前売 全席自由 ①一般800円 ②友の会700円 ③高校生以下一般500円 ④高校生以下友の会400円 ※当日は200円増 ※3歳未満は無料 ※障がい者は無料	①270名 ②170名 合計440名 各定員995名
9	8月4日(日) 14:00	市民会館	影絵ミュージカル「オズの魔法使い」 アメリカ童話を題材にした影絵ミュージカル バックステージツアー開催 参加者：188名	全席指定 ①一般大人2,200円 ②友の会大人2,000円 ③一般小学生以下1,200円 ④友の会小学生以下1,000円 ※3歳未満は膝上無料	622名 定員980名
10	9月15日(日) 14:00	市民会館	笛の音楽隊 with 音楽のおくりもの 募集で集まったリコーダー好きの参加者とプロの演奏家によるクラシックコンサート 出演：アンサンブル・ディヴェルターズ ワークショップ参加者	全席指定 ①大人1,500円 ②小人500円 ※3歳未満は無料	270名 定員995名 ワークショップ参加者21名
11	9月21日(土) 14:00	市民会館	はつらつ一座公演「泣き笑い人生酒場」 茨城県内で活動する平均年齢70歳以上の素人演劇集団のお芝居 出演：はつらつ一座団員 ゲスト：門戸竜二	全席自由 無料(整理券制)	758名 定員995名
12	9月28日(土) ①14:00 ②17:30	市民会館	梅沢富美男劇団「取手特別公演」 舞踊・芝居・歌謡の三部作ショー 出演：梅沢富美男 梅沢武夫 ゲスト：門戸竜二	全席指定 ①一般6,000円 ②友の会5,500円	①617名 ②395名 合計1,012名 各定員962名

番号	開催日/公演時間	場所	公演名/内容	入場料	入場者数
13	10月10日(木) 14:00	市民会館 ロビー	取手市民会館ロビーコンサート 取手市内で活躍している音楽団体のコンサート 出演: ハーモニカアンサンブル「チャオ」 ガールズプラス	全席自由 無料	150名 定員150名
14	10月19日(土) 13:00	市民会館	ザ・デイサービス・ショウ 2019 デイサービスに集まってくる多彩な高齢者たちが繰り広げるコメディーマュージカル 出演: 中尾ミエ 尾藤イサオ 他	①一般3,000円 ②高校生以下1,500円	864名 定員962名
15	10月19日(土) 14:00	福祉会館 小ホール	第6回おさんぽコンサート 歌と朗読で綴る日本語の調べのコンサート 出演: 田村友里 濱田千枝子 河上薫	全席自由500円 ※ワンドリンク付き	100名 定員100名
16	10月27日(日) 17:30	市民会館	HY 20th Anniversary RAINBOW TOUR2019-2020 ニューミュージック全国ツアー	全席指定 ①一般6,600円 ②友の会6,500円 ※当日は500円増	963名 定員963名
17	12月1日(日) 17:00	市民会館	Life is Songs! 元宝塚トップスターによるコンサート 出演: 剣幸 真琴つばさ 北翔海莉 柴城るい	全席指定 ①一般7,000円 ②友の会6,500円	746名 定員962名
18	1月19日(日) 14:00	福祉会館 小ホール	第7回おさんぽコンサート ピアニスト3人と演出家による楽しいコラボレーションコンサート 出演: 加藤びよん子 松本和貴 川西インパクト 河上薫	全席自由500円 ※カフェ1ドリンク付き	100名 定員100名
19	1月29日(水) ①11:00 ②14:00	取手 ウェルネス プラザ	映画「長いお別れ」 認知症を患う父親とその家族を描いた作品 出演: 山崎努 松原智恵子 蒼井優 他	前売 全席自由 ①一般800円 ②友の会700円 ③高校生以下一般500円 ④高校生以下友の会400円 ※当日は200円増 ※3歳未満は無料 ※障がい者は無料	①279名 ②241名 合計520名 各定員342名
20	2月15日(土) 14:00	市民会館 ロビー	取手市民会館ロビーコンサート 陸上自衛隊中央音楽隊と地元コーラスグループのコンサート 出演: 陸上自衛隊中央音楽隊 鬼澤良子とゆかいな仲間たち	全席自由 無料	200名 定員200名

イ 共催事業

番号	開催日/公演時間	場所	公演名/内容	入場料	入場者数
1	7月21日(日) 12:00	市民会館	ハッスル☆マッスル2019 「忍者」-取手公演- 筋肉自慢のパフォーマー集団のサーカス DIANA 他 地元6チーム共演 共催:高橋企画	全席指定 ①一般3,800円 ②友の会3,400円 ③一般高校生以下2,200円 ④友の会高校生以下1,900円 ※未就学児は膝上無料	450名 定員962名
2	9月7日(土) 16:00	市民会館	ベンチャーズ結成60周年記念 ジャパン・ツアー2019 共催:M&Iカンパニー	全席指定 ①一般6,000円 ②友の会5,500円	472名 定員962名
3	9月8日(日) 16:00	市民会館	岸谷香 KAORI PARADISE 2019 共催:東京労音	全席指定 ①一般6,000円 ②友の会5,500円 ③中学生以下1,000円	757名 定員962名
4	10月11日(金) 19:00	市民会館	よしもとお笑いまつりin取手 ～週末スペシャル～ 出演:タカアンドトシ チョコレートプラネット 他 共催:吉本興業	全席指定 ①一般4,000円 ②友の会3,800円 ※当日は500円増 ※5歳以上は有料 ※4歳以下は膝上無料	933名 定員995名
5	10月26日(土) 17:00	市民会館	THE WILD ONES お楽しみはこれからだ!2019秋 ザ・ワイルドワンズ コンサート 共催:東京労音	全席指定 ①一般6,000円 ②友の会5,500円 ③中学生以下1,000円	520名 定員962名
6	2月9日(日) ①13:00 ②15:30	市民会館	米村でんじろうサイエンスショー 「おもしろ科楽館」 科学の不思議を体験できるサイエンスショー 共催:MASエンターテイメント	全席指定 ①一般6,000円 ②友の会5,500円 ※3歳以上は有料 ※2歳以下は膝上無料	①730名 ②529名 合計1,259名 定員962名

ウ 市民文化の普及及び振興

番号	開催日/公演時間	場所	公演名/内容	入場料等	入場者数
1	4月18日(木) 9:00出発	東漸寺観音堂 長禅寺三世堂 キリンビール 取手工場	取手文化財巡り&キリンビール 工場見学バスツアー	参加費2,500円	43名 観光バス1台
2	5月8日(水) 8:00出発	東京都 東京スカイツリー 豊洲市場 他	豊洲市場と東京スカイツリーの 1日バスツアー	参加費11,800円	59名 観光バス2台
3	5月11日(土) ①17:00 5月12日(日) ②14:00	市民会館	とりで・市民ミュージカル 鬼の涙がみた未来～ときをこえた 手紙～ 取手の歴史や文化を脚本にした地 域住民によるオリジナルミュージ カル	全席自由 ①一般2,000円 ②高校生以下1,000円 ※当日は500円増	①414名 ②560名 合計974名 定員863名

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料等	入場者数
4	6月23日(日) 13:30	市民会館	エンジョイ♪器楽の音楽会 取手市内公民館等で活動している音楽団体による音楽会 出演：取手市吹奏楽団 他7団体	全席自由 無料	711名 定員995名
5	7月24日(水) 9:00出発	東京都 キャッツ シアター	キャッツ鑑賞バスツアー 劇団四季ミュージカル	参加費 21,800円	81名 観光バス2台
6	8月8日(木) 7:30出発	栃木県 那須町	那須200万本のひまわり畑バスツアー 栃木県で人気の那須高原ひまわり畑を巡るバスツアー	参加費 10,800円	40名 観光バス2台
7	8月18日(日) 15:00	市民会館	演劇ワークショップ成果発表会 プロの俳優が教える演劇の基礎 誰もが気軽に学べるワークショップの成果を発表した 講師：見上裕昭	参加費 3,500円(全7回)	成果発表会 88名 ワークショップ 参加者17名
8	10月5日(土) ①11:00 10月6日(日) ②11:00	(メイン会場) 市民会館 (特設会場) 中庭ステージ パンダデッキ	取手 Jazz Dayz! 2019 プロミュージシャンとアマチュアグループによるジャズコンサート 出演：近藤和彦クインテット 渡辺香津美ジャズ回帰プロジェクト 井上陽介カルテット 国府弘子スペシャルトリオ ゲスト：Shiho 東京藝大マントビボ	全席指定 ゲスト公演のみ有料 ①一般1日券3,000円 ②一般2日券5,000円 ③友の会1日券2,700円 ④友の会2日券4,700円	メイン会場 (有料公演) ①559名 ②528名 合計1,087名 各定員962名 (無料公演) 5日のみ101名 特設会場 ①1,236名 ②1,434名 合計2,670名
9	11月14日(木) ①10:45 ②13:30	取手東小学校 藤代小学校	学校出張寄席 寄席や太神楽を披露し日本の伝統芸能にふれる 出演：林家たま平 鏡味仙成	無料	①391名 ②359名 ※全校生徒参加
10	11月17日(日) 12:40	市民会館	取手合唱祭 取手市内で活動しているコーラスグループによる音楽の祭典 出演：ハミングバード 取手混声合唱団 他15団体	無料	900名 定員995名 出演17団体

エ 文化情報の収集及び提供

情報誌「イベントガイド」の発行を行い、当財団ホームページの充実を図るとともに、地域情報新聞への広告掲載やチラシの新聞折り込みを行い、事業及び施設の積極的なPRに努めました。

1. アンケート調査の実施

自主文化事業の入場者にアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行い自主文化事業の企画立案の参考にしました。

2. 文化情報の提供

イベントガイド約35,000部を取手市内に新聞折り込みにて配布し、広く文化情報の提供を行いました。また、月刊誌ひだまり、インターネットなどにより広報宣伝し、ホール事業の情報提供や入場券販売の促進に努めました。

オ 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

取手市立福祉会館は、老朽化が著しく、利用者の安全安心な環境を整備し提供するため、大規模改造工事及び空調設備改修工事を実施しました。全室空調機の入れ替え、トイレの全面改修、雨漏り補修のほか、要望が多かった赤ちゃん休憩室（授乳室）を設置しました。

障がいのある方も快適に利用していただくために、階段昇降機や入口にスロープを設置しました。また、備品の点検も継続して行い、利用者の利便性と安全性を考慮した運営に努めました。

取手市立市民会館は、平成30年度に耐震補強工事及び大規模改造工事を実施しています。客席の椅子を全面的に入れ替え、背もたれや足置きスペースにゆとりのある最新の仕様となりました。

さらに、舞台設備の音響・照明設備も一新し、あらゆる舞台芸術公演に対応できる仕様となり、計画的に設備の保守点検業務を行い、利便性と安全性を考慮したホール運営に努めました。

■取手市立福祉会館の利用状況

年度	区分	官公署	学校 幼稚園	文化団体	会社 事業所	一般	その他	総数
平成 27	団体数	654	231	4,437	938	1,521	212	7,993
	利用回数	1,103	360	5,299	1,374	1,762	262	10,160
	利用者数	24,656	9,320	104,616	23,207	23,476	5,215	190,490
28	団体数	535	184	4,807	753	1,783	542	8,604
	利用回数	1,022	250	5,407	1,085	1,990	274	10,028
	利用者数	11,960	3,819	106,177	16,732	29,100	18,892	186,680
29	団体数	789	107	5,080	640	946	531	8,093
	利用回数	1,353	156	6,021	940	1,147	642	10,259
	利用者数	19,643	3,161	110,832	14,110	19,171	6,418	173,335
30	団体数	719	94	4,634	629	880	260	7,216
	利用回数	1,193	121	5,292	916	1,079	376	8,977
	利用者数	16,875	2,913	102,659	13,514	15,230	13,121	164,312
令和元	団体数	437	107	3,874	600	1,053	191	6,262
	利用回数	786	184	4,702	802	1,241	227	7,942
	利用者数	13,504	4,948	88,490	10,329	16,087	3,712	137,070

■取手市立市民会館の利用状況

年度	官公署	学校 幼稚園	文化団体	興業団体	会社 事業所	一般	その他	総数
平成 27	55	28	41	0	11	21	2	158
28	49	22	28	3	2	7	1	112
29	77	32	36	14	2	16	4	181
30	17	0	12	0	0	2	1	32
令和元	61	48	55	5	5	14	2	190

■取手市立市民会館の催物別利用状況

年度	演奏会	歌謡 演芸	映画	演劇	大会 式典	その他	総数	
							総公演回数	総入場者数
平成 27	53	25	12	6	21	235	総公演回数	352
	15,200	8,600	1,560	1,850	8,050	19,218	総入場者数	54,478
28	71	28	8	6	11	66	総公演回数	190
	12,020	9,200	2,010	1,015	3,620	7,298	総入場者数	35,163
29	58	56	9	13	7	106	総公演回数	249
	20,068	18,700	1,062	2,370	2,900	6,350	総入場者数	51,450
30	14	12	1	0	0	57	総公演回数	84
	4,083	3,624	500	0	0	2,360	総入場者数	10,567
令和元	66	46	5	31	12	256	総公演回数	416
	18,218	12,050	448	6,774	3,800	18,186	総入場者数	59,476

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 市民文化の奨励・育成及び後援

<後援事業>

地域に密着した財団として支援を行うため、内容等文化振興にふさわしい事業等へ後援名義の使用を許可しました。

番号	開催日	場所	公演名	主催
1	4月14日(日) 14:00	福祉会館	第11回春のコンサート	取手市音楽家協会
2	5月19日(日) 14:00	市民会館	女声合唱団リベラ15周年コンサート	女声合唱団リベラ
3	5月26日(日) 14:00	市民会館	第8回ハミングバード定期演奏会	女声合唱団ハミングバード
4	9月29日(日) 14:00	市民会館	取手混声合唱団 第14回定期演奏会	取手混声合唱団
5	10月12日(土) ①11:00②14:00	福祉会館	ヴィオラ・ダ・ガンバ二重奏 「爽やかな秋風の対話」	国際音楽の日コンサート in とりで実行委員会
6	10月13日(日) 13:00	市民会館	取手市太鼓連盟 第6回とりで太鼓の祭典	取手市太鼓連盟
7	11月14日(木)～7日間 10:00	取手 ウェルネス プラザ	取手市写真クラブ合同展	取手市写真クラブ合同展実行 委員会
8	11月30日(土) 14:00	市民会館	35周年記念のばらコーラスコンサート	のばらコーラス
9	12月28日(土) 14:00	取手 ウェルネス プラザ	冬の音楽会 第11回親子コンサート	取手市音楽家協会

2. 取手市文化事業団友の会の運営

各公演の早期情報の提供や公演チケットの先行予約・割引が会員特典として受けられます。また、ポイント制度を導入しポイントに応じた各サービスが受けられます。

令和2年3月末現在会員数 570名(前年比+16名)

3. 理事会・評議員会等

・理事に関する事項

第1回理事会

日 時：令和元年5月14日（火）15：00
会 場：取手市立福祉会館
内 容：平成30年度事業報告
平成30年度決算報告
評議員会の招集について

第2回理事会

日 時：令和元年7月2日（火）13：30
会 場：取手市立福祉会館
内 容：特定費用準備資金等取扱規程の制定について
特定費用準備資金の積立について

第3回理事会

日 時：令和2年3月11日（水）13：30
会 場：取手市立福祉会館
内 容：令和2年度事業計画
令和2年度予算

第4回理事会

決議省略理事会

日 時：令和2年3月25日（水）
内 容：短期借入について

・評議員に関する事項

第1回評議員会

日 時：令和元年5月30日（木）15：00
会 場：取手市立福祉会館
内 容：平成30年度事業報告
平成30年度決算報告

・茨城県への提出書類等に関する事項

令和元年6月26日（水） 平成30年度事業報告書等
令和2年3月27日（金） 令和2年度事業計画書等

・自主文化事業選定委員会に関する事項

自主文化事業選定委員会

日 時：令和2年1月30日（木）10：00
会 場：取手市立福祉会館
内 容：令和2年度自主文化事業選定

(収益事業)

公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

1. 取手市から指定管理者の指定を受け、取手市立市民会館及び同福社会館の管理運営をしていますが、公益目的事業が効率的に推進されるよう、社内会議や展示販売など公益目的事業に該当しない企業や営利団体等へ施設を貸与しました。

・公益目的外利用状況 福社会館 14%

2. 施設利用者の利便性を考慮し、清涼飲料水等の自動販売機を市民会館ほか、取手市内公民館等 34箇所に設置し、約430万円の販売手数料収入がありました。

3. 利用者の利便性の向上を図るため、取手市立福社会館ロビー及び中庭デッキを有効活用し、カフェを運営しました。

年度	パンダカフェ平均売上	平均来店者数
平成 27	約46,000円/1日	約130名/1日
28	約46,900円/1日	約129名/1日
29	約49,800円/1日	約131名/1日
30	約44,800円/1日	約119名/1日
令和元	約47,500円/1日	約120名/1日

事業報告の附属明細書

令和元年度事業報告には、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、定款第8条(2)に規定する事業報告の附属明細書は作成しません。

貸借対照表

2020年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	71,270	961,941	▲890,671
小口現金	82,657	320,479	▲237,822
普通預金	985,817	7,615,989	▲6,630,172
現金預金合計	1,139,744	8,898,409	▲7,758,665
(2) その他流動資産			
未収金	5,226,867	1,318,461	3,908,406
前払金	427,244	450,514	▲23,270
繰越商品	1,232,253	534,777	697,476
その他流動資産合計	6,886,364	2,303,752	4,582,612
流動資産合計	8,026,108	11,202,161	▲3,176,053
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預貯金	95,500,000	95,500,000	0
基本財産合計	95,500,000	95,500,000	0
(2) その他固定資産			
建物付属設備	4,635,500	4,921,250	▲285,750
什器備品	825,206	1,102,226	▲277,020
その他固定資産合計	5,460,706	6,023,476	▲562,770
固定資産合計	100,960,706	101,523,476	▲562,770
資産合計	108,986,814	112,725,637	▲3,738,823
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,077,158	3,510,371	4,566,787
前受金	4,710,400	7,616,800	▲2,906,400
預り金	365,102	640,699	▲275,597
短期借入金	8,000,000	0	8,000,000
賞与引当金	2,250,000	2,250,000	0
受託販売	554,024	59,670	494,354
流動負債合計	23,956,684	14,077,540	9,879,144
負債合計	23,956,684	14,077,540	9,879,144
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	93,000,000	93,000,000	0
指定正味財産合計	93,000,000	93,000,000	0
2. 一般正味財産	▲7,969,870	5,648,097	▲13,617,967
正味財産合計	85,030,130	98,648,097	▲13,617,967
負債及び正味財産合計	108,986,814	112,725,637	▲3,738,823

正味財産増減計算書

2019年04月01日から 2020年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	20,779	22,266	▲1,487
基本財産運用益計	20,779	22,266	▲1,487
受取会費			
正会員受取会費	328,500	344,700	▲16,200
受取会費計	328,500	344,700	▲16,200
事業収益			
福祉会館使用料収益	5,329,110	6,637,920	▲1,308,810
市民会館使用料収益	6,847,730	2,507,750	4,339,980
自主文化事業収益	39,883,890	8,972,370	30,911,520
自動販売機収益	4,307,629	4,256,514	51,115
共催料収益	1,000,000	400,000	600,000
カフェ売上	17,738,022	16,787,580	950,442
事業収益計	75,106,381	39,562,134	35,544,247
受取補助金等			
受取公益法人等補助金	2,538,000	0	2,538,000
受取指定管理料	88,566,000	77,852,000	10,714,000
受取補助金等計	91,104,000	77,852,000	13,252,000
受取負担金			
受取負担金	4,000,000	4,000,000	0
受取負担金計	4,000,000	4,000,000	0
雑収益			
受取利息	79	332	▲253
雑収益	908,775	1,406,200	▲497,425
受託販売手数料	40,092	45,228	▲5,136
雑収益計	948,946	1,451,760	▲502,814
指定正味財産からの振替額	0	10,000,000	▲10,000,000
経常収益計	171,508,606	133,232,860	38,275,746
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	27,914,859	27,082,355	832,504
臨時雇賃金	12,533,950	10,838,701	1,695,249
賞与引当金繰入額	2,250,000	2,227,500	22,500
退職給付金	1,411,200	1,425,600	▲14,400
法定福利費	5,620,686	4,700,663	920,023
旅費交通費	3,880	17,120	▲13,240
通信運搬費	1,158,288	979,476	178,812
減価償却費	562,770	562,770	0
消耗什器備品費	0	202,930	▲202,930
消耗品費	5,197,673	2,902,380	2,295,293
修繕費	884,601	896,190	▲11,589
印刷製本費	1,561,378	996,028	565,350
燃料費	75,103	107,620	▲32,517
光熱水料費	9,649,733	9,825,970	▲176,237
賃借料	9,125,345	6,456,247	2,669,098
保険料	176,620	179,680	▲3,060
諸謝金	1,396,904	691,354	705,550
租税公課	3,788,950	2,881,700	907,250
支払負担金	128,000	16,600	111,400
委託費	82,981,496	41,155,365	41,826,131
広告宣伝費	2,498,060	656,005	1,842,055
支払手数料	3,552,652	1,563,317	1,989,335
雑費	1,968,499	215,342	1,753,157

正味財産増減計算書

2019年04月01日から 2020年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
仕入	10,073,927	10,834,425	▲760,498
販売促進費	30,000	6,000	24,000
事業費計	184,544,574	127,421,338	57,123,236
管理費			
給料手当	439,733	552,702	▲112,969
退職給付費用	28,800	14,400	14,400
賞与引当金繰入額	0	22,500	▲22,500
法定福利費	9,312	95,933	▲86,621
役員報酬	97,300	102,100	▲4,800
通信運搬費	6,184	2,854	3,330
支払手数料	670	200,800	▲200,130
管理費計	581,999	991,289	▲409,290
経常費用計	185,126,573	128,412,627	56,713,946
評価損益等調整前当期経常増減額	▲13,617,967	4,820,233	▲18,438,200
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	▲13,617,967	4,820,233	▲18,438,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲13,617,967	4,820,233	▲18,438,200
当期一般正味財産増減額	▲13,617,967	4,820,233	▲18,438,200
一般正味財産期首残高	5,648,097	827,864	4,820,233
一般正味財産期末残高	▲7,969,870	5,648,097	▲13,617,967
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	▲10,000,000	10,000,000
指定正味財産期首残高	93,000,000	103,000,000	▲10,000,000
指定正味財産期末残高	93,000,000	93,000,000	0
III 正味財産期末残高	85,030,130	98,648,097	▲13,617,967

正味財産増減計算書内訳表

2019年04月01日から2020年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	20,779	0	0	20,779
基本財産運用益計	20,779	0	0	20,779
受取会費				
正会員受取会費	328,500	0	0	328,500
受取会費計	328,500	0	0	328,500
事業収益				
福祉会館使用料収益	3,992,410	1,336,700	0	5,329,110
市民会館使用料収益	5,985,110	862,620	0	6,847,730
自主文化事業収益	39,883,890	0	0	39,883,890
自動販売機収益	0	4,307,629	0	4,307,629
共催料収益	1,000,000	0	0	1,000,000
カフェ売上	0	17,738,022	0	17,738,022
事業収益計	50,861,410	24,244,971	0	75,106,381
受取補助金等				
受取公益法人等補助金	2,538,000	0	0	2,538,000
受取指定管理料	88,566,000	0	0	88,566,000
受取補助金等計	91,104,000	0	0	91,104,000
受取負担金				
受取負担金	4,000,000	0	0	4,000,000
受取負担金計	4,000,000	0	0	4,000,000
雑収益				
受取利息	79	0	0	79
雑収益	907,083	1,692	0	908,775
受託販売手数料	31,800	8,292	0	40,092
雑収益計	938,962	9,984	0	948,946
経常収益計	147,253,651	24,254,955	0	171,508,606
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	25,716,191	2,198,668	0	27,914,859
臨時雇賃金	4,831,311	7,702,639	0	12,533,950
賞与引当金繰入額	2,250,000	0	0	2,250,000
退職給付金	1,267,200	144,000	0	1,411,200
法定福利費	5,574,126	46,560	0	5,620,686
旅費交通費	3,880	0	0	3,880
通信運搬費	1,158,288	0	0	1,158,288
減価償却費	0	562,770	0	562,770
消耗品費	4,834,695	362,978	0	5,197,673
修繕費	647,334	237,267	0	884,601
印刷製本費	1,561,378	0	0	1,561,378
燃料費	65,340	9,763	0	75,103
光熱水料費	8,395,266	1,254,467	0	9,649,733
賃借料	8,604,055	521,290	0	9,125,345
保険料	148,952	27,668	0	176,620
諸謝金	1,396,904	0	0	1,396,904
租税公課	3,784,950	4,000	0	3,788,950
支払負担金	128,000	0	0	128,000
委託費	82,981,496	0	0	82,981,496
広告宣伝費	2,498,060	0	0	2,498,060
支払手数料	3,355,738	196,914	0	3,552,652

正味財産増減計算書内訳表

2019年04月01日から2020年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
雑費	1,908,499	60,000	0	1,968,499
仕入	0	10,073,927	0	10,073,927
販売促進費	30,000	0	0	30,000
事業費計	161,141,663	23,402,911	0	184,544,574
管理費				
給料手当	0	0	439,733	439,733
退職給付費用	0	0	28,800	28,800
法定福利費	0	0	9,312	9,312
役員報酬	0	0	97,300	97,300
通信運搬費	0	0	6,184	6,184
支払手数料	0	0	670	670
管理費計	0	0	581,999	581,999
他会計への繰出額				
他会計への繰出額	▲389,184	389,184	0	0
他会計への繰出額計	▲389,184	389,184	0	0
経常費用計	160,752,479	23,792,095	581,999	185,126,573
評価損益等調整前当期経常増減額	▲13,498,828	462,860	▲581,999	▲13,617,967
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	▲13,498,828	462,860	▲581,999	▲13,617,967
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	▲13,498,828	462,860	▲581,999	▲13,617,967
税引前当期一般正味財産増減額	▲13,498,828	462,860	▲581,999	▲13,617,967
当期一般正味財産増減額	▲13,498,828	462,860	▲581,999	▲13,617,967
一般正味財産期首残高	0	0	5,648,097	5,648,097
一般正味財産期末残高	▲13,498,828	462,860	5,066,098	▲7,969,870
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	93,000,000	0	0	93,000,000
指定正味財産期末残高	93,000,000	0	0	93,000,000
III 正味財産期末残高	79,501,172	462,860	5,066,098	85,030,130

財務諸表に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物附属設備及び什器備品……定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理……税込処理を実施している。

(3) リース取引の処理方法について

リース取引については、通常の賃貸借契約に準じた会計処理を行っている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額と中小企業退職共済給付額が同額であるため、計上しない。

・賞与引当金

職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

2. 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預貯金				
常陽銀行取手支店	5,500,000	0	0	5,500,000
みずほ銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
筑波銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
三井住友銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
水戸信用金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城県信用組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
中央労働金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城みなみ農業協同組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
東日本銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
ゆうちょ銀行	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	95,500,000	0	0	95,500,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預貯金(市内10金融機関)	95,500,000	(93,000,000)	(2,500,000)	0
小計	95,500,000	(93,000,000)	(2,500,000)	0
合計	95,500,000	(93,000,000)	(2,500,000)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	除去額	当期末残高
建物附属設備(カフェ店舗)	6,350,000	1,714,500	0	4,635,500
什器備品(耐火金庫)	373,890	348,964	0	24,926
什器備品(カフェ厨房機器)	2,462,400	1,662,120	0	800,280
合計	9,186,290	3,725,584	0	5,460,706

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地	0	0	0	0
	投資有価証券	0	0	0	0
	定期預貯金	95,500,000	0	0	95,500,000
	基本財産計	95,500,000	0	0	95,500,000

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,250,000	2,250,000	2,250,000	0	2,250,000
引当金計	2,250,000	2,250,000	2,250,000	0	2,250,000

財 産 目 録

2020年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	現金	金庫	71,270	
		小口現金 普通預金	手元保管 常陽銀行取手支店 ゆうちょ銀行	小口支払用現金 運転資金 運転資金	82,657 985,817 432,323 553,494
現金預金合計				1,139,744	
その他流動資産	未収金	クレジット売上	チケット代、施設使用料	1,330,285	
		自販機販売手数料	自動販売機販売手数料3月分	164,249	
		カフェ売上	生協等売上3月分	194,973	
		自主事業チケット代	プレイガイドチケット売上	999,360	
		地域創造助成金	市民ミュージカル助成金	2,538,000	
		前払金	次年度費用	翌年度自主事業費	427,244
繰越商品	カフェ店舗内	カフェ商品	1,232,253		
その他流動資産合計				6,886,364	
流動資産合計				8,026,108	
(固定資産)	基本財産	定期預貯金		95,500,000	
		一般正味財産		5,500,000	
		常陽銀行取手支店	基本財産として	5,500,000	
	指定正味財産			90,000,000	
		みずほ銀行取手支店	基本財産として	10,000,000	
		筑波銀行取手支店	基本財産として	10,000,000	
		三井住友銀行取手支店	基本財産として	10,000,000	
		水戸信用金庫取手支店	基本財産として	10,000,000	
		茨城県信用組合取手支店	基本財産として	10,000,000	
		中央労働金庫取手支店	基本財産として	10,000,000	
		茨城みなみ農業協同組合取手支店	基本財産として	10,000,000	
		東日本銀行取手支店	基本財産として	10,000,000	
		ゆうちょ銀行	基本財産として	10,000,000	
基本財産合計				95,500,000	
その他固定資産	建物付属設備	カフェ店舗	福祉会館ロビー内	収益事業保有財産	4,635,500
		什器備品			825,206
		耐火金庫	耐火金庫事務所備付	現金、チケット保管用	24,926
		カフェ厨房機器	カフェ店舗内	収益事業保有財産	800,280
		その他固定資産合計			
固定資産合計				100,960,706	
資産合計				108,986,814	
(流動負債)	未払金	非常勤職員給与	非常勤職員給与3月分	951,119	
		キャノンマーケティングに対する未払い金	コピー機カウンター料3月分	6,857	
		アストプランニングに対する未払い額	市民会館舞台操作委託料3月分	1,103,300	
		取手市シルバー人材センターに対する未払い額	夜間受付業務3月分	94,950	
		オーエンスに対する未払い額	清掃管理委託料	2,566,664	
		ニフティに対する未払い額	インターネット使用料	14,190	
		JECCに対する未払い額	プロジェクター等リース料	80,784	
		東京めいらくに対する未払い額	カフェ仕入	10,206	
		フジタに対する未払い額	プリンター使用料	37,322	
		ダスキンに対する未払い額	害虫駆除委託	5,500	
		取手市職員生活協同組合に対する未払い額	販売手数料	5,046	
		日本音楽著作権協会に対する未払い額	音楽著作権使用料	326,119	
		取手市に対する未払い額	行政財産使用料	36,000	
		森平舞台機構に対する未払い額	舞台吊物保守点検料	215,600	
		佐藤楽器に対する未払い額	ピアノ移動料	144,000	

財 産 目 録

2020年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
	日本サーモエナー	ボイラー用薬剤料	24,200
	エムエーエスエンターテイメントに対する未払い額	自主事業チケット代	1,118,400
	ヒラタに対する未払い額	カフェ仕入れ	60,498
	マルゼンに対する未払い額	カフェオープン修理	33,000
	岩見印刷に対する未払い額	封筒印刷代	18,700
	高橋むつき法律事務所に対する未払い額	弁護士報酬	129,938
	サクセスに対する未払い額	会計システム保守点検料	81,840
	戸田産業に対する未払い額	消耗品代	43,175
	アサヒに対する未払い額	消防設備保守点検料	250,250
	いわせに対する未払い額	消耗品代	7,865
	丸茂電機に対する未払い額	舞台照明設備保守点検料	231,000
	東芝エレベータに対する未払い額	エレベータ保守点検料	38,500
	NECキャピタルソリューションに対する未払い額	施設予約システムリース料	267,624
	アドクラビスに対する未払い額	自主事業広告料	88,000
	筑紫正義に対する未払い額	電気設備保守点検料	38,500
	東京労音に対する未払い額	チケット販売手数料	48,011
前受金	翌年度自主事業売上		4,710,400
預り金	社会保険料等預り金		365,102
短期借入金	一時借入金		8,000,000
賞与引当金	従業員に対するもの	従業員5名分	2,250,000
受託販売	預かりチケット販売		554,024
流動負債合計			23,956,684
負債合計			23,956,684
正味財産			85,030,130

令和2年度
事業計画書
予算書

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

令和2年度 公益財団法人取手市文化事業団事業計画書

当事業団は、本年4月に設立30周年を迎えます。設立以来、取手市の文化振興の一翼を担うとともに、取手市立市民会館並びに同福祉会館の管理運営を的確に遂行してまいりました。

令和2年度は、4期目4年間の指定管理期間の3年目に当たり、長期にわたり培ってきた実績と経験を踏まえ、取手市との基本協定書に求められる、公益性を重視した事業計画の実現に向けて、なお一層の市民サービスに努めながら、適切な指定管理者として引き続き着実な事業運営を行ってまいります。

また、公益財団設立の目的にのっとり、すぐれた芸術、文化の公開並びに芸術・文化活動の奨励及び育成をはかりつつ、取手市における文化の拠点である両会館の健全な管理運営を行い、市民文化の振興に寄与するための公益事業の一層の充実に努めます。

(公益目的事業)

地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

年間約20本の主催事業を実施して、様々な音楽・芸能・演劇等に触れてもらう事業を実施し、芸術文化鑑賞の機会の提供に努めます。

また、市民の年代の各層に応じた幅広い分野の事業を実施するために、他団体・企業と共催し、市民文化の振興を図ってまいります。

さらに、アウトリーチ事業等においては、市内の学校等に出向き、子どもたちを中心に文化・芸術の魅力を伝えるとともに、触れる楽しさを体験する機会を提供し、芸術文化の普及啓発に取り組みます。

1 芸術文化鑑賞機会の提供

【事業内容】

- ・取手市立市民会館を利用したコンサート等（8事業）

事業名	予定時期
市川由紀乃コンサート2020	令和2年6月13日(土)
神田松之丞改め六代目神田伯山独演会	令和2年6月14日(日)
はつらつ一座「裏店ものがたり」	令和2年9月26日(土)
東京藝術大学音楽学部学生によるコンサート	令和2年10月18日(日)
TSUKEMEN～JITAN CLASSIC～	令和2年11月14日(土)
舞台「しあわせの雨傘」	令和2年12月26日(土)
吉田兄弟コンサート(共催)	令和2年9月19日(土)
爆生 お笑いライブ(共催)	令和2年11月7日(土)

・取手市立福祉会館を利用した事業等(2事業)

事業名	予定時期
おさんぽコンサート	年4回開催予定
子供向けワークショップ	夏休み期間

・アウトリーチ及びワークショップ事業(4事業)

事業名	予定時期
歴史散策バスツアー(戸定邸他)	令和2年6月2日(火)
バスツアー(劇団四季アナと雪の女王)	令和3年2月6日(土)
小学校への出前寄席	未定(2校)
ミュージカルワークショップ・アウトリーチ活動	4月～6月予定

・取手市立取手ウェルネスプラザを利用した事業(2事業)

事業名	予定時期
映画「しゃぼん玉」	令和2年6月4日(木)
映画「二宮金次郎」	令和2年11月13日(金)

2 市民文化の普及及び振興

【事業内容】

・取手音楽の日「取手ジャズフェスティバル2020」

令和2年5月9日(土)・10日(日)開催

取手市内外で活動しているアマチュアバンドを広く公募し、取手市立市民会館を中心に特設会場を含め3会場で2日間開催します。東京藝術大学ジャズバンドや、青山学院大学ジャズバンドなどの学生バンドも出演します。また、プロのジャズミュージシャンを招へいし、質の高い演奏を体感することにより、市民の文化芸術活動を促し、市民の文化芸術のレベルアップを図ります。

・中庭デッキコンサート・市民会館ロビーコンサート(通年開催)

気軽に質の高い音楽に親しんでもらうため、中庭パングデッキや市民会館ロビーにおいて、入場無料のコンサートを定期的に開催します。発表の場を求める演奏家や市民団体の活動を支援するとともに、広く市民の皆様に音楽鑑賞の機会を提供します。

・取手太鼓フェスティバル 令和3年2月20日(土)開催

取手太鼓フェスティバルは、取手太鼓連盟との共催により実施します。大ホールで演奏する機会を提供することにより、日々の活動が活発になり、地域の活性化につながる事業として実施しています。伝統文化親子教室の助成を受け、ワークショップもあわせて実施し、太鼓が初めての方でも参加できる機会を設け、市民の文化芸術のレベルアップを図ります。

- ・取手器楽祭 令和3年2月21日（日）開催
 取手器楽祭は、取手市内で活動している器楽のグループが出演しています。大ホールで演奏する機会を提供することにより、日々の活動が活発になり、地域の活性化につながる事業として実施しています。ワークショップもあわせて実施し、器楽が初めての方でも参加できる機会を設け、市民の文化芸術のレベルアップを図ります。
- ・とりで・市民ミュージカル 令和3年3月6日（土）・7日（日）開催
 取手市を中心とした地域住民による参加型ミュージカルの作品を企画・制作します。出演者及び運営スタッフを小学生からシニア層まで幅広く公募し、地域コミュニティの活性化を図ります。創作ミュージカルは、脚本・音楽も完全オリジナルとし、昨年度からの継続事業として（一財）地域創造の助成を受け低廉な入場料金で実施します。
- ・取手合唱祭 令和3年3月14日（日）開催
 取手合唱祭は、合唱連盟との共催で実施し、取手市内で活動しているコーラスグループが出演しています。大ホールで演奏する機会を提供することにより、日々の活動が活発になり、地域の活性化につながる事業として実施しています。ワークショップもあわせて実施し、合唱が初めての方でも参加できる機会を設け、市民の文化芸術のレベルアップを図ります。

3 文化情報の収集及び提供

【事業内容】

- ・アンケート調査の実施
 LINE等のSNSにより、来場者へのアンケートを実施します。そのアンケート調査結果を活用し、来場者のニーズを把握することで、芸術文化の発信基地としての質の高い芸術鑑賞事業の企画に努めます。
- ・文化情報誌の発行
 市内の文化情報に関する情報を各界各層から広く収集し、広報誌「ひだまり」を月に1回発行します。毎回2,000部を発行し市内公民館等の公共施設にて無料配布し、市民文化の情報発信及び普及に寄与してまいります。
- ・文化情報の提供
 取手市における文化の拠点施設として、文化芸術の振興を図るために各種文化情報等を発信します。館内各所にポスター掲示やチラシを配布するとともに、チケット販売促進の取組を積極的に行います。ホームページでは最新の文化情報の提供を行います。
 また、音楽や演劇等の年間公演事業等について、イベントガイドを15万部発行し、新聞折り込み等により広く市民に文化情報の提供を行います。
 さらに、ツイッターやFacebook、LINEを利用した広報活動も併せて行います。

4 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

【事業内容】

平成18年度から取手市立市民会館及び同福祉会館の施設管理について、取手市から指定管理者の指定を受けて今日に至っています。施設の年間利用者数は約15万人と数多くの市民等が利用しており、市民文化・芸術の振興のための重要な文化活動拠点となっています。

令和元年度、取手市立福祉会館の空調設備を中心とした大規模な改修工事が終了したことにより、ここ数年実施してきた两会館の大規模な改修工事計画は終了しました。

多くの方が利用する施設であるとの認識をしっかりと持って、施設の保守点検や設備の維持管理を行い、安全で安心な施設環境を確保したうえで、利用者ニーズに対応できる貸館方法の工夫を図り、サービスの向上に努めます。

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【事業内容】

・友の会の運営事業

取手市立市民会館を中心に優れた芸術文化を鑑賞し、情操を深めることを目的として設置された趣旨に基づき、友の会会員に情報の提供やチケットの優先販売、入場料金の割引等の特典並びに案内周知を行います。

・後援事業

地域に密着した公益財団法人として、芸術・文化等の振興のために各種団体が主催する事業に対して支援を行うため、各公演の後援を行います。

・チケット受託販売事業

団体及び個人の主催者より公演チケット販売を受託し、会場を問わず販売協力を行い、より利便性の向上を図ります。

(収益事業)

公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

公益目的外事業として、公益目的事業に該当しない施設の貸与を行う管理運営事業、自動販売機設置事業、取手市運動公園受付事業、喫茶店事業を収益事業として行い、公益目的事業の財源確保に努めます。

- ・管理運営事業

社内会議及び研修会、市内業者による展示販売会など、営利団体、企業への施設利用を促します。

- ・自動販売機設置事業

利用者の利便性を考慮し、市内公民館、公共施設内等に清涼飲料水等の自動販売機を設置して利便性の向上を図ります。

- ・取手市運動公園受付事業

年末年始、祝日のみ休館という特性を生かし、取手緑地運動公園を始め市内運動施設の予約受付業務を行い、利用者へサービスの向上を図ります。

- ・喫茶店事業

取手市立市民会館及び同福社会館の利用者の利便性を考慮し、屋外に設置したウッドデッキを有効活用するため、パンダカフェの運営を行い収益の向上を図ります。

令和2年度公益財団法人取手市文化事業団予算
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
	公益目的事業合計	収益事業合計		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産受取利息	28,000	0	0	28,000
友の会会費収益	800,000	0	0	800,000
市民会館使用料金	4,785,000	715,000	0	5,500,000
福祉会館使用料金	4,342,000	649,000	0	4,991,000
自主事業収益	23,690,000	0	0	23,690,000
共催料収益	800,000	0	0	800,000
受取指定管理料	77,285,000	10,784,000	1,798,000	89,867,000
受取負担金収益	9,822,000	0	0	9,822,000
自販機販売手数料	0	5,000,000	0	5,000,000
カフェ売上	0	19,000,000	0	19,000,000
雑収益	895,000	0	0	895,000
経常収益計	122,447,000	36,148,000	1,798,000	160,393,000
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	26,509,000	3,012,000	0	29,521,000
臨時雇賃金	4,281,000	7,584,000	0	11,865,000
退職給付費用	1,327,000	144,000	0	1,471,000
法定福利費	4,447,000	505,000	0	4,952,000
旅費交通費	10,000	0	0	10,000
通信運搬費	395,000	36,000	0	431,000
消耗什器備品費	192,000	28,000	0	220,000
消耗品費	2,225,000	598,000	0	2,823,000
修繕費	440,000	50,000	0	490,000
印刷製本費	1,060,000	0	0	1,060,000
燃料費	46,000	6,000	0	52,000
光熱水料費	10,920,000	1,241,000	0	12,161,000
賃借料	5,901,000	1,513,000	0	7,414,000
保険料	124,000	19,000	0	143,000
諸謝金	4,475,000	0	0	4,475,000
租税公課	1,126,000	2,120,000	0	3,246,000

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
	公益目的事業合計	収益事業合計		
支払負担金	15,000	0	0	15,000
委託費	61,198,000	4,429,000	0	65,627,000
広告宣伝費	700,000	0	0	700,000
支払手数料	1,026,000	200,000	0	1,226,000
雑費	711,000	65,000	0	776,000
仕入	0	10,000,000	0	10,000,000
事業費合計	127,128,000	31,550,000	0	158,678,000
管理費				
給料手当	0	0	602,000	602,000
退職給付費用	0	0	29,000	29,000
法定福利費	0	0	102,000	102,000
役員報酬	0	0	122,000	122,000
旅費交通費	0	0	38,000	38,000
通信運搬費	0	0	1,000	1,000
消耗品費	0	0	19,000	19,000
修繕費	0	0	10,000	10,000
光熱水料費	0	0	247,000	247,000
賃借料	0	0	103,000	103,000
支払手数料	0	0	200,000	200,000
管理費合計	0	0	1,473,000	1,473,000
経常費用計	127,128,000	31,550,000	1,473,000	160,151,000
当期経常増減額	-4,681,000	4,598,000	325,000	242,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1,894,000	-1,894,000	0	0
当期一般正味財産増減額	-2,787,000	2,704,000	325,000	242,000
一般正味財産期首残高	17,667,000	16,444,480	3,461,960	37,573,440
一般正味財産期末残高	14,880,000	19,148,480	3,786,960	37,815,440
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	93,000,000	0	0	93,000,000
指定正味財産期末残高	93,000,000	0	0	93,000,000
正味財産期末残高	107,880,000	19,148,480	3,786,960	130,815,440

報告第7号

2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに
2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

2019年度

事業報告書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

2019年度事業報告
(2019年4月1日～2020年3月31日)

2019年度事業計画に則り、生活困難者等の方々への施設利用を含め高齢者福祉サービスの向上を中心に、また、取手市域から信頼される高齢者介護ケアサービスの要として、事業を実施してまいりました。

I 公益事業

1 介護老人保健施設サービスの運営（生活困難者等の方の利用状況）

＜居住費・食費の自己負担限度額のある方利用状況＞

- (1) 生活保護等の方、老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 0名／年間実利用者数
- (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 197名／年間実利用者数
- (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、上記(1)、(2)に該当しない方 287名／年間実利用者数

2 短期入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営（生活困難者等の方の利用状況）

＜居住費・食費の自己負担限度額のある方利用状況＞

- (1) 生活保護等の方、老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 2名／年間実利用者数
- (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 40名／年間実利用者数
- (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、上記(1)、(2)に該当しない方 37名／年間実利用者数

3 事業計画に基づいた入所及び短期入所事業の状況報告

(1) 入所年間延利用者数

28,758名（1日平均利用者数78.6名）

短期入所年間延利用者数

2,126名（1日平均利用者数5.8名）

平均年齢

入所者 85.2歳

在宅復帰率 短期入所者 84.4歳
67.6% (年間)

(2) 家族会の実施

- ・第1回家族会 2019年 8月 4日に実施
- ・第2回家族会 2019年12月15日に実施

(3) 内部（自己）及び外部（ご利用者様）評価の実施

（緑寿荘ホームページ及び広報誌で公表）

<内部（自己）評価>

- ・2018年度緑寿荘からの転院症例
- ・2018年度認知症短期集中リハビリ評価表集計報告
- ・2018年度アクシデント発生集計報告

<外部（ご利用者様）評価>

- ・2019年度食事満足度調査集計報告
- ・2018年度通所リハビリテーション満足度調査報告
- ・2018年度苦情及びクレーム集計報告
- ・第1回家族会アンケート報告
- ・夏まつり参加者アンケート報告

(4) リスク管理・感染症対策・事故防止・身体拘束廃止等への対応の実施

毎月第4金曜日に安全・衛生委員会を中心に、報告に基づいて各事例を多方面から分析検討し、事故予防対策等の徹底を図りました。

(5) 「食」に関する安心安全サービスの充実

毎月行われる栄養管理会議を中心に検討し、安心安全な食事を提供しました。

<食事プロジェクト>

- ・流しそうめん 6月に実施
- ・毎月のお楽しみ献立（季節行事食を含む） 月3回実施
- ・毎月のイベント（乳製品） 月1回実施
- ・調理クラブ 年6回実施
- ・外出してのランチ（期間：4月～12月） 月1回実施
- ・お茶会 週1回実施
- ・すし祭り 中止（3月）

(6) リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを下記のとおり実施しました。

①状態別リハビリテーションの実施状況

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上に努めてまいりました。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使った練習を含む）、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<摂食嚥下療法>

直接的嚥下訓練（食物を使った訓練）、間接的訓練（口腔体操（発声練習含む）・アイスマッサージ）

リハビリ実施回数

（対象者：入所，短期入所者）

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別生活動作療法	232人	14,721回
物理療法（疼痛の緩和）	36人	1,478回
浮腫療法	15人	1,184回
個別及び集団での認知療法	124人	4,952回
摂食嚥下療法	20人	1,105回

②在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案し、実施しました。

<年間在宅復帰件数> 73件（内72件に退所前後訪問を実施）

（7）消防訓練

2019年6月及び12月に総合訓練（通報訓練，消火訓練，避難誘導訓練，夜間想定訓練）を実施しました。

(8) 管理業務に関すること

①各設備保守点検（主なもの）

- ・エレベーター保守（遠隔監視：随時，定期：毎月）
- ・電気工作物保守（毎月1回実施）
- ・消防設備点検保守（年2回実施）
- ・その他の設備保守（毎月1回実施）

②各設備法定検査及び報告（主なもの）

- ・エレベーター法定検査
- ・簡易専用水道管理検査（受水槽関係を含む）

4 通所リハビリテーションサービスの運営

(1) 生活困難者等の方の利用状況

＜食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方
1名／年間実利用者数

(2) 事業計画に基づいた通所リハビリテーションの状況報告

在宅生活の要である通所リハビリテーションは，他の通所サービスとは異なり，医師・療法士・看護師・介護士等の多職種が個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。また，単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より，ご利用者様に満足いただけるように各種イベントを開催して，楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め，継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上に努めてまいりました。

① 年間延利用者数 9,355人 平均年齢 82.8歳

②リハビリテーションの実施状況

＜個別生活動作療法＞

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習

＜物理療法（疼痛の緩和）＞

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波，足浴

＜浮腫療法＞

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使った練習を含む），足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

リハビリ実施回数

（対象者：通所リハビリ）

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別生活動作療法	120人	6, 131回
物理療法（疼痛の緩和）	45人	2, 863回
浮腫療法		該当者なし
個別及び集団での認知療法		該当者なし

③各種イベント等

<月例会>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したリハビリの提供ができるように実施しました。

イベント内容	実施日	参加人数
お花見外出会	2019年 4月 1日～ 2019年 4月 5日	169名
緑寿荘大運動会	2019年 5月31日	38名
大相撲 緑寿荘場所	2019年 6月 4日	40名
通所「夏祭り」	2019年 7月18日	39名
すいか祭り	2019年 8月21日	35名
敬老週間（95歳以上のご利用者様を表彰）	2019年 9月17日～ 2019年 9月20日	143名
カラオケ大会	2019年10月11日	34名
芋煮会	2019年11月 6日	33名
クリスマス会	2019年12月25日	30名
新春紅白歌合戦	2020年 1月28日	34名
節分	2020年 2月 3日	35名
鯨祭り（寿司店による出張寿司）	中止	
さくら祭り	2020年 3月27日	34名
合計		664名

5 地域包括支援センター事業の運営

取手市内の第2圏域内（稲、野々井、井野台三～五丁目、駒場、新町、寺田、中原町、西、白山、本郷）に居住する高齢者を対象に、以下の事業を

実施しました。

(1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアプランを作成し、プランに基づき地域支援事業を行いました。

- ・総合事業サービス（通所型・訪問型） 803名（国保連請求数）
- ・元気ハツラツ教室 8名（実利用者数）
- ・その他一般介護予防支援事業への支援

②総合相談・支援

相談対応及び専門的・継続的な相談支援や実施に当たって必要なネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態把握を行いました。

- ・相談登録者数 2,427名
- ・相談件数 7,055件

③権利擁護

地域の民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない問題について、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、個別及び対策会議を開催して対応しました。

- ・相談件数 1,923件
- ・成年後見制度市長申立てへの支援 4名
- ・高齢者虐待防止への支援 9名
- ・高齢者虐待に関する会議47回（個別ケース含む）
- ・成年後見に関する会議 6回
- ・消費生活セミナーの開催 1回（26名参加）

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

包括的、継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行いました。

- ・相談件数 3,050件
- ・困難ケース同行、会議等参加 110回
- ・介護事業所職員との意見交換会 1回（29名参加）
- ・個別事例検討の実施 1回（介護等専門職員向け13名参加）

⑤生活支援体制整備事業

地域住民と話し合いを重ね、多様な日常生活上の必要な支援体制の整備強化及び高齢者の社会参加のための協議会を開催しました。

- ・地域支え合いづくり推進協議会等 3回
- ・地域住民との話し合い 5回
- ・地域商店街訪問 43回

(2) 介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスを適切に利用することができるように、介護予防サービス計画の作成やサービス等の提供が確保されるように事業者等の関係機関との連絡調整を行いました。

- ・介護予防支援関係 745件

(3) その他

①高齢者の実態把握に関する事業

事前に把握している圏域にお住まいの高齢者のご自宅に訪問し、実態把握に関する調査を行い、必要に応じて対応を図りました。

- ・対象高齢者数 576名

②介護予防に関する普及啓発を行う事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の作成及び配布、有識者等による講演会や相談会等の開催など、市が介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を行いました。

- ・健康教育 11回
- ・げんきサロン、ふれあいサロン、高齢者クラブへの訪問 28回

③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業

- ・認知症サポーター養成講座 2回
- ・認知症についての講話 6回
- ・認知症サポーターステップアップ養成講座 1回

④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業及び介護保険法に規定する任意事業

- ・配食サービス実態把握事業 21件

⑤認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を行いました。

対象者 7名

- ・認知症初期集中支援チーム員会議 17回
(構成メンバー：医師，保健師，主任介護支援専門員)
- ・チーム医師同行訪問 2回
- ・医療機関等への受診同行 10回

⑥地域ケア会議推進事業

- ・地域ケア会議 27回

⑦その他の事業

地域連携専門職向け研修会を開催しました。

「ファシリテーション入門」 29名参加

6 職員の処遇改善

(1) 人事考課

職員がそれぞれ1年間の具体的な業務や、自己啓発に関する目標を上司を交え立案し、期首・期中・期末にそれぞれ面談を行い、目標に対して評価を行いました。

(2) 職員教育制度の充実

職員教育制度を充実させ、サービス提供者としてふさわしい職員となるための教育プログラムを実施しました。また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会（事例発表）等への参加を通じ、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を行いました。

<施設内研修（職員対象・勉強会等を含む）>

研修内容	参加人数
職員研修（就業規則，関係法令，倫理規定，処遇改善）	15名
人事考課と給与体系について	17名
栄養マネジメントについて	16名
老人保健施設の薬の知識と管理について	19名
老人保健施設のリハビリテーションについて	15名

感染症と対策について（外部講師）	24名
パーソンセンタードケアについて	16名
認知症について（外部講師）	25名
認知症のリハビリについて	23名
成年後見制度の活用について	19名
リスクマネジメントについて	19名
高齢者の排泄について	18名
口腔ケアについて	18名
皮膚トラブルと褥瘡管理について（外部講師）	21名
R4システムについて	20名
R4システム及びA-4について	43名
地域包括ケアシステムにおける在宅サービスの役割について	12名
介護現場での看取り（エンゼルケア）について	22名
災害対策と非常食について	25名
通所リハビリテーションの役割について	18名
身体拘束の排除について	18名
ベッドの離床センサーの使用目的及び設置基準について	18名
高齢者のフィジカルトレーニングについて	18名
非常災害時の対応について	15名
口腔ケアについて（外部講師）	15名
アルコール依存症について（産業医）	22名
容態急変時の対応について	18名
在宅復帰支援と地域連携について	14名
嚥下障害と嚥下訓練について	14名
看取りについて	14名
働き方改革関連法・処遇改善・36協定について	70名
施設内研修合計	641名

<職員外部研修>

研修内容	研修回数	参加者数
利用者へのサービス向上関係	3回	6名
給食，栄養関係	4回	4名
専門職の技術向上関係	37回	50名
研究発表会	1回	3名
施設管理，運営向上	1回	3名
外部研修合計	46回	66名

(3) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、下記項目を実施して、職員の健康管理に努めました。

①健康管理活動

- ・定期健康診断

第1回：2019年5月～6月に実施

第2回：2019年11月～12月に実施（夜勤従事者）

- ・産業医による保健指導及び健康相談を毎月第2金曜日に実施しました。
- ・職員ストレスチェックを2019年10月に実施しました。

②教育活動

- ・産業医によるセミナーを2020年2月に実施しました。

③健康づくり活動

- ・職員への健康セミナー参加等推進活動及び各種勉強会への参加（内部・外部研修会への参加）を推進しました。

④サービス向上及び処遇改善会議等

会議等の名称	参加職種	実施状況	会議等の主な内容
管理職戦略会議	施設長，事務長，課長，課長補佐，係長	1回／月	施設運営上の戦略会議
運営委員会	各職種の主任以上及び代表者	1回／月	①業務上の問題点の検討及び改善 ②月例決算状況の把握
安全・衛生委員会	施設長（医師），事務長，看護職，介護職，療法職，支援相談員，管理栄養士，介護支援専門員	1回／月	安全衛生に関する検討会 ①事故防止対策 ②感染症対策 ③身体拘束廃止 ④苦情クレーム対応 ⑤内部・外部評価の実施 ⑥問題点の把握及び改善
職員安全・衛生委員会	産業医，各係長以上	1回／月	職員の健康管理対策
ターミナルケア委員会	医師，事務長，各係長以上及びターミナル委員	随時	ターミナルケアの向上及びターミナルケア対象者への対応に関する会議

新聞広報委員会	施設長, 事務長, 各職種代表者	1回/月	緑寿荘だより(広報誌)やホームページでの広報活動の企画・原案作成及びホームページの運営
看護介護課会議	①リーダー・主任会議	1回/月	①業務上の問題点の改善要望等の把握
	②各種委員会会議	1回/月	②リスク・衛生・ケアサービス・レクリエーション・記録等の各グループ担当によるサービス向上を目的とした検討会
	③看護会議	1回/月	③看護職の業務上の問題点の検討及び改善
	④栄養管理会議	1回/月	④施設での給食提供に関する改善検討
	⑤R4プロジェクト会議	1回/月	⑤R4システム運用に関する検討
サービス担当者会議	医師, 事務長, 看護職, 介護職, 療法職, 支援相談員, 管理栄養士, 介護支援専門員	1回/週	①利用予定者の入所判定・退所判定 ②入所者の定期的なケアサービスの検討
ケア提供改善プロジェクト会議	施設長, 事務長, 各職種代表者	1回/週	ケア提供全体の改善及び必要な修繕・物品購入等の検討実施
ベッドコントロール会議	各職種代表者	1回/週	ご利用予定者様のベッドコントロール会議
通所事業所会議	①担当者会議	随時	①ご利用者様へのサービス提供内容を確認するため, ご本人・ご家族・担当ケアマネージャー等が集まり適切なサービスを提供しているか確認するもの
	②業務会議	1回/隔週	②通所業務のサービス向上を目的に行うもの
	③運営会議	1回/隔週	③利用率の向上を図るための運営会議

	④ケア会議 ⑤運転会議	1回/週 1回/月	④ご利用者様のケアプランの見直し等を行うもの ⑤送迎を無事故で行うための安全確認会議
地域包括月例会議	センター長，センター職員	1回/月	毎月の事業の進捗状況の確認及び翌月の事業の計画
居宅介護支援事業所月例会議	管理者，主任介護支援専門員，介護支援専門員	1回/月	①業務状況の確認 ②毎月の給付管理状況の確認及びご利用者様のケアプランの確認
各事業所連携会議	各事業所責任者	1回/月	施設・地域包括・居宅事業所の連携強化のための会議

7 広報誌「緑寿荘だより」内容及び内部（自己）・外部（ご利用者様）評価の公開

発行月	主な内容	発行部数
春号 (4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度緑寿荘の取組み ・2018年度通所リハビリテーション満足度調査（外部評価） ・緑寿荘でのリハビリテーションの説明と取組 ・茨城県老人保健施設大会研究発表会 	500部
夏号 (8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の行事紹介 ・2019年度食事満足度調査集計報告（外部評価） ・2018年度苦情クレームレポート集計報告（外部評価） ・リハビリ体操の紹介 ・2018年度緑寿荘からの転院症例（内部評価） ・寄付金報告 	500部
冬号 (12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国老人保健施設大会研究発表報告 ・家族会アンケート報告（外部評価） ・夏まつり参加者アンケート報告（外部評価） ・2018年度認知症短期集中リハビリ評価表集計報告（内部評価） ・敬老会開催報告 ・寄付金報告 	500部

新春号 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長新年挨拶及び抱負 ・家族会アンケート報告（外部評価） ・2018年度アクシデント発生集計報告（内部評価） ・2018年度苦情クレーム集計報告（外部評価） ・家族会開催報告 ・人事異動職員及び新人職員紹介 ・冬まつり実施報告 ・寄付金報告 	500部
-------------	---	------

8 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業等

(1) 「緑寿荘セミナー」の開催

健康的で、できる限り要介護状態にならないために、当施設の施設長（医師）が中心となって健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を下記のとおり行いました。

実施日	テーマ	実施会場	参加人数
第1回緑寿荘セミナー 2019年8月4日	施設内での生活について	取手市介護老人保健施設緑寿荘	85名
第2回緑寿荘セミナー 2019年12月15日	災害時非常食について	取手市介護老人保健施設緑寿荘	101名
合計			186名

(2) 「きらり笑顔教室」の開催

取手市からの介護予防受託事業で、運動機能の向上、栄養改善、閉じこもりの予防、口腔ケア等に関する講習会を専門家（医師・管理栄養士・療法士等）の指導のもと実施しました。

実施月	テーマ	実施会場	参加人数
6月度 (1回開催)	・体力測定	福祉交流センター	29名
7月度 (1回開催)	・認知症予防	福祉交流センター	25名
8月度 (3回開催)	・運動機能向上 ・栄養（低栄養・脱水） ・口腔機能、口腔ケア	福祉交流センター	63名
9月度 (2回開催)	・認知症予防 ・運動機能向上	福祉交流センター	45名

11月度 (2回開催)	・閉じこもり, うつ ・認知症予防	福祉交流センター	38名
12月度 (1回開催)	・体力測定	福祉交流センター	21名
合計			221名

(3) 「元気ハツラツ教室 (運動機能維持向上教室)」の開催

取手市からの介護予防受託事業で, 主に運動機能の向上を目的として専門家 (療法士) の指導のもと実施しました。

実施月	実施回数	実施会場	参加人数
4月度	4回	福祉交流センター	56名
5月度	4回	〃	43名
6月度	4回	〃	46名
7月度	5回	〃	47名
8月度	4回	〃	34名
9月度	4回	〃	40名
10月度	2回	〃	18名
11月度	4回	〃	42名
12月度	3回	〃	30名
1月度	4回	〃	40名
2月度	3回	〃	31名
3月度	中止		
合計	41回		427名

(4) 「認知症予防セミナー」の開催

取手市民向けに認知症理解の啓発活動と認知症予防のための学習及び運動リハビリを実施しました。

実施日	内容	参加人数
2019年 4月13日	・認知症予防講義 ・脳の健康診断 (ファイブコグによる個別認知機能検査の実施) ・オリエンテーション	34名
2019年 6月 7日	・認知症予防運動療法 ・記憶に関するグループ学習	30名

2019年 8月 9日	・認知症予防運動療法 ・オレンジカフェ	25名
2019年 9月13日	・認知症予防運動療法 ・注意に関するグループ学習	28名
2019年11月22日	・認知症予防運動療法 ・思考に関するグループ学習	24名
2019年12月20日	・認知症予防運動療法 ・オレンジカフェ	29名
2020年 1月17日	・認知症予防運動療法 ・視空間認知に関するグループ学習	29名
2020年 3月13日	中止	
合計		199名

(5) 生涯学習出前講座

実施日	テーマ	実施場所	参加人数
2019年10月9日	認知症予防に役立つ基礎知識 生活習慣と運動習慣	いきいきプラザ	48名

II その他の事業

居宅介護支援事業

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいりました。

(1) 多様化する居宅介護支援事業所としての各種対応

- ①高齢者福祉サービスの相談窓口として、各種サービスの紹介・取次ぎ申請代行等を行ってまいりました。
- ②毎週水曜日に各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいりました。
- ③24時間の相談体制により、ご利用様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいりました。

(2) 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- ①計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいりました。

②各種研修会等へ積極的に参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいりました。

Ⅲ 理事会，評議員会等に関すること

会議名	日時	場所等	協議事項
監査	R1. 5. 8 PM1:30 より	緑寿荘会議室	○ 平成30年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算監査を実施
理事会 (第1回)	R1. 5. 9 PM2:00 より	緑寿荘会議室	○ 平成30年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告及び決算書類等の承認について(原案可決) ○ 2019年度第1回評議員会の開催について(原案可決)
理事会 (第2回)	R1. 5. 28 PM1:00 より	緑寿荘会議室	○ 監事の選任について(報告) ○ 理事長の選任について(原案可決) ○ 常務理事の選任について(原案可決)
理事会 (第3回)	R1. 11. 18 PM7:00 より	緑寿荘会議室	○ 2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団半期の決算状況について(報告) ○ 2019年度第2回評議員会の開催について(原案可決)
理事会 (第4回)	R2. 3. 23 PM7:00 より	緑寿荘第2厚生室	○ 2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について(原案可決) ○ 2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について(原案可決) ○ 2019年度第3回評議員会の開催について(原案可決)
評議員会 (第1回)	R1. 5. 24 PM6:00 より	緑寿荘会議室	○ 平成30年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告について(報告) ○ 平成30年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算書類等の承認について(原案可決) ○ 理事の任期満了に伴う改選について(原案可決) ○ 監事の辞任について(報告) ○ 監事の選任について(原案可決)

評議員会 (第2回)	R1. 11. 25 PM6:00 より	緑寿荘会議室	○ 2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団半期の決算状況について（報告）
評議員会 (第3回)	R2. 3. 25 PM6:00 より	緑寿荘第2厚生室	○ 2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画の承認について （原案可決） ○ 2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について （原案可決） ○ 評議員の辞任について（報告） ○ 評議員の選任について（原案可決）

IV 会計に関すること

<介護老人保健施設会計>

建物更新及び設備の維持のための財源の積立て及び管理

<地域包括支援センター会計>

地域包括支援センターに関する会計管理

<居宅介護支援会計>

居宅介護支援事業所に関する会計管理

<法人会計>

理事会，評議員会，公益法人の運営管理

2019年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期含)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民				その他			
												男	女	計	%	男	女	計	%
4月	入所	30	2,366	78.9	10	11	67.5%	72.5%	86.0%	81.8%	84.6	17	51	68	80.0%	5	12	17	20.0%
	ショート	30	213	7.1	36	33						8	13	21	84.0%	0	4	4	16.0%
	通所(平日)	22	742	33.7								32	50	82	94.3%	1	4	5	5.7%
	通所(土)	4	58	14.5															
	合計											57	114	171	86.8%	6	20	26	13.2%
5月	入所	31	2,344	75.6	11	11	67.9%	78.8%	82.7%	81.8%	84.9	17	53	70	82.4%	5	10	15	17.6%
	ショート	31	219	7.1	37	39						7	12	19	86.4%	0	3	3	13.6%
	通所(平日)	23	781	34.0								30	50	80	93.0%	1	5	6	7.0%
	通所(土)	4	63	15.8															
	合計											54	115	169	87.6%	6	18	24	12.4%
6月	入所	30	2,264	75.5	8	9	70.7%	80.0%	80.7%	55.6%	85.1	15	51	66	81.5%	4	11	15	18.5%
	ショート	30	158	5.3	30	32						7	12	19	86.4%	0	3	3	13.6%
	通所(平日)	20	707	35.4								32	52	84	92.3%	1	6	7	7.7%
	通所(土)	5	80	16.0															
	合計											54	115	169	87.1%	5	20	25	12.9%
7月	入所	31	2,363	76.2	11	5	73.2%	83.8%	81.3%	80.0%	84.2	17	49	66	80.5%	6	10	16	19.5%
	ショート	31	157	5.1	34	32						8	10	18	90.0%	0	2	2	10.0%
	通所(平日)	22	805	36.6								31	50	81	91.0%	1	7	8	9.0%
	通所(土)	4	67	16.8															
	合計											56	109	165	86.4%	7	19	26	13.6%
8月	入所	31	2,434	78.5	10	10	71.1%	80.0%	85.3%	50.0%	84.3	16	51	67	79.8%	4	13	17	20.2%
	ショート	31	211	6.8	32	30						5	13	18	90.0%	1	1	2	10.0%
	通所(平日)	21	747	35.6								33	48	81	91.0%	1	7	8	9.0%
	通所(土)	5	80	16.0															
	合計											54	112	166	86.0%	6	21	27	14.0%
9月	入所	30	2,385	79.5	15	10	72.3%	73.8%	85.0%	70.0%	85.1	17	53	70	77.8%	4	16	20	22.2%
	ショート	30	165	5.5	27	31						7	9	16	88.9%	0	2	2	11.1%
	通所(平日)	18	651	36.2								30	49	79	91.9%	1	6	7	8.1%
	通所(土)	4	59	14.8															
	合計											54	111	165	85.1%	5	24	29	14.9%
10月	入所	31	2,476	79.9	7	11	71.5%	73.3%	84.3%	81.8%	85.8	17	47	64	76.2%	4	16	20	23.8%
	ショート	31	137	4.4	26	23						7	12	19	90.5%	0	2	2	9.5%
	通所(平日)	21	751	35.8								29	50	79	91.9%	1	6	7	8.1%
	通所(土)	3	44	14.7															
	合計											53	109	162	84.8%	5	24	29	15.2%

2019年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期含)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民				その他			
												男	女	計	%	男	女	計	%
11月	入所	30	2,285	76.2	7	6	71.9%	65.0%	83.3%	66.7%	86.0	14	50	64	77.1%	4	15	19	22.9%
	ショート	30	215	7.2	36	39						7	11	18	90.0%	0	2	2	10.0%
	通所(平日)	19	683	35.9								28	50	78	91.8%	1	6	7	8.2%
	通所(土)	4	52	13.0															
	合計											49	111	160	85.1%	5	23	28	14.9%
12月	入所	31	2,418	78.0	13	10	67.6%	65.0%	83.8%	70.0%	85.5	14	52	66	78.6%	4	14	18	21.4%
	ショート	31	179	5.8	32	30						7	9	16	80.0%	0	4	4	20.0%
	通所(平日)	20	676	33.8								29	47	76	91.6%	1	6	7	8.4%
	通所(土)	4	52	13.0															
	合計											50	108	158	84.5%	5	24	29	15.5%
1月	入所	31	2,513	81.1	12	9	70.3%	71.7%	87.0%	55.6%	85.1	16	52	68	76.4%	4	17	21	23.6%
	ショート	31	183	5.9	29	31						3	14	17	94.4%	0	1	1	5.6%
	通所(平日)	20	703	35.2								33	47	80	92.0%	1	6	7	8.0%
	通所(土)	3	43	14.3															
	合計											52	113	165	85.1%	5	24	29	14.9%
2月	入所	29	2,354	81.2	10	9	68.6%	68.0%	86.3%	66.7%	85.5	14	52	66	75.9%	5	16	21	24.1%
	ショート	29	150	5.2	27	25						5	9	14	77.8%	0	4	4	22.2%
	通所(平日)	20	686	34.3								30	52	82	93.2%	1	5	6	6.8%
	通所(土)	5	68	13.6															
	合計											49	113	162	83.9%	6	25	31	16.1%
3月	入所	31	2,556	82.5	10	7	64.1%	65.0%	86.9%	42.9%	86.4	15	52	67	74.4%	4	19	23	25.6%
	ショート	31	139	4.5	23	26						2	8	10	90.9%	0	1	1	9.1%
	通所(平日)	22	705	32.0								26	48	74	92.5%	1	5	6	7.5%
	通所(土)	4	52	13.0															
	合計											43	108	151	83.4%	5	25	30	16.6%
年間延べ数	入所	366	28,758		124	108						189	613	802		53	169	222	
	ショート	366	2,126		369	371						73	132	205		1	29	30	
	通所(平日)	248	8,637									363	593	956		12	69	81	
	通所(土)	49	718																
	合計											625	1338	1963	85.5%	66	267	333	14.5%
年間平均	入所	30.5	2,396.5	78.6	10.3	9.0	69.7%	73.1%	84.4%	67.6%	85.2	15.8	51.1	66.8	78.3%	4.4	14.1	18.5	21.7%
	ショート	30.5	177.2	5.8	30.8	30.9						6.1	11.0	17.1	87.2%	0.1	2.4	2.5	12.8%
	通所(平日)	20.7	719.8	34.8								30.3	49.4	79.7	92.2%	1.0	5.8	6.8	7.8%
	通所(土)	4.1	59.8	14.7															
	合計											52.1	111.5	163.6	85.5%	5.5	22.3	27.8	14.5%

2019年度 居宅介護支援事業所緑寿荘 相談実績及び介護保険利用者実績

2020年3月末日現在 (単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	訪問	233	212	206	200	187	226	207	202	198	190	199	178	2,438
	来所	14	12	8	3	17	7	9	0	6	4	4	6	90
	電話	165	167	145	160	145	152	164	136	136	108	113	139	1,730
	その他	56	64	52	40	31	28	33	35	22	19	25	18	423
	合計	468	455	411	403	380	413	413	373	362	321	341	341	4,681
認定区分別対象者	支援1	18	19	19	18	18	18	17	17	18	19	20	19	220
	支援2	28	26	25	24	24	25	23	23	23	21	20	20	282
	事業対象者	6	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	6	61
	計	52	50	49	46	47	48	45	45	46	45	45	45	563
	介護度1	84	80	74	76	75	75	74	76	79	79	74	73	919
	介護度2	33	30	30	31	32	43	45	48	46	47	49	44	478
	介護度3	18	21	23	25	25	25	22	21	20	20	20	20	260
	介護度4	9	13	14	11	9	8	9	7	7	8	6	5	106
	介護度5	10	9	8	8	8	8	9	10	10	9	9	8	106
	計	154	153	149	151	149	159	159	162	162	163	158	150	1,869
合計	206	203	198	197	196	207	204	207	208	208	203	195	2,432	

2019年度 地域包括支援センター相談業務年間実績報告書

(単位:人)

項目		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	来 所		121	129	131	152	142	87	99	118	163	148	123	114	1,527
	電 話		652	570	567	678	593	564	679	531	613	602	625	440	7,114
	訪 問		390	337	323	387	425	255	382	297	348	365	392	331	4,232
	合 計		1,163	1,036	1,021	1,217	1,160	906	1,160	946	1,124	1,115	1,140	885	12,873
相談者の区分	本 人		214	208	232	259	267	182	215	142	155	194	190	133	2,391
	家 族		137	169	191	233	228	232	212	247	270	224	246	177	2,566
	介護支援専門員		399	338	301	388	296	235	360	269	337	358	357	321	3,959
	介護サービス事業所職員		84	85	67	93	107	86	82	72	76	113	81	87	1,033
	行政関係者		135	128	100	99	114	75	136	94	109	114	92	61	1,257
	関係機関		125	62	96	109	89	71	100	80	111	68	42	72	1,025
	民生委員		41	30	18	23	44	12	30	34	44	24	3	30	333
	近隣・知人		28	16	16	13	15	13	25	8	22	20	29	4	209
	合 計		1,163	1,036	1,021	1,217	1,160	906	1,160	946	1,124	1,115	1,040	885	12,773
相談内容	第一号介護予防支援事業		92	74	64	70	104	57	62	83	40	32	17	50	745
	虐待・権利擁護		231	231	203	159	181	123	213	95	149	139	116	83	1,923
	包括的・継続的ケアマネジメント		268	256	247	304	278	173	273	221	309	237	246	238	3,050
	認知症に関すること		68	40	44	44	25	35	47	62	79	76	72	46	638
	介護保険に関すること		242	213	195	284	244	237	239	223	260	347	322	215	3,021
	高齢福祉に関すること		234	204	240	329	320	251	310	248	268	273	255	243	3,175
	その他		28	18	28	27	8	30	16	14	19	11	12	10	221
	合 計		1,163	1,036	1,021	1,217	1,160	906	1,160	946	1,124	1,115	1,040	885	12,773

2019年度 地域包括支援センター相談登録者数

(単位:人)

人 数 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前月登録数	2,065	2,072	2,217	2,250	2,275	2,301	2,325	2,345	2,345	2,366	2,402	2,419
新規相談者数	7	145	33	25	26	24	20	21	38	36	17	8
登録者合計	2,072	2,217	2,250	2,275	2,301	2,325	2,345	2,366	2,383	2,402	2,419	2,427

2019年度 地域包括支援センター研修実績

(単位:回)

研 修 内 容	参加回数
地域ケアシステム関係	7
認知症関係	13
権利擁護関係	7
介護保険・福祉制度関係	3
ケアマネジメント等関係	19
合 計	49

2019年度

決 算 報 告 書

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介 護 老 人 保 健 施 設 会 計
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 会 計
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 会 計
法 人 会 計

貸借対照表
2020年3月31日現在
(総括表)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	511,309	636,276	△ 124,967
普通預貯金	74,429,880	97,110,361	△ 22,680,481
定期預貯金	25,558,178	5,558,178	20,000,000
立替金	520,126	603,453	△ 83,327
医業未収金	88,971,417	87,486,302	1,485,115
未収金	10,264,416	7,564,903	2,699,513
前払金	152,790	150,000	2,790
貸倒引当金	△ 504,039	△ 554,863	50,824
他会計へ配賦	57,984,632	56,111,321	1,873,311
流動資産合計	257,888,709	254,665,931	3,222,778
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	35,000,000	0
基本財産合計	35,000,000	35,000,000	0
(2) 特定資産			
建物更新引当預貯金	391,731,176	367,608,176	24,123,000
建物設備維持引当預貯金	121,736,898	130,779,898	△ 9,043,000
退職給付引当預貯金	20,027,914	20,024,877	3,037
建物	994,600,836	1,054,373,231	△ 59,772,395
特定資産合計	1,528,096,824	1,572,786,182	△ 44,689,358
(3) その他の固定資産			
構築物	1,893,377	2	1,893,375
什器備品	2,956,902	3,382,624	△ 425,722
車両	4,634,713	7,385,203	△ 2,750,490
医療用器械	19,295,356	20,135,141	△ 839,785
その他の器械	294,848	440,648	△ 145,800
施設利用権	644,088	893,409	△ 249,321
ソフトウェア	302,338	2	302,336
長期貸付金	0	99,920	△ 99,920
その他の固定資産合計	30,021,622	32,336,949	△ 2,315,327
固定資産合計	1,593,118,446	1,640,123,131	△ 47,004,685
資産合計	1,851,007,155	1,894,789,062	△ 43,781,907
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	22,408,373	25,297,137	△ 2,888,764
仮受金	15,620	23,760	△ 8,140
賞与引当金	24,762,028	24,824,672	△ 62,644
職員預り金	1,577,221	1,480,465	96,756
法人税等充当金	419,600	534,300	△ 114,700
他会計から配賦	57,984,632	56,111,321	1,873,311
流動負債合計	107,167,474	108,271,655	△ 1,104,181
2. 固定負債			
退職給付引当金	82,907,619	64,070,527	18,837,092
固定負債合計	82,907,619	64,070,527	18,837,092
負債合計	190,075,093	172,342,182	17,732,911
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	291,590,059	304,380,569	△ 12,790,510
寄付金	35,000,000	35,000,000	0
指定正味財産合計	326,590,059	339,380,569	△ 12,790,510
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(291,590,059)	(304,380,569)	(△12,790,510)
2. 一般正味財産	1,334,342,003	1,383,066,311	△ 48,724,308
(うち特定資産への充当額)	(1,236,506,765)	(1,268,405,613)	(31,898,848)
一般正味財産合計	1,334,342,003	1,383,066,311	△ 48,724,308
正味財産合計	1,660,932,062	1,722,446,880	△ 61,514,818
負債及び正味財産合計	1,851,007,155	1,894,789,062	△ 43,781,907

貸借対照表（内訳表）

2020年3月31日現在

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	収益事業	その他事業 居宅介護支援事業所会計			
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金	406,570	104,739	0	0	0	0	511,309
普通預貯金	26,002,775	2,600,654	0	12,606,446	33,220,005	0	74,429,880
定期預貯金	25,558,178	0	0	0	0	0	25,558,178
立替金	10,704,465	0	0	0	0	△ 10,184,339	520,126
医業未収金	84,006,548	0	0	4,964,869	0	0	88,971,417
未収金	27,000	9,620,535	0	616,881	0	0	10,264,416
前払金	0	152,790	0	0	0	0	152,790
仮払金	0	0	0	0	0	0	0
短期貸付金	18,635,939	0	0	0	0	△ 18,635,939	0
貸倒引当金	△ 504,039	0	0	0	0	0	△ 504,039
他会計へ配賦	33,250,276	23,805,569	0	952,910	△ 24,123	0	57,984,632
流動資産合計	198,087,712	36,284,287	0	19,141,106	33,195,882	△ 28,820,278	257,888,709
2. 固定資産							
(1) 基本財産							
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
基本財産合計	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
(2) 特定資産							
建物更新引当預貯金	385,071,747	0	0	6,267,698	391,731	0	391,731,176
建物設備維持引当預貯金	121,736,898	0	0	0	0	0	121,736,898
退職給付引当預貯金	20,027,914	0	0	0	0	0	20,027,914
建物	977,692,622	0	0	15,913,613	994,601	0	994,600,836
特定資産合計	1,504,529,181	0	0	22,181,311	1,386,332	0	1,528,096,824
(3) その他の固定資産							
構築物	1,861,190	0	0	30,294	1,893	0	1,893,377
什器備品	2,896,421	1	0	60,480	0	0	2,956,902
車両	4,634,712	0	0	1	0	0	4,634,713
医療用器械	19,295,356	0	0	0	0	0	19,295,356
その他の器械	294,848	0	0	0	0	0	294,848
施設利用権	644,088	0	0	0	0	0	644,088
ソフトウェア	302,338	0	0	0	0	0	302,338
長期貸付金	0	0	0	0	0	0	0
その他の固定資産合計	29,928,953	1	0	90,775	1,893	0	30,021,622
固定資産合計	1,569,458,134	1	0	22,272,086	1,388,225	0	1,593,118,446
資産合計	1,767,545,846	36,284,288	0	41,413,192	34,584,107	△ 28,820,278	1,851,007,155
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	19,849,260	12,343,389	0	392,000	8,063	△ 10,184,339	22,408,373
仮受金	15,620	0	0	0	0	0	15,620
賞与引当金	21,087,008	1,830,468	0	1,831,772	12,780	0	24,762,028
職員預り金	1,568,041	0	0	0	9,180	0	1,577,221
短期借入金	0	0	0	14,328,614	4,307,325	△ 18,635,939	0
法人税等充当金	0	0	0	419,600	0	0	419,600
他会計から配賦	24,850,222	25,354,262	0	6,065,006	1,715,142	0	57,984,632
流動負債合計	67,370,151	39,528,119	0	23,036,992	6,052,490	△ 28,820,278	107,167,474
2. 固定負債							
退職給付引当金	79,579,904	3,114,450	0	0	213,265	0	82,907,619
固定負債合計	79,579,904	3,114,450	0	0	213,265	0	82,907,619
負債合計	146,950,055	42,642,569	0	23,036,992	6,265,755	△ 28,820,278	190,075,093
III 正味財産の部							
1. 指定正味財産							
地方公共団体補助金	291,590,059	0	0	0	0	0	291,590,059
寄付金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
指定正味財産合計	326,590,059	0	0	0	0	0	326,590,059
（うち基本財産への充当額）	(35,000,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35,000,000)
（うち特定資産への充当額）	(291,590,059)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(291,590,059)
2. 一般正味財産							
（うち特定資産への充当額）	1,294,005,732	△ 6,358,281	0	18,376,200	28,318,352	0	1,334,342,003
（うち特定資産への充当額）	(1,236,506,765)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,236,506,765)
一般正味財産合計	1,294,005,732	△ 6,358,281	0	18,376,200	28,318,352	0	1,334,342,003
正味財産合計	1,620,595,791	△ 6,358,281	0	18,376,200	28,318,352	0	1,660,932,062
負債及び正味財産合計	1,767,545,846	36,284,288	0	41,413,192	34,584,107	△ 28,820,278	1,851,007,155

正味財産増減計算書

(総 括 表)

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,504	3,500	4
基本財産利息	3,504	3,500	4
特定資産運用益	52,917	48,416	4,501
事業収益	618,069,750	611,579,712	6,490,038
介護保健施設介護料収益	356,779,992	355,782,771	997,221
施設介護報酬収益	317,032,542	316,573,290	459,252
施設利用者負担金収益	39,747,450	39,209,481	537,969
居宅介護料収益	129,810,499	124,390,083	5,420,416
居宅介護報酬収益	114,716,423	110,204,285	4,512,138
居宅利用者負担金収益	15,094,076	14,185,798	908,278
居宅介護支援料収益	30,756,536	28,765,406	1,991,130
介護予防収益	551,202	632,584	△ 81,382
利用者等利用料収益	100,171,521	102,008,868	△ 1,837,347
介護保険施設利用料収益	21,410,857	21,457,458	△ 46,601
居宅介護サービス利用料収益	4,367,970	4,304,540	63,430
その他の利用料収益	430,000	320,000	110,000
食費収益	44,515,374	45,736,670	△ 1,221,296
居住費収益	29,447,320	30,190,200	△ 742,880
受取補助金等	45,248,481	43,029,890	2,218,591
受取市補助金	0	0	0
業務委託金	32,457,971	29,731,047	2,726,924
受取地方補助金	0	508,333	△ 508,333
受取補助金振替額	12,790,510	12,790,510	0
雑収益	1,238,243	948,238	290,005
受取利息収益	1,416	3,065	△ 1,649
雑収益	1,236,827	945,173	291,654
経常収益計 (A)	664,612,895	655,609,756	9,003,139
(2) 経常費用			
事業費	692,001,782	664,790,706	27,211,076
役員報酬	360,000	360,000	0
給与手当	311,336,856	304,455,000	6,881,856
臨時雇賃金	62,806,851	64,866,420	△ 2,059,569
退職給付費用	30,540,075	24,224,584	6,315,491
法定福利費	55,170,653	53,953,938	1,216,715
医薬品費	5,090,607	4,956,023	134,584
施設療養材料費	837,971	742,152	95,819
その他の材料費	12,855,538	13,274,848	△ 419,310
介護給付費減免	9,926,240	8,859,880	1,066,360
施設消耗器具備品費	2,062,052	1,995,684	66,368
福利厚生費	2,352,890	2,083,422	269,468
旅費交通費	329,484	205,020	124,464
職員被服費	911,759	904,038	7,721
通信費	1,615,479	1,677,797	△ 62,318
消耗品費	6,460,221	5,136,105	1,324,116
消耗器具備品費	702,229	455,153	247,076
会議費	10,732	10,000	732
車両費	2,094,110	2,110,472	△ 16,362
接待交際費	6,480	2,127	4,353
光熱水費	22,832,703	23,273,864	△ 441,161
修繕費	17,289,300	7,782,106	9,507,194
印刷製本費	154,980	60,480	94,500
賃借料	16,820,776	18,062,487	△ 1,241,711
保険料	1,136,699	1,044,949	91,750
租税公課	322,350	105,500	216,850
雑費	1,440,720	1,158,089	282,631
委託費	71,059,359	69,513,323	1,546,036
研修費	896,679	854,961	41,718
減価償却費	54,294,121	52,519,824	1,774,297
雑損	334,692	110,000	224,692
貸倒引当金繰入	504,039	554,863	△ 50,824

正味財産増減計算書

(総 括 表)

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
貸倒引当金戻入	△ 554,863	△ 522,403	△ 32,460
管理費	1,548,614	1,563,149	△ 14,535
役員報酬	285,000	250,000	35,000
給与手当	132,826	133,508	△ 682
退職給付費用	23,017	9,884	13,133
法定福利費	19,911	19,640	271
旅費交通費	96,000	84,000	12,000
通信費	0	0	0
光熱水費	22,189	22,657	△ 468
修繕費	14,932	0	14,932
保険料	281	281	0
租税公課	1,200	2,000	△ 800
雑費	400	0	400
委託費	456,342	401,532	54,810
会議費	36,946	47,208	△ 10,262
接待交際費	115,866	146,238	△ 30,372
諸会費	296,790	341,790	△ 45,000
減価償却費	46,914	104,411	△ 57,497
経常費用計 (B)	693,550,396	666,353,855	27,196,541
当期経常増減額 (A - B)	△ 28,937,501	△ 10,744,099	△ 18,193,402
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	19,367,207	1	19,367,206
固定資産除去損	19,367,207	1	19,367,206
他会計振替額	0	0	0
法人税等充当額	419,600	534,300	△ 114,700
当期一般正味財産増減額	△ 48,724,308	△ 11,278,400	△ 37,445,908
一般正味財産期首残高	1,383,066,311	1,394,344,711	△ 11,278,400
一般正味財産期末残高	1,334,342,003	1,383,066,311	△ 48,724,308
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
指定正味財産期首残高	339,380,569	352,171,079	△ 12,790,510
指定正味財産期末残高	326,590,059	339,380,569	△ 12,790,510
III 正味財産期末残高	1,660,932,062	1,722,446,880	△ 61,514,818

正味財産増減計算書（内訳表）

2019年4月1日から2020年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引 消去	合計
	介護老人保健 施設会計	地域包括支援 センター会計	収益 事業	その他事業			
				居宅介護支援 事業所会計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	0	3,504	0	3,504
基本財産利息	0	0	0	0	3,504	0	3,504
特定資産運用益	52,917	0	0	0	0	0	52,917
事業収益	586,762,012	551,202	0	30,756,536	0	0	618,069,750
介護保健施設介護料収益	356,779,992	0	0	0	0	0	356,779,992
施設介護報酬収益	317,032,542	0	0	0	0	0	317,032,542
施設利用者負担金収益	39,747,450	0	0	0	0	0	39,747,450
居宅介護料収益	129,810,499	0	0	0	0	0	129,810,499
居宅介護報酬収益	114,716,423	0	0	0	0	0	114,716,423
居宅利用者負担金収益	15,094,076	0	0	0	0	0	15,094,076
居宅介護支援料収益	0	0	0	30,756,536	0	0	30,756,536
介護予防収益	0	551,202	0	0	0	0	551,202
利用者等利用料収益	100,171,521	0	0	0	0	0	100,171,521
介護保険施設利用料収益	21,410,857	0	0	0	0	0	21,410,857
居宅介護サービス利用料収益	4,367,970	0	0	0	0	0	4,367,970
その他の利用料収益	430,000	0	0	0	0	0	430,000
食費収益	44,515,374	0	0	0	0	0	44,515,374
居住費収益	29,447,320	0	0	0	0	0	29,447,320
受取補助金等	14,094,510	28,528,380	0	2,625,591	0	0	45,248,481
業務委託金	1,304,000	28,528,380	0	2,625,591	0	0	32,457,971
受取地方補助金	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金振替額	12,790,510	0	0	0	0	0	12,790,510
雑収益	968,020	17,028	0	143,195	110,000	0	1,238,243
受取利息収益	1,364	28	0	24	0	0	1,416
雑収益	966,656	17,000	0	143,171	110,000	0	1,236,827
経常収益計（A）	601,877,459	29,096,610	0	33,525,322	113,504	0	664,612,895
(2) 経常費用							
事業費	630,754,301	31,533,156	0	29,714,325	0	0	692,001,782
役員報酬	349,200	5,400	0	5,400	0	0	360,000
給与手当	276,329,881	17,385,300	0	17,621,675	0	0	311,336,856
臨時雇賃金	55,926,205	3,725,820	0	3,154,826	0	0	62,806,851
退職給付費用	27,212,125	2,847,950	0	480,000	0	0	30,540,075
法定福利費	49,426,919	2,653,150	0	3,090,584	0	0	55,170,653
医薬品費	5,090,607	0	0	0	0	0	5,090,607
施設療養材料費	837,971	0	0	0	0	0	837,971
その他の材料費	12,855,538	0	0	0	0	0	12,855,538
介護給付費減免	9,926,240	0	0	0	0	0	9,926,240
施設消耗器具備品費	2,062,052	0	0	0	0	0	2,062,052
福利厚生費	2,271,076	43,284	0	38,530	0	0	2,352,890
旅費交通費	203,054	103,870	0	22,560	0	0	329,484
職員被服費	814,899	44,460	0	52,400	0	0	911,759
通信費	993,245	337,651	0	284,583	0	0	1,615,479
消耗品費	5,878,892	266,814	0	314,515	0	0	6,460,221
消耗器具備品費	629,683	72,546	0	0	0	0	702,229
会議費	0	10,732	0	0	0	0	10,732
車両費	1,787,153	103,639	0	203,318	0	0	2,094,110
接待交際費	0	6,480	0	0	0	0	6,480
光熱水費	21,877,629	600,000	0	355,074	0	0	22,832,703
修繕費	16,917,741	132,000	0	239,559	0	0	17,289,300
印刷製本費	154,980	0	0	0	0	0	154,980
賃借料	12,095,792	2,711,744	0	2,013,240	0	0	16,820,776
保険料	919,608	116,353	0	100,738	0	0	1,136,699
租税公課	162,150	21,800	0	138,400	0	0	322,350
雑費	1,339,098	95,080	0	6,542	0	0	1,440,720
委託費	70,227,364	125,827	0	706,168	0	0	71,059,359
研修費	698,317	123,256	0	75,106	0	0	896,679
減価償却費	53,483,014	0	0	811,107	0	0	54,294,121
雑損	334,692	0	0	0	0	0	334,692
貸倒引当金繰入	504,039	0	0	0	0	0	504,039

正味財産増減計算書（内訳表）

2019年4月1日から2020年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引 消去	合計
	介護老人保健 施設会計	地域包括支援 センター会計	取 益 事 業	そ の 他 事 業			
				居宅介護支援 事業所会計			
貸倒引当金戻入	△ 554,863	0	0	0	0	0	△ 554,863
管理費	0	0	0	0	1,548,614	0	1,548,614
役員報酬	0	0	0	0	285,000	0	285,000
給与手当	0	0	0	0	132,826	0	132,826
退職給付費用	0	0	0	0	23,017	0	23,017
法定福利費	0	0	0	0	19,911	0	19,911
旅費交通費	0	0	0	0	96,000	0	96,000
光熱水費	0	0	0	0	22,189	0	22,189
修繕費	0	0	0	0	14,932	0	14,932
保険料	0	0	0	0	281	0	281
租税公課	0	0	0	0	1,200	0	1,200
雑費	0	0	0	0	400	0	400
委託費	0	0	0	0	456,342	0	456,342
会議費	0	0	0	0	36,946	0	36,946
接待交際費	0	0	0	0	115,866	0	115,866
諸会費	0	0	0	0	296,790	0	296,790
減価償却費	0	0	0	0	46,914	0	46,914
経常費用計（B）	630,754,301	31,533,156	0	29,714,325	1,548,614	0	693,550,396
当期経常増減額（A－B）	△ 28,876,842	△ 2,436,546	0	3,810,997	△ 1,435,110	0	△ 28,937,501
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	19,367,207	0	0	0	0	0	19,367,207
固定資産除去損	19,367,207	0	0	0	0	0	19,367,207
他会計振替額	1,872,321	0	0	△ 1,872,321	0	0	0
法人税等充当額	0	0	0	419,600	0	0	419,600
当期一般正味財産増減額	△ 46,371,728	△ 2,436,546	0	1,519,076	△ 1,435,110	0	△ 48,724,308
一般正味財産期首残高	1,340,377,460	△ 3,921,735	0	16,857,124	29,753,462	0	1,383,066,311
一般正味財産期末残高	1,294,005,732	△ 6,358,281	0	18,376,200	28,318,352	0	1,334,342,003
II 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
指定正味財産期首残高	339,380,569	0	0	0	0	0	339,380,569
指定正味財産期末残高	326,590,059	0	0	0	0	0	326,590,059
III 正味財産期末残高	1,620,595,791	△ 6,358,281	0	18,376,200	28,318,352	0	1,660,932,062

財産目録

2020年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	511,309
普通預金	常陽銀行取手支店	"	57,329,783
普通預金	常陽銀行取手支店	"	842,497
普通預金	常陽銀行取手支店	"	2,546,547
普通預金	常陽銀行取手支店	"	2,600,654
普通預金	筑波銀行取手支店	"	10,233,907
普通貯金	茨城みなみ農協寺原支店	"	226,932
普通預金	みずほ銀行取手支店	"	127,930
普通預金	筑波銀行西取手支店	"	12,013
普通預金	中央労働金庫取手支店	"	184,527
普通預金	水戸信用金庫取手支店	"	279,306
普通預金	茨城県信用組合取手支店	"	45,784
定期預金	中央労働金庫取手支店	"	5,558,178
定期預金	水戸信用金庫取手支店	"	20,000,000
立替金	委託業者光熱水費として	委託業者の立替分として	520,126
医業未収金	国保連収益として	公益目的事業の収益として	88,971,417
未収金	委託事業費として	"	10,264,416
前払金	包括会計賃借料として	4月分家賃として	152,790
貸倒引当金	施設会計利用料	公益目的事業の医業未収分として	△ 504,039
他会計へ配賦	減価償却費、建物、建物更新、建物維持	公益目的事業から収益事業、法人会計へ	57,984,632
流動資産合計			257,888,709
(固定資産)			
基本財産			
定期預金	常陽銀行取手支店		10,000,000
定期預金	筑波銀行取手支店	公益目的保有財産であり運用益を公益目的事業の財源として使用している。	10,000,000
定期貯金	茨城みなみ農協寺原支店		7,000,000
定期預金	みずほ銀行取手支店		8,000,000
特定資産			
建物更新引当預貯金	定期預金		91,891,476
	常陽銀行取手支店		
	定期貯金		10,129,749
	茨城みなみ農協寺原支店		
	定期貯金		10,129,749
	茨城みなみ農協寺原支店		
	定期貯金		10,129,749
	茨城みなみ農協寺原支店		
	定期貯金		10,129,749
	茨城みなみ農協寺原支店	公益目的事業及び収益事業等の積立資産であり、建物更新引当資産として管理されている資産	10,129,749
	定期貯金		5,000,000
	茨城みなみ農協寺原支店		
	定期貯金		6,669,000
	茨城みなみ農協寺原支店		
	定期預金		70,944,328
	水戸信用金庫取手支店		
	定期預金		44,526,333
	水戸信用金庫取手支店		
	定期預金		89,507,827
	中央労働金庫取手支店		
	定期預金		32,543,467
	中央労働金庫取手支店		
建物設備維持引当預貯金	定期預金		6,526,906
	中央労働金庫取手支店		
	定期預金		42,373,334
	中央労働金庫取手支店	公益目的事業の積立資産であり、建物設備維持引当資産として管理されている資産	30,307,107
	定期預金		20,133,789
	三井住友銀行取手支店		
	定期預金		20,133,789
	みずほ銀行取手支店		

財産目録

2020年3月31日現在

(単位:円)

	建物設備維持引当預貯金	定期預金 みずほ銀行取手支店	公益目的事業の積立資産であり、建物設備維持引当資産として管理されている資産	5,056,794	
		定期預金 茨城県信用組合取手支店		10,127,716	
		定期預金 茨城県信用組合取手支店		7,211,252	
		退職給付引当預貯金		定期預金 茨城県信用組合取手支店 定期預金 筑波銀行西取手支店	9,892,052 10,135,862
	建物	1572.63㎡ 取手市野々井1926-8	共有財産であるため、使用面積割合により、公益目的事業、収益事業、法人会計で按分している。	994,600,836	
	その他の固定資産	構築物一式	構築物(外溝・駐車場・植栽)	共有財産であるため、使用面積割合により、公益目的事業、収益事業、法人会計で按分している。	1,893,377
		什器備品一式	什器備品(ロビーソファ)	公益目的事業及び収益事業に使用	2,956,902
	車両	車両8台(特装車6台・ワゴン・ワゴンR)	公益目的事業及び収益事業に使用	4,634,713	
	医療用器械一式	医療用器械(特浴槽/ベッド)	公益目的事業で使用	19,295,356	
	その他の器械一式	その他の器械(厨房器具)		294,848	
	施設利用権	水道施設負担金		644,088	
	ソフトウェア	計算ソフト		302,338	
固定資産合計				1,593,118,446	
資産合計				1,851,007,155	
(流動負債)	未払金	非常勤職員給与	公益目的事業職員給与	4,713,300	
		食堂運営委託費	公益目的事業の費用	4,661,224	
		賃借料	公益目的事業及び収益事業の費用	714,575	
		光熱水費	公益目的事業、収益事業等、法人会計の費用	1,423,500	
		その他の事業費	公益目的事業及び収益事業、法人会計の費用	10,895,774	
	仮受金	職員に対するもの	職員に対する仮受金	15,620	
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払いに備えたもの	24,762,028	
	職員預り金	職員に対するもの	公益目的事業職員預り金	1,577,221	
	法人税等充当金	法人税に対するもの	収益事業の費用	419,600	
	他会計から配賦	減価償却費、建物、構築物	収益事業、法人会計から公益目的事業へ	57,984,632	
流動負債合計				107,167,474	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	82,907,619	
固定負債合計				82,907,619	
負債合計				190,075,093	
正味財産				1,660,932,062	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合額に相当する金額を計上している。なお、基準変更時差異（59,804,925円）については、平成23年度から、12年間で費用処理している。

賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

貸倒引当金

医業未収金の貸倒損失に備えるため、法定繰入率により計上している。

(3) 消費税等の会計処理

免税事業者に該当するため、会計処理は税込方式を適用している。

(4) リース取引の処理方法

少額なものを除き、購入時に固定資産として計上している。

減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法で算定している。

(5) 受取補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

業務委託金収益

取手市との委託事業による補助金

地方補助金

高齢者雇用に対する茨城県からの補助金

(単位：円)

科 目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
業務委託金	取手市	0	32,457,971	32,457,971	0
合 計		0	32,457,971	32,457,971	0

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	35,000,000
建物更新引当預貯金	367,608,176	24,123,000	0	391,731,176
建物設備維持引当預貯金	130,779,898	0	9,043,000	121,736,898
退職給付引当預貯金	20,024,877	3,037	0	20,027,914
建物	1,054,373,231	0	59,772,395	994,600,836
合 計	1,607,786,182	24,126,037	68,815,395	1,563,096,824

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味財 産からの充当額)
基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	(35,000,000)	
小 計	35,000,000	(35,000,000)	
特定資産			
建物更新引当預貯金	391,731,176		(391,731,176)
建物設備維持引当預貯金	121,736,898		(121,736,898)
退職給付引当預貯金	20,027,914		(20,027,914)
建物	994,600,836	(291,590,059)	(703,010,777)
小 計	1,528,096,824	(291,590,059)	(1,236,506,765)
合 計	1,563,096,824	(326,590,059)	(1,236,506,765)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,149,531,150	1,154,930,314	994,600,836
構築物	66,600,950	64,707,573	1,893,377
什器備品	18,263,996	15,307,094	2,956,902
車両	28,674,210	24,039,497	4,634,713
医療用器械	67,332,770	48,037,414	19,295,356
その他の器械	6,929,310	6,634,462	294,848
施設利用権	4,155,359	3,511,271	644,088
ソフトウェア	8,665,140	8,362,802	302,338
合 計	2,350,152,885	1,325,530,427	1,024,622,458

5. 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

6. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はない。

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	12,790,510
合 計	12,790,510

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	24,824,672	24,762,028	24,824,672	0	24,762,028
退職給付引当金	64,070,527	18,837,092	0	0	82,907,619
貸倒引当金	△ 554,863	0	△ 50,824	0	△ 504,039

監査報告書

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団
理事長（代表理事） 藤井信吾 様

私たち監事は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査報告

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

2020年5月8日

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事

石橋 大輔 

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事

高橋 正 

2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画

I 基本方針

当事業団は取手市域における高齢者等の健康・医療・福祉に関する総合的な向上に寄与することを目的としています。その目的を果たすべく、高齢者等への総合的な介護事業を進めてまいります。

具体的には、地域包括ケアシステムの一翼を担うために、生活困難者等の方々への施設利用を含めた福祉サービスの向上や、高齢者ケアサービスの要として地域包括支援センター事業で、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制の推進、介護予防の必要な援助等を行ってまいります。

<理念>

- 1 ご利用者様の尊厳を守ります。
- 2 安全に配慮しながら、ご利用者様の生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援します。
- 3 ご家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるように支援します。

<実践内容>

ご利用者様のケアの実践としてTHF運動を推進して、安心安全のケアサービスを提供いたします。

- 1 Thinking care ご利用者様の立場に立って考える介護
- 2 Hugging care ご利用者様の考えに寄り添う介護
- 3 Follow up care 在宅復帰後もつながりを持ち最後まで関わっていく介護

II 公益事業

- 1 介護老人保健施設サービス及び短期（予防）入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営

(1) 生活困難者への支援を目的とした介護老人保健施設の運営

社会福祉法に定める第2種社会福祉事業（自己負担費用の無料又は低額）を行う介護保険施設を運営しています。

これは、生活困難者に対する支援や利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として、利用料の一部を減免しているものです。

また、短期（予防）入所療養介護サービスでは施設の空きベッドを短期間利用し、在宅生活における身体的機能の低下の予防や家族の介護負担の軽減を目的に事業を行っています。短期（予防）入所療養介護サービスも、生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。

(2) 介護老人保健施設の運営

<強化型老健の定着と選ばれる介護施設になるために>

介護老人保健施設の特徴は、何と云っても、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種がご利用様の身体機能に合ったケアプランを立案し、リハビリテーション等を行い、自立した在宅生活が営めるようにする施設であります。平成30年度介護報酬改定で示された、在宅復帰支援の10指標を着実に推進し、地域包括ケアシステムに示された介護老人保健施設の運営に努めてまいります。

① 家族会

ご家族からの施設評価軸としての意味合いや、日頃の悩みを話し合っていく機会を作り、情報の共有の場としての機能を強化してまいります。

具体的には、夏・冬に開催する行事（夏・冬まつり）の時に開催してまいります。

② 安全衛生の管理

(ア) リスク管理の徹底

要介護状態の高齢者は免疫力の低下を伴っているため、健康・安全両面でハイリスクグループであり、また施設は、集団生活という状況に起因するリスクや、地域に開かれた施設であるがゆえのリスクを常に抱えています。安心してご利用いただけるよう、安全・衛生委員会を中心にリスク管理を徹底してまいります。

(イ) 感染症対策の推進

地域に開かれ不特定多数の方がご利用される施設では、常に感染性病原体が持ち込まれる危険をはらんでいます。その危険を最小限にとどめ、まん延を防止するため、各種整備された感染症対応マニュアルをもとに、対策チームを中心に管理徹底を行っています。本年も引き続き、標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底を図り、感染予防用品（マスク・手袋等）も十分に備蓄し対応してまいります。

特にインフルエンザ（新型・季節性）対策としては、ご利用者様及び職員全員の予防接種を行い、迅速診断キットや医薬品の備蓄を引き続き万全にいたします。また、レジオネラ症防止対策として、浴槽及びそれに付随する機器・給湯水・冷却塔の定期的な清掃・点検・細菌検査を引き続き実施いたします。

(ウ) 事故等への対応

現在、施設内での事故防止対策として安全・衛生委員会を設置してひやりはっと報告に基づいて、各事例を多方面から分析検討し、事故予防の対策を図っております。事故が起きてからではなく、未然に防ぐため、ご利用者様個別のアセスメントのみならず、ケアプラン・介護状況・環境・連携体制に至るまできめ細かく検討し、ご利用者様に安心安全なサービスの提供ができるように引き続き努力してまいります。

③ 個別ケアの充実

THFケアをより実践化させたユマニチュード（ご利用者様の目線で正面から見つめ・優しい前向きな事を何度も話しかけ・ご利用者様と触れ合いながら寝たきりにならないようになるべく立位保持を促す。以上4つの介助方法を用いた手法）を柱にした介護を実践してまいります。

また、老人保健施設の特徴の一つでもある多職種（医師，看護職，介護職，理学・作業療法士，言語聴覚士，薬剤師，管理栄養士，ケアマネージャー等）協働でご利用者様の個別ケアの充実を更に高めてまいります。

(ア) 要介護状態の重度化への対応

胃ろう・CV挿入者へのケアの充実を図ってまいります。

(イ) ターミナルケア（エンドオブライフケア）の充実

毎月のターミナルケア委員会を中心に、ご利用者様及びご家族の皆様に安心してより良き終末期ケアの提供ができるよう充実させてまいります。

(ウ) 栄養改善の取組み

低栄養リスクの高いご利用者様に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して低栄養リスクの改善に努めてまいります。

④ 「食」に関する安心安全サービスの充実

施設の生活の中で、ご利用者様が一番楽しみにしているものの一つとして食事が挙げられます。管理栄養士の管理のもと、安全な食材料の提供のため品質管理を徹底して適切な食事摂取が行われるよう支援します。

また、より一層食を楽しんで頂けるように様々な企画を立ててまいります。

<食事プロジェクト>

- ・すし祭り
- ・毎月のお楽しみ献立の拡充
- ・流しそうめん祭り（夏期に実施）
- ・毎月のイベント（乳製品・フルーツ・ケーキ等）
- ・2選択メニューの実施（おかずを2種類から選択できるサービスです。

通所限定サービスではデザートや付け合わせを2種類の中から選択できるサービスもあります。）

<認知リハビリを兼ねたクラブ活動>

- ・調理クラブ 献立から買い物，調理とご利用者様が全てを行っていくクラブ活動です。
- ・外出してのランチ 買い物やランチを楽しんでもらう外出会で、支払いも含めご利用者様に全てを行っていただいています。

⑤ リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを更に充実して、安心して在宅生活ができるように支援いたします。

また、在宅復帰されたご利用者様のご自宅に訪問し、生活面でのフォローアップを中心に在宅復帰後のサポート体制を充実させ、安心して生活できるようにしてまいります。

(ア) リハビリテーションの多様化

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上を目指します。

<個別生活動作療法>

摂食及び嚥下練習、関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、ベッドサイドでの起立・立位保持練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習、家事動作練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使った練習を含む）、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

(イ) 機器の拡充

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

(ウ) 在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案します。

2 通所リハビリテーションサービスの運営

(1) 通所リハビリテーションサービスの運営

在宅生活の維持及び家族の介護負担の軽減を目的に実施しています。具体的には、通所リハビリ計画に基づき、心身の機能の維持回復を図ることを目的に、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等がリハビリを実施しています。

また、通所リハビリテーションサービスも生活困難者への支援を目的に減免

規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。本年度も安心して在宅生活が営めるようサービスの向上に努めてまいります。

(2) 通所リハビリテーションの概要

在宅生活の要である通所リハビリテーションは、他の通所サービスとは異なり、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種が、個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。

また、単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より、ご利用者様にご満足していただけるように各種イベントを開催して、楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上に努めてまいります。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング(姿勢維持のための練習)、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段(段差)昇降練習

<物理療法(疼痛の緩和)>

ホットパック(湿式・乾式)、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー(治療器械)、筋力増強運動(マシンを使った練習を含む)、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション(見当識の訓練)、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

<機器の拡充>

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

<各種イベント等>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したリハビリの提供ができるようにしてまいります。

外出会・・・普段外出して買い物等ができないご利用者様へ買い物等の機会を提供します。(年14回予定)

月例会・・・毎月イベントを開催して、通う楽しみを提供します。

クラブ活動・リハビリの一環でもある約10種のクラブ活動を更に充実させ、活動意欲の向上に努めます。

3 地域包括支援センター事業の運営

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を続けることができるようにするため、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指し、各種の事業を実施してまいります。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

<実態把握>

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ一般介護予防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

<総合相談業務>

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者への適切な支援につながるようにします。

<地域支援ネットワーク構築業務>

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防します。

また、地域住民等が主体となって行う地域介護予防活動支援事業に係るサポーター活動の支援や健康相談・教育等を実施し、地域団体等と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるように体制を強化します。

これにより、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにします。

② 権利擁護業務

<成年後見制度の活用>

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため成年後見人制度等を活用した支援を行

います。

＜高齢者虐待への対応＞

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応を行います。

＜困難事例への対応＞

困難事例を把握した場合は、実態把握の上、地域包括支援センターの専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が連携して対応を検討します。

＜消費者被害の防止＞

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

＜包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築＞

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

＜介護支援専門員に対する支援・指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備＞

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

また、取手市介護支援専門員連絡協議会へ参加し情報提供や活動支援を行うほか、事例検討会・研修会を開催し、介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務を実施できるように、介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

④ 地域ケア個別会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア個別会議の充実に努めます。

また、本人の自立支援・重度化防止を図るための介護予防のための地域ケア個別会議を実施します。

⑤ 認知症施策の推進

日々の総合相談や認知症相談により支援を必要とする住民の把握を行い、相談後カンファレンスに参加する等、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。

また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、地域住民への正しい知識の普及を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知

症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、ケア体制の構築に努めます。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と共同で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、取手市医師会が実施する事業に協力します。

⑦ 生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターと連携するとともに、協議体を実施し協働でその取り組みを推進します。

なお、介護予防のための地域ケア個別会議には、生活支援コーディネーターも参画し、充実した生活支援サービスの体制整備を推進します。

(2) 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(3) その他

厚生労働省が作成した地域包括支援センター業務マニュアルをはじめ、地域包括支援センターの設置運営や地域支援事業の実施についての厚生労働省からの通知に沿って、地域支援事業を実施するものとします。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、受託仕様にのっとり行ってまいります。

4 職員の処遇改善

社会問題となっている人材の不足を解消するために、今まで以上に働く人が魅力を感じる職場づくりを目指し、以下の充実を図ってまいります。

(1) 人事考課

キャリアパス（職員の資格や能力、勤続年数等に応じて、具体的な処遇アップやポスト、役職（処遇や役職のステップアップ経路）を決める等級制度）を確実にを行い、職場において自己を十分に発揮できるように職員のやる気を鼓舞してまいります。

(2) 職員教育制度の充実

職員教育制度を充実させ、新人職員からベテラン職員に至るまでサービス提供者のプロとしてふさわしい人材になるための教育プログラムを更に充実させた、キャリア段位制度（業務の中で現在わかること（知識）、できること（実践的ス

キル)を詳細に分析及び評価して、次のステップに進むためには何が必要かを、目に見える形で指導実践していくもので、その熟練度＝7段位に評価する制度)の導入を進めてまいります。また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会・老人保健施設協会の全国や県大会での研究発表等への参加を通じて、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を図ってまいります。

(3) 奨学金制度

職員のスキル向上を目的とした奨学金制度を充実させ、資格取得を支援し、より良いケアの提供に努めてまいります。

(4) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、産業医の指導のもと、積極的かつ効果的に職員の健康管理に努めてまいります。

① 健康管理活動

- ・定期健康診断実施後の産業医による保健指導及び健康相談
- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェック

② 教育活動

- ・産業医による健康セミナー
- ・メンタルヘルスセミナー

③ 健康づくり活動

- ・健康ニュース(新聞)の発刊
- ・職員への健康セミナー参加等推進活動

④ 職員の福利厚生

- ・職員の働く意欲やスキルアップを鼓舞するための奨学金制度の継続
- ・資格取得のための支援
- ・資質向上のための研修、技術指導等による職員の能力向上
- ・休暇制度の充実によるストレスの改善

5 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業

<地域貢献事業及び相談援助事業>

「緑寿荘セミナー」の開催

一般市民を対象に、健康的で、できる限り要介護状態にならないための健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を行ってまいります。

「認知症予防セミナー及び緑寿荘カフェ」の開催

一般高齢者を対象に認知症予防セミナーを開催し、認知症に関する啓発及び認知症予防のための講義やトレーニングを実施してまいります。

また、セミナー終了後にオレンジカフェを開き、悩みや情報を共有しながら交流を図ることを目的に開催してまいります。

「介護教室」の開催

老人保健施設は在宅復帰を推進する施設であります。その際、大事になってくるのはご自宅での介護方法です。ご家族様の目線に立ち、排泄・入浴・食事等の基本の介護技術を学び、安心して在宅復帰できるように支援してまいります。

「健康なんでも相談」の実施

電話・FAX・メール等を利用して、取手市民の方の健康に関する相談を受け付け、迅速に具体的解決方法を相談者へ回答いたします。

<市からの受託事業>

「元気ハツラツ教室」の開催

取手市からの受託事業で、高齢者の方で運動機能の低下が見られる方に運動機能の向上を目的とした介護予防事業を専門家の指導のもと実施してまいります。

Ⅲ その他の事業

<居宅介護支援事業>

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいります。そのためにも専門性の高い介護支援専門員を育成し、地域社会に信頼される事業所の体制作りを目指します。

また、地域の高齢者の情報窓口である民生委員等の皆様と今まで以上に情報を共有し、安心して生活できるよう支援してまいります。

1 地域に信頼される居宅介護支援事業所として

- (1) 定期的な会議を通じて各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいります。
- (2) 24時間の相談体制により、ご利用者様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいります。それと同時に、緊急時に対応できるように対処してまいります。

2 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- (1) 計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいります。
- (2) 各種研修会等へ積極的に参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいります。

IV 設備の更新及び修繕

長期修繕計画に基づき計画的修繕を実施して、安心安全に施設をご利用いただけるように次の修繕等を計画しています。

- (1) 受変電設備工事
 - ・ 高圧遮断器更新
 - ・ 保護継電器更新
- (2) 高圧引き込みケーブル更新工事
- (3) 施設内照明設備工事

V 会計別予算計上

1 法人会計

- (1) 公益財団法人の管理運営
- (2) 理事会・評議員会の開催

2 介護老人保健施設会計

- (1) 介護老人保健施設入所・短期入所・通所リハビリテーション等の事業運営
- (2) 季節行事の実施（入所・通所）夏まつり・冬まつり・家族会・野外レクエーション・毎月行う季節イベント・緑寿荘セミナー等
- (3) 設備・修繕等
- (4) 職員研修の実施
- (5) 建物更新引当資産及び建物設備維持引当資産の管理

3 地域包括支援センター会計

- (1) 包括的支援事業
- (2) 介護予防支援業務
- (3) 職員研修の実施

4 居宅介護支援事業所会計

- (1) 介護保険制度の相談等
- (2) 介護（介護予防）サービス計画の実施
- (3) 受託契約の履行（介護保険認定調査の実施等）
- (4) 職員研修の実施

2020年度

予 算 書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計

地域包括支援センター会計

居宅介護支援事業所会計

法 人 会 計

収支予算書内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	居宅介護支援事業所会計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	3,000	0	3,000
基本財産受取利息	0	0	0	3,000	0	3,000
特定資産運用益	50,000	0	0	0	0	50,000
特定資産受取利息	50,000	0	0	0	0	50,000
事業収益	640,441,000	561,000	29,709,000	0	0	670,711,000
介護保健施設介護料収益	374,417,000	0	0	0	0	374,417,000
居宅介護料収益	153,983,000	0	0	0	0	153,983,000
利用者等利用料収益	112,041,000	0	0	0	0	112,041,000
居宅介護支援料収益	0	0	29,709,000	0	0	29,709,000
介護予防収益	0	561,000	0	0	0	561,000
受取補助金等	13,768,000	30,735,000	2,766,000	0	0	47,269,000
業務委託金	0	30,735,000	2,766,000	0	0	33,501,000
受取地方補助金	978,000	0	0	0	0	978,000
受取補助金振替額	12,790,000	0	0	0	0	12,790,000
雑収益	830,000	0	105,000	0	0	935,000
経常収益計(A)	655,089,000	31,296,000	32,580,000	3,000	0	718,968,000
(2) 経常費用						
事業費	659,508,000	31,809,000	29,962,000	0	0	721,279,000
役員報酬	350,000	6,000	6,000	0	0	362,000
給与手当	300,476,000	17,572,000	17,814,000	0	0	335,862,000
臨時雇賃金	53,269,000	3,547,000	3,155,000	0	0	59,971,000
退職給付費用	20,460,000	2,229,000	480,000	0	0	23,169,000
法定福利費	50,428,000	2,749,000	3,020,000	0	0	56,197,000
医薬品費	5,437,000	0	0	0	0	5,437,000
施設療養材料費	1,270,000	0	0	0	0	1,270,000
その他の材料費	14,056,000	0	0	0	0	14,056,000
介護給付費減免	10,807,000	0	0	0	0	10,807,000
福利厚生費	2,406,000	49,000	45,000	0	0	2,500,000
旅費交通費	212,000	237,000	0	0	0	449,000
通信費	949,000	346,000	305,000	0	0	1,600,000
減価償却費	53,500,000	25,000	700,000	0	0	54,225,000
施設消耗器具備品費	4,068,000	0	0	0	0	4,068,000
消耗器具備品費	590,000	97,000	20,000	0	0	707,000
消耗品費	5,017,000	295,000	188,000	0	0	5,500,000
修繕費	9,500,000	50,000	100,000	0	0	9,650,000
職員被服費	970,000	60,000	60,000	0	0	1,090,000
車両費	1,865,000	139,000	243,000	0	0	2,247,000
光熱水費	22,043,000	660,000	359,000	0	0	23,062,000
印刷製本費	320,000	80,000	0	0	0	400,000
賃借料	17,461,000	2,833,000	2,152,000	0	0	22,446,000
保険料	897,000	104,000	96,000	0	0	1,097,000
租税公課	113,000	21,000	680,000	0	0	814,000
雑費	12,614,000	115,000	9,000	0	0	12,738,000
委託費	69,553,000	129,000	425,000	0	0	70,107,000
研修費	877,000	466,000	105,000	0	0	1,448,000
管理費	0	0	0	1,635,000	0	1,635,000
役員報酬	0	0	0	305,000	0	305,000
給与手当	0	0	0	133,000	0	133,000
退職給付費用	0	0	0	15,000	0	15,000
法定福利費	0	0	0	20,000	0	20,000
旅費交通費	0	0	0	100,000	0	100,000
通信費	0	0	0	10,000	0	10,000
減価償却費	0	0	0	50,000	0	50,000
消耗品費	0	0	0	1,000	0	1,000
接待交際費	0	0	0	140,000	0	140,000
諸会費	0	0	0	342,000	0	342,000
光熱水費	0	0	0	20,000	0	20,000
会議費	0	0	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	0	0	5,000	0	5,000
雑費	0	0	0	3,000	0	3,000
委託費	0	0	0	451,000	0	451,000
経常費用計(B)	659,508,000	31,809,000	29,962,000	1,635,000	0	722,914,000
当期経常増減額(A-B)	△ 4,419,000	△ 513,000	2,618,000	△ 1,632,000	0	△ 3,946,000
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,309,000	0	△ 1,309,000	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,110,000	△ 513,000	1,309,000	△ 1,632,000	0	△ 3,946,000
一般正味財産期首残高	1,322,950,000	△ 9,880,000	26,790,000	28,440,000	0	1,368,300,000
一般正味財産期末残高	1,319,840,000	△ 10,393,000	28,099,000	26,808,000	0	1,364,354,000
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金等	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
当期指定正味財産増減額	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
指定正味財産期首残高	326,987,000	0	0	0	0	326,987,000
指定正味財産期末残高	314,196,000	0	0	0	0	314,196,000
III 正味財産期末残高	1,634,036,000	△ 10,393,000	28,099,000	26,808,000	0	1,678,550,000

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定	<input type="checkbox"/>	あ り	<input checked="" type="checkbox"/>	な し
金 額	使 途			

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		<input checked="" type="checkbox"/>	あ り	<input type="checkbox"/>	な し
事業 番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額		資金調達方法又は 取得資金の使途	
公1	1階、2階通路照明改修工事	8,466,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	高圧気中開閉器及び高圧ケーブル更新工事	3,259,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	高圧機器更新工事	1,221,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	汚水ポンプ更新工事	1,476,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	外部鉄部塗装工事	2,952,000 円		建物維持引当金取崩	
公1	機械室配管修理	1,476,000 円		建物維持引当金取崩	
公1	ベッド5台購入	2,500,000 円		自己資金	
公1	リハビリ機械ローリング	980,000 円		自己資金	
公1	エレベーター型車椅子5台	750,000 円		自己資金	
公1	車いす用体重計	198,000 円		自己資金	
公1	通所用パソコン1台	150,000 円		自己資金	
他	高圧気中開閉器及び高圧ケーブル更新工事	53,000 円		建物更新引当預金取崩	
他	高圧機器更新工事	20,000 円		建物更新引当預金取崩	
他	汚水ポンプ更新工事	24,000 円		建物更新引当預金取崩	
他	外部鉄部塗装工事	48,000 円		建物維持引当金取崩	
他	機械室配管修理	24,000 円		建物維持引当金取崩	
総 合 計		23,597,000 円			

報告第 8 号

平成 3 1 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに
令和 2 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 3 1 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 2 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

平成31年度 事業実績報告書

平成31年度 決算報告書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

一般財団法人 取手市農業公社

平成31年度 一般財団法人取手市農業公社

理事会，評議員会開催状況

理事会，評議員会の開催		議決及び承認事項
日 時	場 所	
<p>【理事会】 令和元年5月7日 ※書面決議</p>		<p>1. 平成30年度事業実績報告及び平成30年度決算報告について 2. 平成30年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 平成31年度第1回一般財団法人取手市農業公社評議員会の招集日時，場所及び目的事項について</p>
<p>【評議員会】 令和元年5月22日 午後2時00分</p>	<p>取手市役所 藤代庁舎 304会議室</p>	<p>1. 平成30年度事業実績報告及び平成30年度決算報告について 2. 平成30年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 理事及び監事の選任について</p>
<p>【理事会】 令和元年5月22日 午後3時00分</p>	<p>取手市役所 藤代庁舎 305会議室</p>	<p>1. 理事長及び副理事長の選定について 2. 参与の選任について 3. 理事長及び副理事長の職務執行状況について</p>
<p>【理事会】 令和2年3月27日 ※書面決議</p>		<p>1. 平成31年度第1次補正予算について 2. 令和2年度事業計画及び令和2年度収支予算について 3. 事務局長の承認について 4. 理事長及び副理事長の職務執行状況について</p>

平成31年度 事業実績報告書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)

①(米)乾燥調製 78.23ha
(88名)

②粃殻処理量 119.4t
(粃殻堆肥)

③稲刈り 29.53ha
(47名)

2. 育苗事業 33,028箱
(153名)

3. 味噌加工販売事業 平成31年度仕込量 1,162.5kg
(他団体)
平成31年度販売量 633kg
(給食センター・代理店・一般)

4. 取手のおいしいコシヒカリ販売事業 21袋
(14名)

5. 公園等管理事業 34,643,522円
(契約16件)

貸借対照表
令和 2年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,894,579	18,897,974	△ 4,003,395
現金	0	570	△ 570
小口現金	18,217	11,667	6,550
普通預金	14,370,125	9,016,115	5,354,010
普通貯金	506,237	9,869,622	△ 9,363,385
未収入金	1,672,260	5,180,171	△ 3,507,911
製品	0	223,638	△ 223,638
貯蔵品	34,167	126,583	△ 92,416
流動資産合計	16,601,006	24,428,366	△ 7,827,360
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期貯金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当定期預金	7,603,337	7,335,742	267,595
特定資産合計	7,603,337	7,335,742	267,595
(3) その他固定資産			
建物	9,328,286	13,140,919	△ 3,812,633
建物附属設備	362,663	510,268	△ 147,605
構築物	7,427,911	7,763,349	△ 335,438
機械装置	5,249,349	6,465,276	△ 1,215,927
車両運搬具	9	9	0
工具器具備品	1,539,684	2,179,369	△ 639,685
借地権	17,920,000	17,920,000	0
電話加入権	72,800	72,800	0
出資金	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	41,910,702	48,061,990	△ 6,151,288
固定資産合計	69,514,039	75,397,732	△ 5,883,693
資産合計	86,115,045	99,826,098	△ 13,711,053
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,450,608	13,516,934	△ 6,066,326
預り金	165,420	266,092	△ 100,672
賞与引当金	1,730,000	1,730,000	0
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	1,809,400	1,088,600	720,800
流動負債合計	11,227,428	16,673,626	△ 5,446,198
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,603,337	7,335,742	267,595
固定負債合計	7,603,337	7,335,742	267,595
負債合計	18,830,765	24,009,368	△ 5,178,603
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(7,603,337)	(7,335,742)	(267,595)
正味財産合計	67,284,280	75,816,730	△ 8,532,450
負債及び正味財産合計	86,115,045	99,826,098	△ 13,711,053

貸借対照表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。
賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(1) 基本財産

基本財産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
基本財産引当定期貯金	20,000,000	0	20,000,000	財産目録に明記
合 計	20,000,000	0	20,000,000	

(2) 特定資産

特定資産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
退職給付引当定期預金	7,335,742	267,595	7,603,337	将来の退職給付債務に備えるための積立金
合 計	7,335,742	267,595	7,603,337	

3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	295,699,132	286,370,846	9,328,286
建物附属設備	3,104,664	2,742,001	362,663
構築物	22,429,203	15,001,292	7,427,911
機械装置	260,975,653	255,726,304	5,249,349
車両運搬具	13,863,866	13,863,857	9
工具器具備品	13,792,881	12,253,197	1,539,684
合 計	609,865,399	585,957,497	23,907,902

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産受取利息	2,000	2,000	0
事業収益	[72,450,277]	[73,709,253]	[△ 1,258,976]
ライスセンター収益	15,460,323	17,628,665	△ 2,168,342
育苗収益	20,759,232	20,619,958	139,274
味噌加工販売収益	358,970	463,264	△ 104,294
取手のおいしいコシヒカリ販売収益	202,500	230,000	△ 27,500
公園等管理収益	34,643,522	32,960,766	1,682,756
その他の事業収益	1,025,730	1,806,600	△ 780,870
受取補助金等	[0]	[4,556,325]	[△ 4,556,325]
受取地方公共団体補助金	0	4,556,325	△ 4,556,325
雑収益	[146,142]	[1,540,056]	[△ 1,393,914]
受取利息	836	875	△ 39
受取配当金	150	120	30
雑収益	145,156	1,539,061	△ 1,393,905
経常収益計	72,598,419	79,807,634	△ 7,209,215
(2) 経常費用			
事業費	[51,382,320]	[58,943,367]	[△ 7,561,047]
期首仕掛品棚卸高	0	226,800	△ 226,800
期首製品棚卸高	223,638	163,923	59,715
材料費	6,126,624	6,073,574	53,050
期末製品棚卸高	0	△ 223,638	223,638
給料手当	11,876,640	11,893,675	△ 17,035
所定福利費	749,745	781,303	△ 31,558
福利厚生費	765	2,788	△ 2,023
減価償却費	6,374,303	6,894,611	△ 520,308
消耗品費	4,141,378	5,186,344	△ 1,044,966
修繕費	5,721,245	9,946,495	△ 4,225,250
印刷製本費	14,364	10,260	4,104
光熱水料費	1,745,573	1,812,548	△ 66,975
賃借料	3,896,528	3,775,098	121,430
保険料	1,138,230	1,182,180	△ 43,950
租税公課	147,600	167,400	△ 19,800
負担金	3,089	3,089	0
委託費	9,222,598	11,046,917	△ 1,824,319
管理費	[29,676,544]	[28,859,293]	[817,251]
給料手当	18,374,348	18,184,333	190,015
退職給付費用	267,595	177,315	90,280
賞与引当金繰入	1,730,000	1,730,000	0
所定福利費	3,515,687	3,355,723	159,964
福利厚生費	1,119,215	1,133,462	△ 14,247
旅費交通費	98,400	98,400	0
通信運搬費	273,988	251,369	22,619
消耗品費	125,194	134,769	△ 9,575
印刷製本費	15,601	15,622	△ 21
租税公課	3,161,108	2,667,874	493,234
負担金	42,200	42,200	0
交際費	5,000	15,000	△ 10,000
支払手数料	138,363	162,746	△ 24,383
委託費	795,855	872,780	△ 76,925

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
新聞図書費	0	3,710	△ 3,710
雑費	13,990	13,990	0
経常費用計	81,058,864	87,802,660	△ 6,743,796
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,460,445	△ 7,995,026	△ 465,419
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,460,445	△ 7,995,026	△ 465,419
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	[0]	[75,599]	[△ 75,599]
什器備品売却益	0	75,599	△ 75,599
経常外収益計	0	75,599	△ 75,599
(2) 経常外費用			
固定資産廃棄損	[5]	[0]	[5]
器具備品廃棄損	2	0	2
機械装置廃棄損	3	0	3
経常外費用計	5	0	5
当期経常外増減額	△ 5	75,599	△ 75,604
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,460,450	△ 7,919,427	△ 541,023
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 8,532,450	△ 7,991,427	△ 541,023
一般正味財産期首残高	55,816,730	63,808,157	△ 7,991,427
一般正味財産期末残高	47,284,280	55,816,730	△ 8,532,450
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	67,284,280	75,816,730	△ 8,532,450

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

引当金の明細

賞与引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞 与 引 当 金	1,730,000	1,730,000	1,730,000	1,730,000
合 計	1,730,000	1,730,000	1,730,000	1,730,000

退職給付引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当金	7,335,742	267,595	0	7,603,337
合 計	7,335,742	267,595	0	7,603,337

予算対比正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産受取利息	2,000	2,000	0
事業収益	[79,130,000]	[72,450,277]	[6,679,723]
ライスセンター収益	21,708,000	15,460,323	6,247,677
育苗収益	22,215,000	20,759,232	1,455,768
味噌加工販売収益	342,000	358,970	△ 16,970
取手のおいしいコシヒカリ販売収益	665,000	202,500	462,500
公園等管理収益	32,400,000	34,643,522	△ 2,243,522
その他の事業収益	1,800,000	1,025,730	774,270
雑収益	[54,000]	[146,142]	[△ 92,142]
受取利息	1,000	836	164
受取配当金	1,000	150	850
雑収益	52,000	145,156	△ 93,156
経常収益計	79,186,000	72,598,419	6,587,581
(2) 経常費用			
事業費	[56,879,531]	[51,382,320]	[5,497,211]
期首製品棚卸高	0	223,638	△ 223,638
材料費	7,317,000	6,126,624	1,190,376
給料手当	13,551,000	11,876,640	1,674,360
所定福利費	753,000	749,745	3,255
福利厚生費	31,000	765	30,235
旅費交通費	53,000	0	53,000
減価償却費	6,200,531	6,374,303	△ 173,772
消耗品費	4,644,000	4,141,378	502,622
修繕費	3,971,000	5,721,245	△ 1,750,245
印刷製本費	21,000	14,364	6,636
光熱水料費	2,000,000	1,745,573	254,427
賃借料	3,866,000	3,896,528	△ 30,528
保険料	1,150,000	1,138,230	11,770
租税公課	150,000	147,600	2,400
負担金	3,000	3,089	△ 89
委託費	13,169,000	9,222,598	3,946,402
管理費	[29,819,595]	[29,676,544]	[143,051]
給料手当	18,208,000	18,374,348	△ 166,348
退職給付費用	267,595	267,595	0
賞与引当金繰入	1,730,000	1,730,000	0
所定福利費	3,517,000	3,515,687	1,313
福利厚生費	1,116,000	1,119,215	△ 3,215
会議費	75,000	0	75,000
旅費交通費	99,000	98,400	600
通信運搬費	240,000	273,988	△ 33,988
消耗品費	207,000	125,194	81,806
印刷製本費	20,000	15,601	4,399
租税公課	3,242,000	3,161,108	80,892
負担金	43,000	42,200	800
交際費	50,000	5,000	45,000
支払手数料	181,000	138,363	42,637
委託費	772,000	795,855	△ 23,855
新聞図書費	32,000	0	32,000
雑費	20,000	13,990	6,010

予算対比正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
経常費用計	86,699,126	81,058,864	5,640,262
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,513,126	△ 8,460,445	947,319
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 7,513,126	△ 8,460,445	947,319
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産廃棄損	[0]	[5]	[△ 5]
器具備品廃棄損	0	2	△ 2
機械装置廃棄損	0	3	△ 3
経常外費用計	0	5	△ 5
当期経常外増減額	0	△ 5	5
税引前当期一般正味財産増減額	△ 7,513,126	△ 8,460,450	947,324
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 7,585,126	△ 8,532,450	947,324
一般正味財産期首残高	55,816,730	55,816,730	0
一般正味財産期末残高	48,231,604	47,284,280	947,324
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	68,231,604	67,284,280	947,324

収支計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[79,130,000]	[72,450,277]	[6,679,723]
ライスセンター収入	21,708,000	15,460,323	6,247,677
育苗収入	22,215,000	20,759,232	1,455,768
味噌加工販売収入	342,000	358,970	△ 16,970
取手のおいしいコシヒカリ販売収入	665,000	202,500	462,500
公園等管理収入	32,400,000	34,643,522	△ 2,243,522
その他の事業収入	1,800,000	1,025,730	774,270
雑収入	[54,000]	[146,112]	[△ 92,112]
受取利息収入	1,000	836	164
受取配当金収入	1,000	120	880
雑収入	52,000	145,156	△ 93,156
事業活動収入計	79,186,000	72,598,389	6,587,611
2. 事業活動支出			
事業費支出	[50,679,000]	[44,704,758]	[5,974,242]
材料費支出	7,317,000	6,126,624	1,190,376
給料手当支出	13,551,000	11,876,640	1,674,360
所定福利費支出	753,000	749,745	3,255
福利厚生費支出	31,000	765	30,235
旅費交通費支出	53,000	0	53,000
消耗品費支出	4,644,000	4,055,601	588,399
修繕費支出	3,971,000	5,721,245	△ 1,750,245
印刷製本費支出	21,000	20,520	480
光熱水料費支出	2,000,000	1,745,573	254,427
賃借料支出	3,866,000	3,896,528	△ 30,528
保険料支出	1,150,000	1,138,230	11,770
租税公課支出	150,000	147,600	2,400
負担金支出	3,000	3,089	△ 89
委託費支出	13,169,000	9,222,598	3,946,402
管理費支出	[29,552,000]	[29,396,124]	[155,876]
給料手当支出	18,208,000	18,374,348	△ 166,348
賞与引当金	1,730,000	1,730,000	0
所定福利費支出	3,517,000	3,515,687	1,313
福利厚生費支出	1,116,000	1,119,215	△ 3,215
会議費支出	75,000	0	75,000
旅費交通費支出	99,000	98,400	600
通信運搬費支出	240,000	268,014	△ 28,014
消耗品費支出	207,000	125,194	81,806
印刷製本費支出	20,000	9,180	10,820
租税公課支出	3,242,000	3,160,678	81,322
負担金支出	43,000	42,200	800
交際費支出	50,000	5,000	45,000
支払手数料支出	181,000	138,363	42,637
委託費支出	772,000	795,855	△ 23,855
新聞図書費支出	32,000	0	32,000
雑支出	20,000	13,990	6,010
事業活動支出計	80,231,000	74,100,882	6,130,118
小計	△ 1,045,000	△ 1,502,493	457,493
法人税等の支払額	[△ 72,000]	[△ 72,000]	[0]
事業活動収支差額	△ 1,117,000	△ 1,574,493	457,493

収支計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[267,595]	[267,595]	[0]
退職給付引当資産取得支出	267,595	267,595	0
固定資産取得支出	[0]	[223,020]	[△ 223,020]
什器備品購入支出	0	223,020	△ 223,020
投資活動支出計	267,595	490,615	△ 223,020
投資活動収支差額	△ 267,595	△ 490,615	223,020
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 1,384,595	△ 2,065,108	680,513
前期繰越収支差額	9,206,519	9,206,519	0
次期繰越収支差額	7,821,924	7,141,411	680,513

財産目録

令和 2年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金 額
(流動資産)			
	小口現金	手元保管	18,217
	普通預金	常陽銀行 藤代支店	14,321,375
	普通預金	茨城県信用組合 藤代支店	48,750
	普通貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	506,237
	未収入金	育苗及びライスセンター利用料他	1,672,260
	貯蔵品	封筒他	34,167
流動資産合計			16,601,006
(固定資産)			
基本財産			
	基本財産引当定期貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	20,000,000
特定資産			
	退職給付引当定期預金	常陽銀行 藤代支店	7,603,337
その他固定資産			
	建物	水稻育苗施設 穀類乾燥施設他	9,328,286
	建物附属設備	キューピクル変電設備他	362,663
	構築物	外構工事他	7,427,911
	機械装置	播種出芽設備 乾燥調製装置他	5,249,349
	車両運搬具	軽トラック他	9
	工具器具備品	芝刈り機他	1,539,684
	借地権	土地造成費	17,920,000
	電話加入権		72,800
	出資金	茨城県信用組合 藤代支店	10,000
固定資産合計			69,514,039
資産合計			86,115,045
(流動負債)			
	未払金	茨城みなみ農業協同組合他	7,450,608
	預り金	源泉所得税 住民税	165,420
	賞与引当金		1,730,000
	未払法人税等	法人県民税 法人市民税	72,000
	未払消費税等	消費税等	1,809,400
流動負債合計			11,227,428
(固定負債)			
	退職給付引当金		7,603,337
固定負債合計			7,603,337
負債合計			18,830,765
正味財産			67,284,280

監 査 報 告

一般財団法人 取手市農業公社
理 事 長 藤 井 信 吾 殿

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、予算対比正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録）及びこれらの附属明細書について監査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果


- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。


(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2年 4 月 30 日

一般財団法人 取手市農業公社

監 事 櫻 井 健 二 

監 事 岩 口 光 義 

令和2年度 事業計画書

令和2年度 収支予算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

一般財団法人 取手市農業公社

令和 2 年 度 事 業 計 画 書

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)
2. 育苗事業
3. 公園等管理事業

収支予算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産受取利息	2,000	2,000	0
事業収益	[71,381,000]	[79,130,000]	[△ 7,749,000]
ライスセンター収益	15,510,000	21,708,000	△ 6,198,000
育苗収益	20,031,000	22,215,000	△ 2,184,000
味噌加工販売収益	0	342,000	△ 342,000
取手のおいしいコシヒカリ販売収益	0	665,000	△ 665,000
公園等管理収益	34,100,000	32,400,000	1,700,000
その他の事業収益	1,740,000	1,800,000	△ 60,000
雑収益	[3,000]	[54,000]	[△ 51,000]
受取利息	1,000	1,000	0
受取配当金	1,000	1,000	0
雑収益	1,000	52,000	△ 51,000
経常収益計	71,386,000	79,186,000	△ 7,800,000
(2) 経常費用			
事業費	[50,858,477]	[56,879,531]	[△ 6,021,054]
材料費	6,198,000	7,317,000	△ 1,119,000
給料手当	11,217,000	13,551,000	△ 2,334,000
所定福利費	717,000	753,000	△ 36,000
福利厚生費	31,000	31,000	0
旅費交通費	53,000	53,000	0
減価償却費	5,235,477	6,200,531	△ 965,054
消耗品費	4,704,000	4,644,000	60,000
修繕費	4,014,000	3,971,000	43,000
印刷製本費	21,000	21,000	0
光熱水料費	1,951,000	2,000,000	△ 49,000
賃借料	3,995,000	3,866,000	129,000
保険料	1,150,000	1,150,000	0
租税公課	150,000	150,000	0
負担金	3,000	3,000	0
委託費	11,419,000	13,169,000	△ 1,750,000
管理費	[28,793,000]	[29,819,595]	[△ 1,026,595]
給料手当	17,688,000	18,208,000	△ 520,000
退職給付費用	0	267,595	△ 267,595
賞与引当金繰入	1,760,000	1,730,000	30,000
所定福利費	3,531,000	3,517,000	14,000
福利厚生費	1,119,000	1,116,000	3,000
会議費	75,000	75,000	0
旅費交通費	99,000	99,000	0
通信運搬費	243,000	240,000	3,000
消耗品費	209,000	207,000	2,000
印刷製本費	20,000	20,000	0
租税公課	2,930,000	3,242,000	△ 312,000
負担金	38,000	43,000	△ 5,000
交際費	50,000	50,000	0
支払手数料	176,000	181,000	△ 5,000
委託費	803,000	772,000	31,000
新聞図書費	32,000	32,000	0
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	79,651,477	86,699,126	△ 7,047,649

収支予算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,265,477	△ 7,513,126	△ 752,351
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,265,477	△ 7,513,126	△ 752,351
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,265,477	△ 7,513,126	△ 752,351
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 8,337,477	△ 7,585,126	△ 752,351
一般正味財産期首残高	48,231,604	55,816,730	△ 7,585,126
一般正味財産期末残高	39,894,127	48,231,604	△ 8,337,477
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	59,894,127	68,231,604	△ 8,337,477

収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[71,381,000]	[79,130,000]	[△ 7,749,000]
ライスセンター収入	15,510,000	21,708,000	△ 6,198,000
育苗収入	20,031,000	22,215,000	△ 2,184,000
味噌加工販売収入	0	342,000	△ 342,000
取手のおいしいコシヒカリ販売収入	0	665,000	△ 665,000
公園等管理収入	34,100,000	32,400,000	1,700,000
その他の事業収入	1,740,000	1,800,000	△ 60,000
雑収入	[3,000]	[54,000]	[△ 51,000]
受取利息収入	1,000	1,000	0
受取配当金収入	1,000	1,000	0
雑収入	1,000	52,000	△ 51,000
事業活動収入計	71,386,000	79,186,000	△ 7,800,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	[45,623,000]	[50,679,000]	[△ 5,056,000]
材料費支出	6,198,000	7,317,000	△ 1,119,000
給料手当支出	11,217,000	13,551,000	△ 2,334,000
所定福利費支出	717,000	753,000	△ 36,000
福利厚生費支出	31,000	31,000	0
旅費交通費支出	53,000	53,000	0
消耗品費支出	4,704,000	4,644,000	60,000
修繕費支出	4,014,000	3,971,000	43,000
印刷製本費支出	21,000	21,000	0
光熱水料費支出	1,951,000	2,000,000	△ 49,000
賃借料支出	3,995,000	3,866,000	129,000
保険料支出	1,150,000	1,150,000	0
租税公課支出	150,000	150,000	0
負担金支出	3,000	3,000	0
委託費支出	11,419,000	13,169,000	△ 1,750,000
管理費支出	[28,793,000]	[29,552,000]	[△ 759,000]
給料手当支出	17,688,000	18,208,000	△ 520,000
賞与引当金	1,760,000	1,730,000	30,000
所定福利費支出	3,531,000	3,517,000	14,000
福利厚生費支出	1,119,000	1,116,000	3,000
会議費支出	75,000	75,000	0
旅費交通費支出	99,000	99,000	0
通信運搬費支出	243,000	240,000	3,000
消耗品費支出	209,000	207,000	2,000
印刷製本費支出	20,000	20,000	0
租税公課支出	2,930,000	3,242,000	△ 312,000
負担金支出	38,000	43,000	△ 5,000
交際費支出	50,000	50,000	0
支払手数料支出	176,000	181,000	△ 5,000
委託費支出	803,000	772,000	31,000
新聞図書費支出	32,000	32,000	0
雑支出	20,000	20,000	0
事業活動支出計	74,416,000	80,231,000	△ 5,815,000
小計	△ 3,030,000	△ 1,045,000	△ 1,985,000
法人税等の支払額	[△ 72,000]	[△ 72,000]	[0]
事業活動収支差額	△ 3,102,000	△ 1,117,000	△ 1,985,000

収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[0]	[267,595]	[△ 267,595]
退職給付引当資産取得支出	0	267,595	△ 267,595
投資活動支出計	0	267,595	△ 267,595
投資活動収支差額	0	△ 267,595	267,595
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 3,102,000	△ 1,384,595	△ 1,717,405
前期繰越収支差額	7,821,924	9,206,519	△ 1,384,595
次期繰越収支差額	4,719,924	7,821,924	△ 3,102,000

収支予算書内訳表

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

(単位:円)

一般財団法人取手市農業公社

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライスセンター事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	2,000	0	0	0	2,000
基本財産受取利息	2,000	0	0	0	2,000
事業収益	0	17,250,000	20,031,000	34,100,000	71,381,000
ライスセンター収益	0	15,510,000	0	0	15,510,000
育苗収益	0	0	20,031,000	0	20,031,000
公園等管理収益	0	0	0	34,100,000	34,100,000
その他の事業収益	0	1,740,000	0	0	1,740,000
雑収益	1,000	460	490	1,050	3,000
受取利息	0	230	245	525	1,000
受取配当金	1,000	0	0	0	1,000
雑収益	0	230	245	525	1,000
経常収益計	3,000	17,250,460	20,031,490	34,101,050	71,386,000
(2) 経常費用					
事業費	0	21,175,077	15,332,360	14,351,040	50,858,477
材料費	0	0	5,816,203	381,797	6,198,000
給料手当	0	1,870,996	2,905,203	6,440,801	11,217,000
所定福利費	0	119,596	185,703	411,701	717,000
福利厚生費	0	9,071	7,127	14,802	31,000
旅費交通費	0	15,508	12,185	25,307	53,000
減価償却費	0	3,265,891	1,579,543	390,043	5,235,477
消耗品費	0	2,292,259	734,294	1,677,447	4,704,000
修繕費	0	2,809,800	842,940	361,260	4,014,000
印刷製本費	0	0	21,000	0	21,000
光熱水料費	0	1,325,509	613,394	12,097	1,951,000
貸借料	0	1,728,237	2,033,056	233,707	3,995,000
保険料	0	494,040	280,025	375,935	1,150,000
租税公課	0	33,375	31,245	85,380	150,000
負担金	0	838	2,095	67	3,000
委託費	0	7,209,957	268,347	3,940,696	11,419,000
管理費	6,881,798	6,280,294	5,150,096	10,480,812	28,793,000
給料手当	4,213,282	3,942,655	3,097,169	6,434,894	17,688,000
賞与引当金繰入	419,232	392,304	308,176	640,288	1,760,000
所定福利費	841,084	787,060	618,278	1,284,578	3,531,000
福利厚生費	266,546	249,425	195,937	407,092	1,119,000
会議費	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費	23,582	22,067	17,335	36,016	99,000
通信運搬費	102,060	75,330	60,750	4,860	243,000
消耗品費	94,050	37,620	35,530	41,800	209,000
印刷製本費	5,400	7,400	6,000	1,200	20,000
租税公課	0	673,021	716,385	1,540,594	2,930,000
負担金	9,052	8,470	6,654	13,824	38,000
交際費	11,910	11,145	8,755	18,190	50,000
支払手数料	17,600	59,840	66,880	31,680	176,000
委託費	803,000	0	0	0	803,000
新聞図書費	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑費	0	4,594	4,890	10,516	20,000
経常費用計	6,881,798	27,455,371	20,482,456	24,831,852	79,651,477
評価損益等調整前当期経常増減額	-6,878,798	-10,204,911	-450,966	9,269,198	-8,265,477
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-6,878,798	-10,204,911	-450,966	9,269,198	-8,265,477
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-6,878,798	-10,204,911	-450,966	9,269,198	-8,265,477
法人税、住民税及び事業税	17,150	16,049	12,607	26,194	72,000
当期一般正味財産増減額	-6,895,948	-10,220,960	-463,573	9,243,004	-8,337,477
一般正味財産期首残高	-95,901,117	-55,486,014	15,405,124	184,213,611	48,231,604
一般正味財産期末残高	-102,797,065	-65,706,974	14,941,551	193,456,615	39,894,127
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
指定正味財産期末残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
III 正味財産期末残高	-82,797,065	-65,706,974	14,941,551	193,456,615	59,894,127

収支予算書内訳表(収支)

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社

(単位:円)

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライセンス事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	2,000	0	0	0	2,000
基本財産利息収入	2,000	0	0	0	2,000
事業収入	0	17,250,000	20,031,000	34,100,000	71,381,000
ライセンス収入	0	15,510,000	0	0	15,510,000
育苗収入	0	0	20,031,000	0	20,031,000
公園等管理収入	0	0	0	34,100,000	34,100,000
その他の事業収入	0	1,740,000	0	0	1,740,000
雑収入	1,000	460	490	1,050	3,000
受取利息収入	0	230	245	525	1,000
受取配当金収入	1,000	0	0	0	1,000
雑収入	0	230	245	525	1,000
事業活動収入計	3,000	17,250,460	20,031,490	34,101,050	71,386,000
2. 事業活動支出					
事業費支出	0	17,909,186	13,752,817	13,960,997	45,623,000
材料費支出	0	0	5,816,203	381,797	6,198,000
給料手当支出	0	1,870,996	2,905,203	6,440,801	11,217,000
所定福利費支出	0	119,596	185,703	411,701	717,000
福利厚生費支出	0	9,071	7,127	14,802	31,000
旅費交通費支出	0	15,508	12,185	25,307	53,000
消耗品費支出	0	2,292,259	734,294	1,677,447	4,704,000
修繕費支出	0	2,809,800	842,940	361,260	4,014,000
印刷製本費支出	0	0	21,000	0	21,000
光熱水料費支出	0	1,325,509	613,394	12,097	1,951,000
賃借料支出	0	1,728,237	2,033,056	233,707	3,995,000
保険料支出	0	494,040	280,025	375,935	1,150,000
租税公課支出	0	33,375	31,245	85,380	150,000
負担金支出	0	838	2,095	67	3,000
委託費支出	0	7,209,957	268,347	3,940,696	11,419,000
管理費支出	6,881,798	6,280,294	5,150,096	10,480,812	28,793,000
給料手当支出	4,213,282	3,942,655	3,097,169	6,434,894	17,688,000
賞与引当金	419,232	392,304	308,176	640,288	1,760,000
所定福利費支出	841,084	787,060	618,278	1,284,578	3,531,000
福利厚生費支出	266,546	249,425	195,937	407,092	1,119,000
会議費支出	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費支出	23,582	22,067	17,335	36,016	99,000
通信運搬費支出	102,060	75,330	60,750	4,860	243,000
消耗品費支出	94,050	37,620	35,530	41,800	209,000
印刷製本費支出	5,400	7,400	6,000	1,200	20,000
租税公課支出	0	673,021	716,385	1,540,594	2,930,000
負担金支出	9,052	8,470	6,654	13,824	38,000
交際費支出	11,910	11,145	8,755	18,190	50,000
支払手数料支出	17,600	59,840	66,880	31,680	176,000
委託費支出	803,000	0	0	0	803,000
新聞図書費支出	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑支出	0	4,594	4,890	10,516	20,000
事業活動支出計	6,881,798	24,189,480	18,902,913	24,441,809	74,416,000
小計	-6,878,798	-6,939,020	1,128,577	9,659,241	-3,030,000
法人税等の支払額	-17,150	-16,049	-12,607	-26,194	-72,000
事業活動収支差額	-6,895,948	-6,955,069	1,115,970	9,633,047	-3,102,000
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出					
投資活動支出計	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0	0
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
当期収支差額	-6,895,948	-6,955,069	1,115,970	9,633,047	-3,102,000
前期繰越収支差額	-51,756,541	-13,925,057	14,133,685	59,369,837	7,821,924
次期繰越収支差額	-58,652,489	-20,880,126	15,249,655	69,002,884	4,719,924

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、本田 曜子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	本田 曜子
生年月日	昭和29年12月25日
住所	取手市上高井597番地

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 本 田 曜 子 (ほんだ ようこ)
生年月日 昭和29年12月25日 (65歳)
住 所 取手市上高井597番地

学 歴

昭和52年 3月 和洋女子大学文家政学部卒業

職 歴

昭和52年 5月 取手市役所入庁
平成17年 3月 総務部人事課課長補佐
平成20年 4月 健康福祉部高齢福祉課課長補佐
平成23年 4月 健康福祉部保健センター課長補佐
平成24年 4月 会計課課長補佐
平成26年 3月 取手市役所退職

その他の経歴

平成26年12月 取手市統計調査員 現在に至る
令和 元年12月 取手市民生委員児童委員 現在に至る

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、島田 三郎氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名	島 田 三 郎
生年月日	昭和 3 1 年 7 月 9 日
住 所	取手市新町五丁目 7 番 2 3 号

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 島 田 三 郎 (しまだ さぶろう)
生年月日 昭和 3 1 年 7 月 9 日 (6 3 歳)
住 所 取手市新町五丁目 7 番 2 3 号

学 歴

昭和 5 4 年 3 月 日本大学文理学部国文学科卒業

職 歴

昭和 5 4 年 4 月 利根町立布川小学校 講師
昭和 5 7 年 4 月 利根町立文小学校 講師
昭和 5 8 年 4 月 取手市立取手第一中学校 教諭
平成 4 年 4 月 藤代町立宮和田小学校 教諭
平成 1 0 年 4 月 藤代町教育委員会事務局 指導主事
平成 1 7 年 4 月 取手市立藤代小学校 教頭
平成 2 1 年 4 月 守谷市立黒内小学校 教頭
平成 2 5 年 4 月 取手市立井野小学校 校長
平成 2 7 年 4 月 取手市立取手東小学校 校長
平成 2 9 年 3 月 取手市立取手東小学校 退職

その他の経歴

平成 2 9 年 4 月 取手市特別青少年相談員 現在に至る
平成 2 9 年 4 月 社会福祉法人絆明会ばんめい(水彩館運営法人) 評議員
現在に至る
平成 3 1 年 4 月 水戸家庭裁判所所属家事調停委員 現在に至る